

令和3年 第2回

甲佐町議会 6月定例会会議録

令和3年6月11日～令和3年6月14日

熊本県甲佐町議会

令和3年第2回甲佐町議会（定例会）目次

○6月11日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	4
日程第1 会議録署名議員の指名について	4
日程第2 会期の決定について	4
日程第3 議長の諸般の報告について	5
日程第4 町長の提案理由の説明について	5
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	7
日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認について	9
日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認について	13
日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認について	17
日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認について	18
日程第10 報告第1号 令和2年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	20
日程第11 報告第2号 令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	21
日程第12 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について	27
日程第13 議案第31号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	30
日程第14 議案第32号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	32
日程第15 議案第33号 町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	35
日程第16 議案第34号 甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	39
日程第17 議案第35号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について	42
日程第18 議案第36号 甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定について	49

日程第19	議案第37号	甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	52
日程第20	議案第38号	甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	55
日程第21	議案第39号	甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について……………	57
日程第22	議案第40号	川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	60
日程第23	議案第41号	工事請負契約の締結について……………	63
日程第24	議案第42号	工事請負契約の締結について……………	67
日程第25	議案第43号	財産の取得について……………	73
日程第26	議案第44号	財産の無償譲渡について……………	76
日程第27	議案第45号	令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）……………	77
	散会……………		88

○6月14日（第2号）

出席議員……………	89
欠席議員……………	89
本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	89
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	89
開議……………	90
日程第1 一般質問……………	90
日程第2 議員派遣について……………	130
日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	130
日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	130
日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	131
閉会……………	132

6月11日（金曜日）

令和3年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和3年6月11日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 6月11日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月11日 午後5時06分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	4番 鳴瀬美善
5番 森田精子	6番 佐野安春	7番 荒田博
8番 宮本修治	9番 福田謙二	10番 井芹しま子
11番 宮川安明	12番 本田新	

1. 欠席議員

3番 田中孝義

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
総務課長 北野太	企画課長 古閑敦
地域振興課長 荒田慎一	くらし安全推進室長 佐々木善平
税務課長 奥名雄吉	環境衛生課長 橋本良一
住民生活課長 宮崎貴美代	健康推進課長 福島明広
福祉課長 岡本幹春	農政課長 井上幸介
建設課長 志戸岡弘	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 甲斐高士 4番 鳴瀬美善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議長の諸般の報告について
- 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第8 承認第3号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第10 報告第1号 令和2年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第11 報告第2号 令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第12 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第31号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第32号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第33号 町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第34号 甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第35号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第36号 甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第37号 甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第38号 甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第39号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第22 議案第40号 川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一

- 部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第41号 工事請負契約の締結について
- 日程第24 議案第42号 工事請負契約の締結について
- 日程第25 議案第43号 財産の取得について
- 日程第26 議案第44号 財産の無償譲渡について
- 日程第27 議案第45号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

皆様にお知らせいたします。3番、田中孝義議員から本日の会議の欠席届が出ております。

ただいまから、令和3年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクの着用をすることとしております。

また、傍聴者におかれましても、マスクの着用のうえ指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番、甲斐高士議員、4番、鳴瀬美善議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） では、ご報告いたします。先の定例会において付託を受けておりました令和3年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る5月31日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、お手元に配布のとおり、会期を本日6月11日から14日までの4日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、諮問案件、承認案件、報告案件、条例案件、契約案件、財産の取得案件、財産の無償譲渡案件、令和3年度甲佐町一般会計補正予算の審議、12日及び13日は休会、14日は一般質問、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、懸命なる議員におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日6月11日から14日までの4日間と決定いたしました。

諮問第1号の人権擁護委員候補者の推薦について、承認第1号から承認第4号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号及び報告第2号の繰越計算書の報告について、議案第30号から議案第40号までの条例の制定について、議案第41号及び議案第42号の工事請負契約の締結について、議案第43号の財産の取得について、議案第44号の財産の無償譲渡について、議案第45号の令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和3年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、多忙な中に、ご参集をいただき誠にありがとうございます。

さて、今年の梅雨入りは、九州北部で5月15日と平年より20日以上早くなっておりますが、これからが梅雨本番という季節となります。

国におきましては、災害対策基本法の改正により、避難情報のガイドラインが見直されており、災害発生が予測される段階におきまして、これまでよりも、より迅速な避難行動が必要となってまいっております。

昨年の熊本県南部豪雨などの例のように、特に梅雨前線の停滞による短期集中的な豪雨などを想定し、内水氾濫による被害予防対策や、コロナウイルス感染予防を考慮した避難誘導対策など、関係機関や団体、企業などとの連携を図りながら、梅雨明けまでは引き続き警戒を図っていく必要があるというふうに考えております。

また、新型コロナワクチン接種の進捗状況を申し上げますと、昨日現在で65歳以上の高齢者、対象者4,210人に対しまして、2,965名の接種が済んでおり、率にいたしますと70.4%と、おおむね順調に進んでいるという状況でございます。

今後におきましても、総合保健福祉センター鮎緑での集団接種及び町内医療機関での個別接種が円滑に進められ、接種を希望されます町民の皆様にも少しでも早く行き渡るよう、関係機関との協力体制を築きながら、計画的な事業推進に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染予防措置によりまして、社会活動の制限など様々な方面への影響が出ている状況でありますけれども、本町におきましても、ご承知のように、やな場の営業や、あゆ祭りについては昨年に引き続き、残念ながら本年度も中止というふうになりました。今後、全国的にワクチン接種が行き渡り、やな場をはじめ各イベントが再開され、一刻も早くウイルス感染のおそれのない日常が戻るよう願っているところでもございます。

それでは、早速ですけれども、今期定例会に提出いたしております各議案についてご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、諮問案件1件、承認案件4件、報告案件2件、条例案件11件、工事請負契約の締結案件2件、財産の取得案件1件、財産の無償譲渡案件1件、補正予算案件1件、以上、合わせて23件となります。

まず、諮問案件といたしましては、人権擁護委員候補者の推薦についてを、承認案件につきましては税条例等の一部改正や、令和2年度各会計補正予算に係る専決処分等の報告及び承認の合わせて4件を、報告案件といたしましては、令和2年度甲佐町一般会計事故繰越繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書の報告についての2件を、条例案件といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について、ほか白旗グラウンドや甲佐高校夜間照明施設の廃止に係る条例案件及び施設使用料及び減免規定の見直しに伴う改正など、11件を提出いたしております。特に、施設使用料等の改正につきましては、第3次行財政改革におきまして、これまで統一的な見直しができなかった公共施設の使用料について、近隣自治体の改正状況なども踏まえ、受益者負担、施設の効率的運営、料金算定方法の明確化及び減免基準の整理など、施設利用に係る負担の公平性を担保するため、関係条例の改正をお願いするものでございます。

また、工事請負契約の締結につきましては、熊本甲佐総合運動公園管理棟新築工事及びソフトボールエリア整備工事、以上の2件を、財産の取得については、新基準の消防団員活動服購入について、財産の無償譲渡案件といたしましては、中早川区集会用施設の無償譲渡を、いずれも議会のご議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定に基づき議会のご議決を求めるものでございます。

令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）につきましては、多くは新型コロナウイルス感染症対策対応地方創生臨時交付金に係る国の第3次補正予算に伴う新規事業の追加などによるものとなっております。

まず、歳出の主なものといたしましては、民生費の子育て世帯生活支援特別給付金に1,000万円、農業費の防災重点農業用ため池看板設置工事に3,000万円、商工費のプレミアム付き商品券事業補助金に5,000万円、災害復旧費の林道倉谷線の災害復旧にかかる工事請負費に2,800万円などの増額補正を行っております。

次に、歳入の主なものにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1億2,677万6,000円、子育て世帯生活支援特別給付金補助金に1,137万7,000円、農業水路等長寿命化防災減災事業補助金に3,000万円、指定寄附金、ふるさと応援寄附金でございますけれども、こちらのほうには2,000万円などの追加、また町営住宅建て替え事業に係る社会資本総合整備交付金の2,653万4,000円の減額に伴い、公営住宅等建設事業債に2,690万円を増額し、総額で2億1,901万円を追加し、補正後の総額を81億5,865万4,000円といたしております。

以上、今期定例会にご提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいま提案理由の説明を申し上げたばかりではございますけれども、提案理由の説明の中で、金額の数字が誤っておりますので、改めて修正を申し上げ、お詫び申し上げたいと思います。

先ほどの説明の中で、一般会計の補正予算の総額を「81億5,865万4,000円」を申し上げましたけれども、正確には「73億4,427万9,000円」となります。

誤っておりますので、お詫びして訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮川安明君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（宮川安明君） 日程第5、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 諮問第1号について、ご説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■、氏名、元村伴子（もとむらともこ）、生年月日、■■■■■■■■■■、令和3年6月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、現委員である同氏が、令和3年9月30日で任期満了となるためでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の推薦理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、推薦理由を申し上げます。

ただいま、ご紹介にありました候補者は、長年社会福祉法人豊徳会、若草保育園の園長を務められ、また熊本県立甲佐高等学校の学校評議員、甲佐町社会福祉協議会評議員などの要職を歴任されております。

現在は、社会福祉法人豊徳会の理事長を務めながら、熊本県御船警察署協議会委員としても活躍をされております。

これまで、子どもたちの健やかな成長のために家族の悩みに寄り添いながら、児童福祉や学校づくりにご尽力をされてこられました。

また、平成30年10月から人権擁護委員の子ども委員として活動され、任務を全うされようとしております。このように豊富な経験と知識をお持ちであり、人権意識も高いゆえ、人格、識見ともに高く、人権擁護委員として求められる活発な活動が期待できる適任者として推薦をいたすものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

ただいま、ご説明がございましたとおり、引き続き現委員であります元村伴子氏を推薦されるということでございます。説明にありましたとおり、元村氏におかれましては、町内の保育園におかれまして、長きにわたり園長、現在は理事長として、幼児保育に携わってこられました。町民からの信頼も厚く、とりわけ子育て世代の親御さんからの信頼も非常に厚いものがあります。引き続き、人権擁護委員としての職責を果たしていただきますことを期待いたしまして、何ら異議なく推薦いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

本諮問について、候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本諮問は候補者として適任である旨の意見を添えて答申することに決定いたしました。

日程第6 承認第1号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第6、承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それでは、承認第1号についてご説明いたします。

承認第1号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。専決処分書でございます。

専第1号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分する。令和3年3月31日、町長名でございます。

記、1、甲佐町税条例等の一部を改正する条例、専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和3年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらが、甲佐町税条例等の一部を改正する条例でございます。

甲佐町税条例の一部改正、第1条、甲佐町税条例（昭和30年甲佐町条例第49号）の一部を次のように改正する。

以下、第2条まで改正の規定がございますけれども、改正の内容などにつきましては、別に添付いたしました説明資料のほうを基にご説明させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは説明資料によりまして、承認第1号について、ご説明いたします。

甲佐町税条例の一部改正、要旨でございます。

まず、個人住民税についてです。1、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の拡充、延長でございます。住宅ローン控除に係る税額控除の期間を13年間とする特例の適用期限について、引き続き住宅投資を幅広く喚起するために、令和2年10月から令

和3年9月までの間に新築、または令和2年12月から令和3年11月の間に建売住宅の取得や増改築等を契約し、令和4年12月末までに入居を行った者に対して控除を認めるとして、この適用期限を延長する改正がなされております。

また今回、床面積が40平米以上50平米以下の住宅についても控除の対象とするということで拡充がなされております。ただ、この場合の税額控除については、13年間の控除期間のうちの当該年の合計所得金額が1,000万円未満の年に限り摘要となるものでございます。

適用期限の延長、対象住宅の拡充がなされたものにつきましても、引き続き住宅ローン控除による税額控除額を所得税から控除しきれなかった額について、個人住民税から控除をするというものでございます。令和3年4月1日からの施行となります。

次に、2、退職所得課税の適正化でございます。

一般の退職所得に対する課税におきましては、退職手当が、これが長期にわたる勤務の対価の一部として生ずるものという性格に配慮したことから、税負担の標準化の措置として退職手当等の額から一定の退職所得控除額を控除した退職所得額に2分の1を掛けた額に税率を課すということになっております。しかし、昨今の退職手当等の給付実態を踏まえましたところで、法人役員以外の方の一般の者の退職手当等のうち、勤続年数が5年以下の退職所得に係る課税につきましても、退職所得のうち300万円を超える部分に限って、この2分の1を乗ずるという掛ける措置を撤廃するという改正でございます。

令和4年1月1日からの施行となります。

次に、3、個人住民税の非課税限度額の算定における国外居住親族の取り扱いの見直しでございます。

次のいずれにも該当しない30歳以上70歳未満の国外に居住する親族について、個人住民税の所得割及び均等割に係る非課税限度額の算定の基礎とする扶養控除から除外するというものでございます。ア、留学によって国外に住所及び居所を有しなくなった者。イ、障害者。ウ、当該納税義務者から前年において、生活費または教育費に充てるための支払いを30万円以上受けている者でございます。

この改正につきましては、令和2年度の税制改正におきまして、30歳以上70歳未満で、このア、イ、ウに該当しない国外扶養親族は、扶養控除の対象から除外するとの改正がなされておきまして、これに伴い、今回改正されるものでございます。

令和6年1月1日からの施行となります。

固定資産税についてです。4、評価替えに伴う負担調整措置の継続等でございます。

土地に対する課税におきましては、土地の価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための措置として、負担調整措置がなされておりますが、これを現行のまま3年間延長するとの改正でございます。

また、近年の社会情勢、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、納税者の負担に配慮するとの観点から令和3年度に限っての特例として、土地について、負担調整措置後の税額が令和2年度よりも高くなる場合には、令和2年度の税額に据え置くとの改正でございます。

令和3年4月1日からの施行となります。

5のほうは、固定資産税の特例措置の創設、拡充、延長でございます。

まず、利水ダムに整備される治水のための放流施設に係る非課税措置の創設がなされています。

すみません。ここで申し訳ありませんけれども、説明資料について一つ訂正がございまして、申し上げありません。次の「自転車利活用促進法に規定する」と表記しておりますけれども、この法令の名がですね、正しくは「自転車活用推進法」でございました。お詫びして訂正いたします。申し訳ございません。

引き続き、ご説明いたします。

自転車活用促進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業の用に供する償却資産に係る特例措置の創設です。当該償却資産の課税標準額を4分の1軽減するものでございます。

次に、特定都市河川浸水被害対策法、または下水道法に規定する認定事業者の雨水貯留浸透施設に係る特例措置の創設です。

当該施設に係る課税標準額について、地方税法、三者基準のとおり3分の2を軽減するものでございます。

次に、先端設備等に係る特例措置の見直しでございます。

現行の中小事業者等が認定先端設備導入等計画に従って取得した先端設備等に該当する事業用の家屋、構築物、機械措置等に係る課税標準額については、地方税法、三者基準のとおりゼロとしているところでございますが、今回認定先端設備等導入計画及び先端設備等に関する規定が、生産性向上特別措置法から中小企業等経営強化法のほうに移管されることになっておりまして、これに伴って改正を行うとともに、適用期限を令和5年3月31日まで延長するものでございます。

次に、平成28年熊本地震に関する災害関連税制の延長といたしまして、1、被災住宅用地に係る課税の特例、被災代替家屋に係る税額の減額、3、被災代替償却資産に係る課税標準の特例について、それぞれ適用期限を令和5年3月31日まで2年間延長する改正でございます。

軽自動車についてでございます。まず6、環境性能割の改正でございます。軽自動車の取得時に課税される環境性能割については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促すために2年ごとに見直しを行うこととされています。令和2年3月に新たな燃費基準、令和12年度燃費基準が確定されたことも踏まえて、税率区分の見直しと適用期限の延長について改正がなされております。説明資料のほうは、自家用の乗用車についてでございますが、ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車等のガソリン軽自動車については、令和2年度燃費基準の達成度合いによりまして、非課税から2%の税率が規定されていた税率区分でございますが、これを令和12年度燃費基準の75%以上達成したものについて非課税、60%以上を達成したものについては1%、それ以外のものについて2%の税率とする改正でございます。

表の上のほうの電気自動車等につきましては、税率区分に変更はなく、これらの適用期間について令和4年度まで延長することとされています。

資料の3ページ目のほうですが、次の臨時的軽減措置の延長につきましては、ただいま、ご説明いたしました環境性能割の税率を臨時的な軽減措置として、それぞれ1%軽減する特例でございますが、この特例の適用期限を令和3年12月31日取得分まで延長する改正でございます。令和3年4月1日からの施行となります。

次に、7、グリーン化特例による改正でございます。

グリーン化特例に関しましては、一定の軽自動車について取得後、最初の種別割を軽減するというものでございますが、今回、自家用の乗用車に関しまして、電気自動車について現行の措置を、そのまま令和5年3月31日取得分まで延長とされております。

それから、営業用の乗用車に関しましては、電気自動車等について、税率を75%、令和12年度燃費基準を90%以上達成するものについて、税率を50%、基準を70%以上達成するものについて、税率を25%それぞれ軽減することとし、また軽貨物自動車については、電気自動車に限って税率を75%軽減することとし、これらのそれぞれの適用期限を令和5年3月31日まで取得分とされています。令和3年4月1日からの施行となります。

これらのほか、地方税法及び政省令等の改正に伴う字句、引用条項等の改正を行ったものとなります。

ご説明につきまして、以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 2番の退職所得課税の適正化ということで、この課税額が2分の1の撤廃によって増えるんだと思うんですけども、これまでの申告から見てですね、町内での対象者といいますか、そういった形がですね、多いのか、おられるのかですね、そこら付近は、どのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） この退職所得課税の適正化に該当するような方がいるのか、どのような方が、そういう適用になるのだろうかといったご質問だったと思いますが、5年間で退職手当を、この2分の1がはずれるほどの金額となりますと、単純に5年間勤務した場合逆から計算して500万円以上の退職手当等があった方ということになると思われます。なかなかちょっと、こういったこれほどの収入が得られる方といいますと、若い方というよりは、ある程度経験を積んでおられる技術ですとか、専門の知識があるような方ではないかと思われますけれども、私が事務をした中では、こういった方の申告があったことは、ちょっと私は、あまり記憶にないように考えておりまして、大きな影響はなんとも言えないところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 承認第1号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、今の課長さんのほうから説明がありましたとおり、この理由も述べてありますので、地方税法等の一部を改正することによって、甲佐の条例の一部を改正する必要性が生じたということで何ら異議なく賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第1号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第7、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、承認第2号について、ご説明申し上げます。

承認第2号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。

専第2号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和3年3月31日、町長名です。

記1、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第11号）、次の次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第11号）。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ302万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億9,528万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款2、地方譲与税に1,247万3,000円を追加し、6,967万5,000円としています。1の地方揮発油譲与税、2の自動車重量譲与税、4の森林環境譲与税です。

款3、利子割交付金から5万5,000円を減額し、44万5,000円としております。1の利子割交付金です。

款4、配当割交付金に93万4,000円を追加し、193万4,000円としております。1の配当割交付金です。

款5、株式等譲渡所得割交付金に112万円を追加し、192万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。

款6、法人事業税交付金に116万5,000円を追加し、446万5,000円としております。1の法人事業税交付金です。

款7、ゴルフ場利用税交付金に278万8,000円を追加し、982万7,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。

款8、地方消費税交付金に4,239万5,000円を追加し、2億2,824万4,000円としております。1の地方消費税交付金です。

款10、環境性能割交付金に398万8,000円を追加し、448万8,000円としております。1の環境性能割交付金です。

款13、交通安全対策特別交付金に18万7,000円を追加し、98万7,000円としております。1の交通安全対策特別交付金です。

款16、国庫支出金から1,345万6,000円を減額し、29億4,772万7,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款17、県支出金から1,643万5,000円を減額し、6億8,308万2,000円としております。2の県補助金です。

次のページをお願いします。

款18、財産収入に21万3,000円を追加し、239万円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。

款19、寄附金に948万3,000円を追加し、9,948万4,000円としております。1の寄附金です。

款20、繰入金に6,361万2,000円を追加し、2億5,854万1,000円としております。1の基金繰入金です。

款22、諸収入から30万7,000円を減額し、5,870万8,000円としております。4の受託事業収入です。

款23、町債から1億507万7,000円を減額し、11億7,325万2,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額91億9,225万3,000円に、302万8,000円を追加し、91億9,528万1,000円としております。

次のページをお願いします。歳出です。

款2、総務費に466万8,000円を追加し、21億7,032万3,000円としております。1の総務管理費、3の戸籍住民登録費です。

款3、民生費から164万円を減額し、20億5,546万3,000円としております。なお、2の児童福祉費は財源内訳変更によるもので、補正額はゼロ円となっております。

続いて、款4、衛生費から次のページの款11、公債費までにつきましては、財源内訳変更によるもので、補正額は、すべて0円となっております。

歳出合計が、補正前の額91億9,225万3,000円に、302万8,000円を追加し、91億9,528万1,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正、1変更です。

起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。

起債の目的、減収補てん債から6,057万7,000円を減額し、1,232万3,000円としております。過疎対策事業債から1,100万円を減額し、5億9,950万円としております。緊急防災減災事業債から210万円を減額し、1,250万円としております。緊急しゅんせつ推進事業債から50万円を減額し、480万円としております。防災減災国土強靱化緊急対策事業債から10万円を減額し、1,000万円としております。公営住宅建設事業債から50万円を減額し、2億2,450万円としております。災害復旧事業債から3,030万円を減額し、6,540万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部について、お願いいたします。本予算全部です。

何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

歳出の項で、多くのところで財源内訳変更というのがあるというのは、どういった意味なのか教えていただけますか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野太君） 財源内訳変更につきましては、当初予算からずっと事業を運営していく上で過疎債と補助金等をですね、いろいろ借り受けながらやっております。補

助申請があって、一応補助決定ということで、いろいろ過疎債等も決定額というのがきます。

とりあえずは、財政調整基金あたりを投入しながら、その事業の予算を立てていくわけなんですけれども、最終決定ということで金額が固まってくるので、それを振り分けて財政調整基金のほうから減額するというような調整を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。歳入のページの13ページですけれども、款の19のところの指定寄附金で、補正額で948万3,000円ということで金額が補正で増額になっておりますけれども、この中身についてわかれば、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この948万3,000円の内訳ということでございますけれども、これが2種類ございます。

まず、一般の指定寄附金分が535万3,000円でございます。これについては、町への指定寄附ということで、企業が2社、それと団体が一つということで、三つの指定寄附がっております。そのほか413万円については、ふるさと応援寄附金分の増加分のふるさと応援寄附金分ということになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 承認第2号、専決処分の報告及び承認についてでありますけれども、今、総務課長のほうよりも説明がありましたとおり、かなりの財源内訳変更があるようですけれども、増減としても300万ちょっとの追加ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、承認第2号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認すること

に決定しました。

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 日程第 8、承認第 3 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 承認第 3 号について、ご説明申し上げます。

承認第 3 号、専決処分の報告及び承認について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めらるるものでございます。

令和 3 年 6 月 11 日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第 3 号、専決処分書、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 3 年 3 月 31 日、町長名です。

記、1、令和 2 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）です。

次の次のページをお願いいたします。

令和 2 年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,820 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 8,666 万 1,000 円とするものです。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 3 年 3 月 31 日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款 4、県支出金から 1,820 万 6,000 円を減額し、10 億 5,241 万 3,000 円としております。1 の県補助金です。

歳入合計、補正前の額 15 億 486 万 7,000 円から 1,820 万 6,000 円を減額し、14 億 8,666 万 1,000 円としております。

次のページをお願いいたします。歳出です。

款 2、保険給付費から 1,632 万 3,000 円を減額し、10 億 2,765 万 2,000 円としております。1 の療養諸費、2 の高額療養です。

款 8、予備費から 188 万 3,000 円を減額し、1,206 万 8,000 円としております。1 の予備費です。

歳出合計、補正前の額 15 億 486 万 7,000 円から 1,820 万 6,000 円を減額し、14 億 8,666 万

1,000円としております。

今回の補正は、歳入におきましては、県支出金における令和2年度普通交付金の額確定に伴う減額、また歳出におきましては、普通交付金の額確定の基礎となる保険給付費の減額が主なものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番、承認第3号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、ただいま課長の説明にありましたとおり、額の確定による減額補正ということでございますので、何ら異議なく承認したいと思います。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに決定しました。

しばらく休憩します。11時10分から再開いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮川安明君） 認定第9、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 承認第4号について、ご説明申し上げます。

承認第4号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

令和3年6月11日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和3年3月31日、町長名です。

記、1、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）です。

次の次のページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,897万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和3年3月31日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款4、繰入金から3万1,000円を減額し、5,505万9,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款6、諸収入から7万6,000円を減額し、415万8,000円としております。

4の受託事業収入です。歳入合計、補正前の額1億5,908万5,000円から10万7,000円を減額し、1億5,897万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。款1、総務費につきましては、財源内訳変更によるもので補正額は0円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

款3、保健事業につきましても、財源内訳変更によるもので補正額は0円としております。1の健康保持増進事業費です。

款5、予備費から10万7,000円を減額し、46万8,000円としております。1の予備費です。

歳出合計、補正前の額1億5,908万5,000円から10万7,000円を減額し、1億5,897万8,000円としております。

今回の補正は、後期高齢者医療の歯科口腔健康診査事業に係る年度分請求の額確定に伴う減額及び事務費の支出額確定に伴う一般会計繰入金の減額が主なものです。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。
質疑については、本予算全部についてお願いします。
何か質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終結します。
これから討論を行います。
本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。承認第4号、専決処分の報告及び承認について。
令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）でございますけれども、
課長のほうから説明がありましたとおり、歳出については、健康保持増進事業の額の確定
による減額、歳入につきましても、一般会計繰入金の事務費繰り入れの減額等ございま
すので、何ら異議なく賛成させていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。
これから承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。
本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり承認することに
決定しました。

日程第10 報告第1号 令和2年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につい て

○議長（宮川安明君） 日程第10、報告第1号「令和2年度甲佐町一般会計事故繰越し繰
越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 報告第1号について、ご説明申し上げます。

報告第1号、令和2年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第150条第3項で準用する第146条第2項の規定により、下記のとおり
報告するものでございます。

記、令和2年度甲佐町一般会計事故繰越し繰越計算書。

款7、土木費、項4、住宅費、事業名、住宅耐震化推進事業、支出負担行為額631万
4,000円、左の内訳、支出済額189万4,000円、支出未済額442万円、翌年度繰越額442万円、
左の財源内訳としまして、未収入特定財源が国庫支出金221万円、地方債が220万円、合計

の441万円、一般財源が1万円となっております。

説明につきましては、請負者の所在地が新型コロナウイルスによる緊急事態宣言対象地となり、感染症拡大防止に万全を期すため来町できなかつたため、現地調査業務等が実施できず、年度内に業務を完了することが困難となったためでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 再度のお尋ねになるのかもしれませんが、申し上げていません。

現地調査業務というか、この業務内容について詳しく説明をいただきたいのと、これは所在地はどこか、福岡なのか東京とか、いろいろあると思いますけれども、どこの県の業者なのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） この住宅耐震化推進事業につきましては、芝原地区の液状化対策事業でございます。

液状化対策事業の工事は完工しておりますけれども、その後1年間モニタリング調査業務を行っておりますので、その委託業務となります。

委託業者につきましては、東京都在住の千代田コンサルタントということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第1号「令和2年度甲佐町一般会計繰越し繰越計算書の報告について」終わります。

日程第11 報告第2号 令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮川安明君） 日程第11、報告第2号「令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第2号、令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

説明は、款、項、事業名、翌年度繰越額の順でさせていただきます。

款2、総務費、項1、総務管理費、新型コロナウイルス感染症対策公共施設換気設備整備事業300万円、同じく新型コロナウイルス感染症対策公共施設三密防止対策事業372万円、防犯灯設置事業100万円、項2、徴税費、新型コロナウイルス感染症対策相談窓口三密防止対策事業141万7,000円、款3、民生費、項1、社会福祉費、住宅改造助成事業30万1,000円、同じく老人いこいの家屋上改修事業1,200万円、乙女高齢者福祉センター太陽光発電施設等設置事業2,905万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策乙女高齢者福祉センター蓄電池設置事業800万円、次のページをお願いします。

款4、衛生費、項1、保健衛生費、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所空調機能等強化対策事業4,542万7,000円、款5、農林水産業費、項1、農業費担い手支援づくり交付金事業1,810万2,000円、同じく、ため池調査事業2,622万4,000円、款6、商工費、項1商工費、新型コロナウイルス感染症対策移動販売整備事業600万円、津志田河川自然公園給水管漏水調査事業65万円、竜野川環境施設、トイレ整備事業1,600万5,000円、やな場環境整備等事業500万円、新型コロナウイルス感染症対策公園トイレ改修事業500万円、観光協会補助事業、緑川スポーツフェスタ分400万円、次のページをお願いします。

款7、土木費、項2、道路橋りょう費、道路維持事業614万8,000円、道路新設改良工事3億5,543万2,000円、項3、河川費、河川しゅんせつ事業101万5,000円、項4、住宅費、住宅耐震改修事業130万円、町営住宅建替事業3億726万2,000円、私道復旧事業100万円、被災宅地復旧事業704万3,000円、乙女第3仮設団地みんなの家移設事業1,778万7,000円。

款8、消防費、項1、消防費、新型コロナウイルス感染症対策活動服購入事業967万8,000円、同じく新型コロナウイルス感染症対策投光器購入事業514万3,000円。下横田地区浸水対策事業3,940万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所消耗品購入事業14万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策指定避難所備品購入事業207万7,000円、新型コロナウイルス感染症対策防災無線屋外アンテナ購入事業130万円、新型コロナウイルス感染症対策戸別受信機購入事業652万1,000円。

款9、教育費、項2、小学校費、龍野小学校グラウンド側溝整備事業690万円。

次のページをお願いします。

同じく、甲佐小学校特別支援学級等備品整備事業62万9,000円、甲佐小学校ブロック塀等改修事業130万円、項4、社会教育費、新型コロナウイルス感染症対策文化財パンフレット作成事業19万円、同じく図書室換気対策事業22万3,000円、同じく図書購入事業82万1,000円、同じく書籍消毒機購入事業118万9,000円、同じく生涯学習センター机等購入事業202万9,000円。

次のページをお願いします。

項5、保健体育費、新型コロナウイルス感染症対策総合運動公園防犯カメラ設置事業133万2,000円、新型コロナウイルス感染症対策総合運動公園備品購入事業609万9,000円、総合運動公園整備事業4億1,130万1,000円。

款10、災害復旧費、項1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業3,611万円、林業施設災害復旧事業3,668万1,000円。

次のページをお願いします。

項2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業9,668万8,000円、合計の翌年度繰越額が15億4,764万9,000円となります。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。この関連でもよろございますか、関連。

○議長（宮川安明君） はい。

○8番（宮本修治君） 商工費の中のトイレ整備事業とか、公園トイレ改修事業とかありますけれども、以前、白旗小学校のほうにもグラウンドの整備事業の中で、トイレ改修事業というふうに前課長のほうに申し上げた経緯がありますけれども、龍野小学校はできましたけれども、白旗小学校のほうはどうなっているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 白旗小学校につきましては、屋内のトイレと、屋外のトイレ、あわせて本年度予算で計上しておるところでございます。

以上です。本年度発注するというところでございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 今年度発注するというところで、ありがたいことですが、場所的に龍野小学校を拝見しに行ったんですけど、今までは校舎と真逆のほうにトイレがありましたけれども、白旗小学校も校舎と駐在所の下のほうに外部のトイレがありますけれども、今、龍野小学校は小学校の真横に建ててありますけれども、白旗小学校もそれをされるわけですかね。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これは白旗小学校と打ち合わせしまして、今、滑り台がありますけれども、校舎のすぐ横にですね、真横になりますけれども、滑り台とか鉄棒とかありますけれども、そこに建てるところで、校舎から10メートル離れたぐらいの所に建てる予定でございます。

○議長（宮川安明君） 宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。一般的に、トイレの改修にあたっては、その近くでなかなか駄目という、影響があるのかわかりませんが、外は大体グラウンドに行く場合は子どもたちは、そこのトイレに、校舎のトイレに行くのが間に合わないぐらい真逆のほうに付けてあると思いますけれども、何か影響があるのかですね、わざわざ学校側のすぐ真横で造れば、校舎のトイレのほうの方が早いと思いますけれども、いかがですか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） これはですね、災害時に、その駐車場にですね、もし止める場合ですね、そういった場合にもトイレを使うということもあります。

また、離れた所にあると、先生たちがですね、目が行き届かないということで、なるべく近くのほうがいいという要望を等がありまして、そこにしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 乙女高齢者福祉センターの太陽光発電設置をするということで、約3,000万、そしてまた、下のほうにも800万という予算で、3,700万円ほどの予算を組んでありますけれども、あそこの利用状況ですよ、利用状況はどうなのかということですね、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 乙女高齢者福祉センターの利用状況ということで、回答したいと思います。

まず、週に1回は必ず、今お休みをしておりますが、サテライト事業で利用をしていると。

それと、今後、乙女小学校の松山塾というのが放課後されますが、そういうのでも活用をされていると。

それと、民間の方、高齢者の福祉施設ということで建設しておりますが、事業所として利用させていただきたいというようなことで、利用申請もあっていると、そういうような状況でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 利用状況がどうなのかと聞いたのはですね、やっぱり3,700万もかけてですね、太陽光発電を設置するというのはいいんですけども、費用がですね、非常に大きいなと思って、利用が少なければ電気代等々の計算からしてもですね、費用対効果とかというのは、どうなのかなというふうに思ったのでお聞きしました。

次にですね、衛生費の中で新型コロナウイルス感染症対策で、空調機能等強化対策事業なんですけれども、これは、あゆみの関係というふうにお聞きしておりますけれども、それについて、ちょっと説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 費用対効果のお話がありましたが、乙女高齢者福祉センターにつきましては、現在コロナの影響もあり、災害時に避難所としては体育館を主に開設してありますが、大規模災害等がありましたときに、避難所としての活用も考えております。災害時に停電ということも考えられますので、今回太陽光発電さらに蓄電池の整備をするということで事業を計画しているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 新型コロナウイルス感染症対策指定避難所空調機能等強化対策事業ということで、概要の説明をいたします。

あゆみにおきまして、町の指定避難所となっております町の総合保健福祉センターにおきまして、空調機器の老朽化により、夏季、冬季において冷暖房の適温が保てなくなっている状況ということもありまして、また、当センターでは感染症等の町の保健事業業務等に携わる職員、保健指導の事務所も併設しておりまして、多くの町民の方が来庁されることもあり、空調機能改修を行い町民の安全安心として、安心して避難所として利用できる環境を整えるということでございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） さっきの太陽光発電のほうもそうなんですけど、ここでもですね、空調機を取り替えるということで、何台換えられるのか、ちょっとお聞きしますけれども、それとですね、この空調機器ですよ、こういった購入をする場合ですね、その選定ですよ、かなり4,500万という事業費でございますけれども、見積もり等、入札をやられているのかですね、それとも見積もりを取られて選定をされているのかですね、業者選定については、どのようになされているのか、ちょっとお聞きをいたします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 予算の話ありましたけれども、この財源としては、基本的に今回の新型コロナの地方創生交付金のほうを活用させていただいたということでありまして。当然この交付金の活用のやり方については、被害を受けておられる方に対する手厚い支援であったり、また公共施設の中での、そういうコロナ対策で整備を図っていくというような考え方があろうかと思えます。

なかなか町の単独費でやろうとした場合には、できない場合が多いんですけども、こういった国のいろんな交付金の制度がある場合には、これをうまく活用しながら財源確保に努めていくということも、これは非常に町としては大事な考え方だというふうに思いますので、そういった両方の考え方を整理しながら、今回の3次補正、あるいは、これまでの1次、2次補正の予算の対応等については、やらせていただいたということでありまして、また太陽光発電の話もありますけれども、先ほど岡本課長が話したとおり、これも乙女については熊本地震の際、小学校の施設を改修した中でのそういうふれあいセンターだったんですけども、それが壊れたということで、地区の方々からも非常に強い要望もあって、ようやく完成をしたということです。

それについても、避難所の対応ができるように、シャワー室等も設けてありますし、いろんなこれまでの町民の人たち、あるいは利用者の方々の声を参考にしながら整備を図ってきておりますので、どうか、その辺は十分ご理解のほうをいただきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） すみません。先ほど、あゆみにおける空調機器の台数と

いうことで、一応14台を予定しております。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。ページの9ページで、款5の農林水産業の中に、ため池調査事業というのがございます。

これは2ページですか、すみません、2ページですかね。

ため池調査事業というのが繰り越しであると思えますけれども、これの調査の内容を聞きたいというのと、これは資料をいただいているので、令和3年度の補正の中でも、ため池に関する看板とかの補正が出てきていると、ちょっと見たんですね、調査と看板設置というのが共通したものなのかを、どういう事業なのかをちょっと聞かせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、お答えいたします。

まず、今回は明許繰越であげております、ため池調査事業、これにつきましては、令和元年と令和2年の2カ年事業として、ため池のハザードマップを作成する事業でございます。

これにつきましては、令和元年度分につきましては10カ所、それと令和2年度で20カ所、県が指定する防災重点ため池については、すべてハザードマップを作成すると。

今回、繰り越しましたのが、20カ所分ということで、コロナウイルスの関連で、このハザードマップを作成するときに、地域住民の方とのワークショップ等々を行わなければならないというところで、それがなかなかできなかったということで、今回20カ所繰り越しということにしております。

それと、おっしゃいました今回補正のほうであげております看板設置事業、これのほうは今年度新たに補助事業として、国が100%補助するということで、その防災重点ため池に、このハザードマップの内容を記した看板を設置しますというところで、100%の補助が今回できておりますので、今回計上しているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今の説明で十分わかりました。この調査と、この令和3年度の予算はリンクしとるといふか、からんどると、一緒ですね、箇所については防災ハザードマップができたため池30カ所について看板を立てるといふことですね。箇所については個別にでも必要がある人は聞かれると思えますのでですね。

それと関連して一つだけですね、よくテレビ等で、ため池の事故が発生するのをよく聞きますけど、あれが部落管理なのか、土地改良管理なのか、町管理なのか、非常にわからんとですけれども、何か予告するような看板の文字を何かそれに書くとか、何かそういった補助はないでしょうかねと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） まず、ため池の管理ということですが、基本的にため

池については、その行政区と協定を結んでおります、管理の。

おっしゃいました安全防止の看板の記載とかいうところですけども、今回の看板設置事業、補正で出ておりますけれども、今のところ、まだ使用が明確に国から示されておられません。そこで、金額として国が想定しているのが、最大100万円程度ということで、それよりも落ちるとは思いますけれども、その中で、国の使用が、まだ確定してみないとわかりませんが、そういう部分について、考慮できるものであれば考慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 確認ですが、1カ所100万円ですか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） これは、あくまで国の想定した事業費ということで、1カ所当たり100万円というところで、国のほうから示されております。ただ、これについては、あくまで、まだ決まった金額ではございません。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番です。2ページの商工費でございます。下から2番目、新型コロナウイルス感染症対策公園トイレ改修事業であります。これは公園というのは、どちらの公園トイレで、新型コロナウイルス感染症対策とありますけれども、どのような内容のものをされるのか教えてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 今議員おっしゃいました公園の改修事業でございますが、これにつきましては、津志田河川自然公園のトイレ改修事業を考えております。

内容につきましては、今、和式等ですので、洋式に換えたところと、手洗い等が非接触型に換えたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号「令和2年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第12 議案第30号 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第12、議案第30号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） それでは、議案第30号でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月11日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、令和3年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を実施するにあたり、本条例を制定するため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例。

趣旨、第1条、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下「感染症」という）の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免については、この条例の定めるところによる。以下、第7条まで規定をいたしてございますが、この条例は去年の6月にご議決をいただいた減免の条例を、これは廃止しまして、新たに減免の条例を規定するといったものでございます。

いちばん最後にお付けしております説明資料でご説明させていただきますが、議案第30号、説明資料でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免に関する条例制定の趣旨でございますが、表の一番上段に「新条例における変更箇所」、それから次に「旧条例」、その次に「新条例」といたしておりますが、この旧条例というのが、去年6月にご議決いただいたもの、それから新条例が今回の議案でございます。

この表で、新条例、便宜上この旧条例と新条例というふうにさせていただいておりますが、この表で今回、旧条例と新条例で変わる部分を抜き出しているところでございます。

まず、感染症の定義につきましては、今回は「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症」といたしておりますが、これは新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正によりまして、感染症の定義を変更したというものになります。

今回は、今回の議案につきましては、第2条の減免対象となる国民健康保険税を令和3年度課税分で、この納期が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の

納期限が到来するもの、又は特別徴収されるものと規定をしているものでございます。

旧条例におきましては、令和2年度までの課税の分までを減免の対象にするとしておりましたので、今回新たに議案を提出するものでございます。

すみません。内容自体に関しましては、まったく変わりありません。ここに書いてあるもの以外は、何も変わっていないものでございます。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。今、担当課長のほうから新条例のほうを説明されましたけど、病原体がベータコロナウイルスということで、なかなか報道でも正式には固有名詞を出せないんで、ベータとなったでしょうけれども、アルファ、ベータ、ガンマとかいうやつが、ひょっとしたら、今度はベータに置き換わるような話も進んでいった場合に、そういったときは、また随時この条例の改正が出てくるというような考えで、遠からず近からずというか、そういった想定で、私たちは考えておくべきなんではないかということで、お尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 新型コロナウイルス感染症についてのご質問ですが、今回これは国のほうで、新型インフルエンザ特別措置法の中で、新型インフルエンザは、これですというふうに規定したものが、今回のベータコロナウイルスということでございますので、それにあわせて規定をする必要がございますので、このようにいたしております。

このあと、議員おっしゃいますようなことが発生した場合には、滞りなく適正に対応ができるようにしていく必要があると思っておりますので、そういったことでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。昨年の対象世帯というか、数字的な分を参考までに教えていただければと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 昨年の対象世帯といいますか、実際減免になった実績といいますかですね、そういったことで、ご説明をさせていただきたいと思っております。

昨年は、最終的に6世帯につきまして、減免額総額で157万円ほどの減免が決定になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第30号、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長のご説明にありましてとおり、令和3年度も適用できるように本条例を制定するというところでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第30号「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る甲佐町国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 議案第31号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第13、議案第31号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第31号について、ご説明申し上げます。

議案第31号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

提案理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による第1号介護保険料の減免措置を令和3年度も引き続き実施することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。

甲佐町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第8条第1項中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中、「生計を主として維持するもの」の次に「（以下、主たる生計維持者）という」を加え、同項第2号中、「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持するもの」を「主たる生計維持者」に、同号ア中「事業収入を等」を「主たる生計維持者の事業収入等」に、同号イ中「減少する」を「主たる生計維持者の合計所得金額」、令第22条の2第1項

に規定する合計所得金額をいうのうち、「減少する」に改める。

附則、1項、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第8条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第2項、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第8条第1項の規定の適用については、同項第2号イ中、令第22条の2第1項とあるのは、健康保険法施行令等の一部を改正する政令、第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項とするというものでございます。

資料としまして、新旧対照表と説明資料を添付しております。説明資料のほうをご覧くださいと思います。

改正理由につきましては、先ほど述べたとおりです。

改正内容としまして、改正前の減免の対象となる保険料につきましては、令和2年2月1日、令和元年度分ですね、令和2年2月1日から令和3年度分、失礼しました。令和2年度分、令和3年3月31日までの期間に納期限のある令和元年度分及び令和2年度分の保険料ということでしたが、令和3年度においても、引き続き減免措置をするということ、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に納期限があるものを減免の対象とするというものでございます。

それと②としまして、運用内容の明確化ということで、厚生労働省から事務連絡が発出されております。その事務連絡で、生計を主として維持するものを主たる生計維持者に合計所得金額を合計所得金額、令第22条の2第1項に規定する合計所得金額というふうな表現に改められておりますので、それに合わせたところで、条例改正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。ありませんか。
〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。議案第31号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免措置について、令和2年度に引き続き令和3年度においても減免措置を実施するための条例の一部改正であること、あわせて運用内容の明確化ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第31号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。昼食のためしばらく休憩します。午後は、1時から会議を開きます。

休憩 午後0時09分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第32号 甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第14、議案第32号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第32号について、ご説明申し上げます。

議案第32号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月11日提出、町長名です。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中、「419人」を「400人」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

提案理由につきましては、適正な団員定数を定めるため、消防組織法第19条第2項の規定に基づき、この議案を提出するものでございます。

次のページが新旧対照表です。その次が、参考資料を付けております。参考資料をご覧ください。

現在の消防団員の条例定数についてということの資料でございます。

まず、郡内の現在のところの条例定数及び実員数についてということで、美里町も含めて載せております。条例定数に比べて実員数が少ないという状況でございますけれども、甲佐町においては、毎年、実員数に合わせて、これまで条例定数を定めてきておりました。

一応、現在の条例定数は419人ですけれども、実員数が今年度は391人というふうに減ってまいっております。

ほかの郡内の状況を見ますと、大体団員1人当たり何人町民の人口をカバーしているかというところ、御船町が38.3人とかいうところになっておりまして、それぞれ違いますけれども、大体25人程度じゃないだろうか、それぐらいが適正じゃないだろうかというところがございます。

右の表についてが、第7次の町総合計画での令和7年度への数値目標の定数でございます。これが384人ということにしておりまして、人口ビジョンでは、令和7年度に町の人口が9,590というような数値が出ておりますので、約25人に1人というところで、384人ということで決定しております。

これまで、そういった形で実員数に合わせて定数を改正してまいりましたが、400人を切ったということもございまして、町民カバー数25人を基準としまして、一応定数を400人というふうに定めたらどうかというふうに判断しまして、今回の条例定数の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

消防団員の定数というのは、年々増加しておるのは、もうご承知のとおりです。私も最近退団しましたが、26年在籍しておりました。

今後町はですね、この下げ止まり、右肩下がりに下がってきてはいますが、どのくらいまで下がるのか、下げ止まりをどこら辺で見ているのかということと、419人が本町の面積や人口等を勘案しての最低の人数ということなのか、教えてください。419人ですね。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 消防団は、火災の消火活動のほかに災害対応の要となる組織でございます。

消防力の基準というのがございまして、通常火災に対応するために必要な団員数を116人、それと大規模災害に対応するために必要な団員数を可住地面積といたしまして、宅地と田畑合わせて約19平方キロというところで団員1人に対応するために必要な団員数を徒歩で避難誘導面積、徒歩ですね、消防団員が避難誘導できる面積を0.06平方キロから0.09平方キロというところで想定して割りまして、それに指揮者数、本部役員18人を加えた242人から348人というところが、大規模災害に対応するための必要な団員数ということで、先ほどの通常火災に必要な団員数を足しますと、必要な団員数は基準上では358人から464人の間となっております。

したがって、消防力の基準上での必要な団員数は、そういうことで419人と、今の現団員数は、391人になっておりますけれども、一応範囲内となっておりますけれども、

これからの災害対応を想定した場合などを考慮すると減少を食い止めて団員確保にかかる取り組みを引き続き推進していく必要があると考えまして、定員を今回400人と定めるところでございます。この定数というのは、下限じゃなくて上限ということで、410人までは必要というような考えでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

本条例案によりますと、今後、甲佐町消防団員400人を目安に確保していくということになるかと思えます。

そういった中で、本町は少子高齢化、人口減少が進んでいる中で、消防団員というのは若い方々が多いということで、この条例の中にも年齢の規定がございまして、消防団員は18歳から45歳未満ということで、この条例にも規定されております。その18歳から45歳までの方々で、今後400人を確保していくというのが、今後難しくなることが想定されますけれども、この年齢制限について、今後、今までどおり45歳未満の方を対象とするのか、年齢制限をはずすのか、そのあたりの町の考えと、あとは近隣町のこの条例の中で、年齢制限等が把握されているならですね、どのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今、甲斐高士議員が言われたとおり、この条例の中の第3条に年齢要件としまして、原則18歳以上から45歳未満のものというふうな規定を設けてございます。

年齢制限につきましては、そういうことで45歳未満ということで、上限を設定しておりますけれども、今後の機動力の維持という面では、年齢要件を定めることも必要というふうに現在は認識しておりますけれども、今後、人口減少社会においては、ほかの自治体のように上限を撤廃する考えも必要かと思えます。

ちなみに、郡内で上限がないところは、益城以外、嘉島、御船、山都町は原則上限を設けないで、18歳以上というような規定でありまして、益城町のほうが55歳未満というふうに、うちより10歳くらい引き上げたところで、上限設定がしてあります。

ちなみに、今の状況ですけれども、45歳以上の団員は何人いるかというところでございますけれども、391人中28人が45歳以上というところで、本部役員を中心に年齢が高い人が、そのあたりにいらっしゃるというところでございます。今後については、そういった今後人口減少等もございますので、団員確保において、消防団と協議しながら上限の撤廃については、検討していきたいとふうに思います。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第32号、甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま質疑でもございましたとおり、年々減っていく消防団員に何とか歯止めをかけるということで、今後も消防団員の確保に向けて一層努めていただきますよう、お願い申し上げまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第32号「甲佐町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第15 議案第33号 町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第33号「町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 説明申し上げます。

議案第33号、町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することといたします。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

提案理由といたしましては、町営白旗グラウンド及び甲佐高校夜間照明施設の廃止に伴いまして、本条例等の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設

置、管理に関する条例の一部を改正する条例。

まず最初に、町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正でございます。こちらにつきましては、説明資料のほうに新旧対照表を付けておりますので、そちらをご覧くださいながら説明を行いたいと思います。

まず、第2条第2項の表、「白旗グラウンド」の項を削る。第4条中第2号を削り、「第3号」を「第2号」とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

続きまして、新旧対照表は2枚目になります。

第6条中、「できない。」を「できないものとし、」に、「8時30分より22時まで」を「午前8時30分から午後10時まで」に改めます。

別表を次のように改める。こちらにつきましては、「白旗グラウンド」の項を削りまして、「緑川グラウンド、緑川河川麻生原運動公園」に、それぞれまとめて表記をしているところでございます。

続きまして、公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部の改正。

第2条、公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を次のように改正する。こちらにつきましては、新旧対照表3枚目になります。

第2条を次のように改める。1、第2条、設置の位置は次のとおりとする。

1、甲佐町大字中横田300番地、附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。今説明があった施設の中で、緑川河川麻生原運動公園というのはございますが、この運動公園のできた経過と、今の活用状況と、これからの活用法について、どういうふうに考えていらっしゃるか、ご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） できた背景につきましては、以前交通公園、あとテニスコート、ソフトボール場での使用だったかと思います。

現在につきましては、主にラジコンの利用者での活用となっております。

今後につきましては、この総合運動公園もできますので、そちらの利用も考えながら、今後は対処していきたいと考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。今の佐野議員の質問の場所ですけれども、こちらにつきましては、活用されるいきさつとか、公園とか、テニス当初設置されておりましたけれども、現在、交通公園と呼べるようなところも草でいっぱいになっております。テニスコートも、もちろん現状ではなかなか把握、ここがテニスコートだったのかなというような把握ができるような状態ではありません。

そのような中で、今ラジコンとドローンで貸し出しを行っているということですから

も、祭日とか日曜日になると、朝早くから夕方遅くまで、そこでラジコンの仲間の方たちが使用されております。そういう、ここが今、1時間当たりの単価になっておりますけれども、大体月に何時間ぐらいの申請がなっているのかをお願いします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） ラジコンの利用につきましては、週末の利用がっております。あとドローンについては、月ですね、数回定期的にされているところでございます。

○議長（宮川安明君） 時間、時間は。

○社会教育課長（後藤喜治君） すみません。時間につきましては、ラジコンにつきましては、午前中から終日使われるところもございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。終日使われるということですがけれども、かなり遅くまで飛ばされてて、そこを散歩する方がいらっしゃるんですけども、車も堤防にとめてあってですね、何か歩くとジロツと見られて、あんまりいい雰囲気はないというようなことをよく今お聞きしております。そういう中で、時間で申請をされているのであれば、大体何時から何時までの何日間というのはわかると思うので、そこを明確にお願いします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） すみません。ちょっと休憩よろしいですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時19分

再開 午後1時31分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） すみません。今の森田議員の質問ですが、麻生原運動公園につきましては、現在3団体での借用となっております。

時間帯につきましては、10時から11時の団体もありますし、10時から16時での借用の団体もございます。

条例のほうにあります「3日を超えることができないものとし」というところでは、3団体が、それぞれ3日を超えない範囲での使用をしておるところでございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はっきりは、わからんと思いますけれども、その3団体がどこなのか、この場では、ちょっと調査してあとで言うほうがいいと思いますけれども、3団体はどこですか。こっちに書いてあんならですね、3団体。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） まず、甲佐ラジコンクラブさん、九州ドローンさん、あと個人でマスオカさんという方が使われております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

森田議員。

○5番（森田精子君） ただいまですね、3団体が10時から16時までされているということですけども、3団体が3日置きに遊技をされればですね、そこを行き交う人たちにとっては、毎日のように見える部分もあるんですよ。その中で散歩をする人たちは、緑川の景観もある程度楽しみながら行かれているわけですので、駐車場、車の止め方が堤防にずっと連なって止まっておりますので、その辺は利用申請をされた時に駐車場がちゃんと麻生原運動公園のほうは指定場所がありますので、そちらのほうに止められてですね、堤防に止められないように指導・周知を図っていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今、議員からありましたように、申請があった場合は、そのような形で対応していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今の公園のところとは別件で質問いたします。

今回、甲佐高校の夜間照明施設を廃止された理由というのは何でしょうかね。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 甲佐高校のグラウンドのナイター施設におきましては、昭和48年に施工をし、48年ほど経過をしているところであります。かなり老朽化が進んでおります。改修して継続の検討もしましたが、使用団体がないこと、あと甲佐高校からも老朽化が進んでおりますので、安全を考慮して撤去の依頼を受けておりますので、今回の廃止となったところでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

議案第33号、町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間

照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、ただいま質疑に対しまして、担当課長のほうからも説明がありましたとおり、また管理については、利用者に任せるということだけではなくて、やはり町のほうからも管理上の注意点等を示していただいて、利用していただくというような方向を指導していただいて、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第33号「町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例及び公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第34号 甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第34号「甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） 議案第34号について、ご説明申し上げます。

議案第34号、甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名です。

甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。第9条中、「町長が特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより」を「町長は、次の各号に掲げる場合は」に改め、同条に次の各号を加える。

第1号、免除できる場合。ア、町又は町教育委員会が主催又は共催するとき。イ、公共的団体が町の協力要請を受けた活動により施設を利用するとき。ウ、その他、町長が必要と認めるとき。

第2号、減額できる場合。ア、町又は町教育委員会が減額という形をもって後援するとき。イ、その他、町長が必要と認めるとき。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由については、省略させていただきます。

説明資料といたしまして、新旧対照表を付けさせていただきます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 1 時39分

再開　午後 1 時39分

○議長（宮川安明君）　お手元に資料が置いてあると思います。

これから、議案第34号から40号までの審議をするわけですけれども、使用料等に見直しの基準基本方針というものを資料として付けておりますので、このことについて、まずは総務課長のほうから説明をしていただきたいというふうに思いますので、これを許可します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君）　それでは、議案審議に入ります前に、議案第34号から議案第40号までの条例改正についての全体的な考え方について、資料をもちまして、説明させていただきます。

別に、議案第34号から第40号資料ということで、お手元にあるかと思います。お願いします。

使用料等見直しの基本方針概要でございます。

まず、第3次甲佐町行財政改革大綱における行革実施プログラムにおいて、受益者負担の適正化及び持続可能な財政運営の確立を目的に、令和元年11月から令和3年3月までの約1年半の間プロジェクトチームを設置し、検討を加えまして、この基本方針の策定を行っております。

内容につきましては、まず下にありますが、（1）基本方針に関する対象施設ということで、使用料の算定の見直しに係る対象施設というところで、以下の13種類の施設を対象としております。その下が減額免除の規定に係る対象施設ということで、上に掲げている13種類の施設に加えて、熊本甲佐総合運動公園、それと議案第34号の町の交流拠点施設、それと川平キャンプ場というところを対象としております。

使用料の算定方法につきましては、まず算定方法の明確化をする必要があるということで、施設を利用する方に応分の負担を求めるために、使用料の算定については、次の算定方法で統一しております。まず使用料は、その原価に対して、負担割合、これは半分の50%を受益者負担ということで、負担割合を設定し、算出することとしております。ここでいう原価かといいますのは、施設の維持管理運営に係る経費でございます。具体的には、施設の管理運営に従事する職員の労務費というか、人件費ですね、それと光熱水費、燃料費、消耗品、修繕費など、また機械、警備の委託料、清掃業務の委託料など、維持管理に係る委託料など、その他維持に要する費用ということで、こういった部分をコストを

出しております。それによって計算をしております。負担の公平性という面に関しましては、施設を利用する人と、施設を利用しない人との負担の公平性を確保するために、50%という率にしております。

(3)の減額免除の基準につきましては、免除については、町の行政活動に関わるものを基本としまして、減額につきましては、受益者負担、公費負担を同等をとすることを限定としたうえで、50%ですので、50%さらに50%ですので、実質負担割合は25%というところで、条例の規定を原則次のおりとしますということで、免除規定、減額の規定の基本的な考え方を示しております。

次のページをお願いします。

電灯代と冷房代につきましては、経費的な部分でございますので、この部分については、減額免除の対象とはしないということにしております。

(4)町内、町外の取り扱いでございますけれども、町外の利用者の料金は、町内の利用者の使用料の2倍ということで設定しております。ただし、現行料金が町内料金の1.5倍以下と規定しているものについては、激変緩和措置として、とりあえずは1.5倍ということにしております。

次、(5)営利目的の利用でございます。営利目的の利用が可能な施設については、使用料の5倍ということとしております。また、(6)の激変緩和措置については、現在の規定がございますので、大幅に変わる部分につきましては、下の表ような形で激変緩和措置を加えまして設定しております。

なお、総合保健福祉センターのシャワーのほうは、本方針に算定した金額によらず、現行料金として継続しております。

施行日等につきましては、施行日は来年の4月1日としておりまして、本議会で議決後、周知期間を来年の3月までの間に各個人または団体のほうに周知をいたします。

見直しにつきましては、おおむね5年ごとに社会情勢を勘案した上で見直すものとしております。

3ページから7ページまでについては、各施設ごとの改定一覧となっております。これにつきましては、あとでまた議案に出てきますので、それぞれの施設にかかるご質問については、各議案審議にてお願いしたいと思います。

以上で、改定に係る説明を終わらせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

今、総務課長が説明されました説明資料の1ページで、ちょっと考え方の確認ですけど、(2)の使用料の算定方法で、原価の考え方ですが、この中で、修繕費だったり、委託料とかも出てきますけれども、こういった考え方については施設ごとに違うと思うんですけども、直近何年間の平均値を取るとか何か、そういった基準を決めてそれぞれに算定し

ていく方法ですかね、確認ですけど。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時46分

再開 午後 1 時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、ただいま質問の原価計算の使用する経費につきましては、地震の年度を除いてしております。平成27年度、それから29年度、30年度の平均値をとっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番、甲斐です。

議案第34号、甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、今回、施設使用料等の改定に伴って、今条例の改正ということですので、異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第34号「甲佐町交流拠点施設の設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第35号 甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第35号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 議案第35号について、ご説明申し上げます。

議案第35号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

提案理由は、施設使用料等の改定に伴い、今条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

改正につきましては、別添の新旧対照表とあわせてご説明いたします。

第5条を次のように改める。使用の許可等、第5条、第3条第1項第2号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる施設を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も同様とする。

第2項、第3条第1項第7号に掲げるシャワー室は、居宅に入浴施設のない住民の利用等に供するものとし、使用に際しては、緊急に必要な場合を除き、事前に利用登録を行うものとする。

第3項、町長は前2項の許可等をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

第6条を次のように改める。

使用の制限、第6条、町長は次の項のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

第1号、町長が第3条第2項各号に規定する活動に使用するとき。

第2号、福祉及び保健予防の趣旨に反する使用をする恐れがあると認めるとき。

第3号、公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあると認めるとき。

第4号、感染症の症状が明らかに認められるとき。

第5号、集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めるとき。

第6号、施設等を損壊する恐れがあると認めるとき。

第7号、その他町長が管理上支障があると認めるとき。

第10条を次のように改める。

使用料の減免、第10条、町長は、次の各号に掲げる場合は使用料を減免することができる。

第1号、免除できる場合。ア、町または町教育委員会が主催または共催するとき。イ、

公共的団体が町の協力要請を受けた活動により施設を利用するとき。ウ、その他、町長が必要と認めるとき。

第2号、減額できる場合。ア、第3条第1項第7号に掲げる施設以外の施設を福祉または保健活動の目的で使用するとき。イ、町または町教育委員会が減額という形をもって後援するとき。ウ、その他、町長が必要と認めるとき。

次のページをお願いします。

別表を次のように改める。

別表につきましては、ご覧のとおりで省略させていただきます。

備考において、1、使用時間に単位時間に満たない端数があるときは、その端数は当該単位時間として計算する。ただし、シャワー室が30分以内のみの使用とする。

2、町外者が利用する場合の使用料は、既定の金額の2倍の額とする。ただし、フィットネスセンターについては、既定の金額の1.5倍の額とする。

3、町外者とは、本町に居住する者、通学する者、または勤務する者、もしくは本町に主たる活動拠点を有する団体以外の者をいう。

4、営利宣伝を目的とする利用の場合の使用料は、既定の金額の5倍の額とする。

5、フィットネスセンターは、16歳となる日の属する年度の初日から使用できるものとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何かありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

先ほど総務課長から説明がありました使用料等見直しの基本方針は、議案の34号から40号に関連すると思いますので、この項からの質問は、よろしいでしょうか。

この使用料等見直しの基本方針概要の真ん中付近に「負担の公平性」というのがありますが、読んでみますと、施設を利用する人と利用しない人の負担の公平性を確保するために負担割合を50%としますというのがあります。負担割合が50%というのが、負担の公平性を確保するための根拠となるということだと思いますが、その理由を教えてください。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 負担の公平性につきましては、現在施設の使用料については、それぞれで設定してございます。施設には、それぞれその施設を維持していくための費用が必要となってきております。その分を結局は、徴税というか税金、皆さんから受け取った税金で今は賄っているわけですが、それを応分は使用する方に負担してもらおうということで、半分という形で、本町については設定をしております。

ほかの自治体等のも参考にしましたけれども、半分を使用者負担、その半分を公費負担というようなことで、そういう形で設定をしておるということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 他の自治体の料金の案配と、それと50%が負担の公平性という点で、妥当なラインではないかということでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、そのとおりでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。別表の中でフィットネスセンターの1人当たり利用時間が400円で、1日当たりの1月券が6,000円となっておりますけど、現行では3,000円、200円となっております。このほぼ2倍上がっている理由は何ですか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 総務課長から、ご説明がありました使用料等の見直しの基本方針ということで、この使用料の算定方法により算定をしているところではございません。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） ちょっと私の質問があれだったんですけど、当然そういうことだと思うんですけども、大体ほかのだったら1.5倍ぐらいの計算ぐらいになっているんですけど、ここだけ、とにかく2倍になっているので、その2倍になっている理由が負担割合とか、そういう部分で今まで利用者の方からお金を取っていた部分は、200円と3,000円ということで、町外の方は、その1.5倍ぐらいの値段だったと思うんですけど、ちょっとこれだけ極端に上がりすぎではないのかなという思いがありましたもので、その説明をお願いできないかなと。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 一応、負担の公平性ということで、施設を利用する人と、利用しない人との負担の公平性を確保するために負担割合を50%としておりますが、一つ、条例の中で、フィットネスセンターの使用料につきまして、この金額、別表の金額による上限額というふうに定めてありまして、今後、フィットネスセンターの指定管理者と町との協議の上で、上限以内でということで、今後協議を進めて、町長の決定をというふうに考えているところです。

○7番（荒田 博君） 6,000円じゃなくて、その中で。

○健康推進課長（福島明広君） それ以内というふうには、考えては、上限以内ということとなっております。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今の質問でちょっと関連なんですけど、フィットネスセンターは、やっぱり町民の健康維持というか、健康促進ということで新しく始められた事業だというふうに思いますが、

あまり年数がたたない中で、今のところは、まだ定かでないところまだありますけど、この表を見ればですね、倍かということではいえますね、かえって利用を控える人も出てくる可能性があって難しい面もあるんじゃないかというふうな思いがしますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 先ほども申しましたけれども、一応その別表の金額におきまして、上限の金額ということで、今回定めてはおるところでございます。

使用される方が控えるおそれももちろんございますので、そういった面も考慮しながら指定管理者と協議をしながら金額については、決定をしていきたいというふうに考えております。

〔「議長、休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 02 分

再開 午後 2 時 07 分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野議員の本件に関する質疑は、既にもう 3 回を過ぎておりますが、会議規則第 54 条のただし書きの規定にのっとり、特に発言を許します。どうぞ。

佐野議員。

○6 番（佐野安春君） ありがとうございます。

今、福島課長の答弁の中で、このフィットネスセンターの料金値上げについて、ちょっと曖昧な答弁をされているかと思うんですよ。そこが確定されていない料金の値上げであればですよ、ほかの料金についてもどうなのかというようなことですね、やっぱりこの料金値上げについては、この金額なのというようなことになってしまうと思うんですけど、そののところは、どうなんでしょうかね、これは単なる案で、実際されるかされないかわからないものなのかどうか、そのところが、ちょっとわからなくなってきたんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） この総合保健福祉センターの利用料等については、一つ確認していただかなければならないのは、フィットネス関係については、指定管理者が中に入るということを大前提で、まずはお止めおきをいただきたいというふうに思います。

ですから、単に町の公共施設の利用料が、先ほど総務課長が申しあげました趣旨に則った計算もありますけれども、それが基本にはなりますけれども、それプラスの指定管理者との協議の余地というか、それがあるということですね、今回荒田議員もおっしゃるようなことで、ご心配の向きがあるんじゃないかと思えます。

条例上は、この金額が一応マックスの金額になりますので、これを指定管理者と話した

場合に、それいっぱいなのか、下がってくるのかは、また協議の上だと思いますけれども、逆に、この条例の段階において金額の設定を低くした場合には、今度は指定管理者がからんだ場合には、その差額を町がもっと負担を、負担というかな、指定管理者に対する負担が大きくなるというようなことも考えられますので、いずれにいたしましても、この範囲の中での町として指定管理者にやっていただいている事業、それから、いろんな様々なことも勘案しながら、相対的に指定管理料をどれだけ払うかというのは、また協議での話だろうということになるかと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 今の町長の答弁の中で、町長のお考えもよく理解できます。

ただ、私としてはですね、やっぱりこういった指定管理料を定額いつも払うだとか、これぐらいなければできないんだということも確かに考えられますけれども、将来的には、このフィットネスをやっている方が頑張って会員数も増やされて、なるべくは町の指定管理指定料を減額させる。将来的には、思っているならばゼロまでいくようなことも考えたほうが、私は健全じゃないかなというふうに思います。そこのところは、まだなかなか事業として成り立たないということも考えられますけども、そこら付近をしっかりと町のほうでは、その点は十分に理解してやっていただけないものかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 一つ例を挙げますと、グラウンドゴルフ場、グリーンパーク、これについては年間700万円前後ぐらいの利用があつたと思いますけれども、数年前は大体パーパー、プラスマイナスゼロぐらいのことで進んでおりましたけれども、近年は地震以降、またはコロナの関係で、やはり利用料が、利用者が減ってくるということで、今回、今年度については、その部分を考えてある。やはり、その内容によって変わる可能性というのは非常に大きいと思うんですよ。だから、本田新議員がおっしゃるような、町もそれになるが一番いいです。指定管理料を払うことによって、払うというか、利用者の利用料金で運営をしていただくと、これは町にとってもそれは一番いい理想の姿だと思いますけれども、その中には、結局指定管理業者の努力の範囲ですね、営業努力の範囲と、それでもなかなか埋め合わせができない部分については、やはり町も手を差し伸べないと、この運営自体が成り立っていかないようになりますので、ただ目指すところは、おっしゃるようなことで町も考えてはおります。ただ現実的にはどうかと言われた場合には、その辺のギャップがですね、非常に悩ましいところだということをぜひご理解ください。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第35号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論を行います。

公共施設の使用料値上げが実行されれば、町民の暮らしや文化、スポーツ活動を直撃します。地方自治法では、「公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」としています。町の施設は、多くの町民に利用されてこそ、その目的が達成されます。施設を住民が積極的に利用できる条件、環境をつくっておくことは、自治体の役割だと思います。

コロナウイルス感染下で町民の皆さんの生活が大変な中、公共施設の使用料の負担増は認められないと考えます。

以上で反対討論とします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。議案第35号、甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、ただいま反対意見がありますけれども、やはり使用する方には使用する分の使用料をしっかりと個人の負担をお願いをすると、ただ、町の考え方も、町長のこの質疑の中にありましたように、町の考え方も方針もしっかりしたものであり、また執行部におかれましては、プロジェクトチームをつくられて、この使用料に関する町の一定の考え方をしっかりと、もっておられた上で今回の改定であるということをお願いしまして、私は、その点を尊重いたしまして、本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第35号「甲佐町総合保健福祉センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。25分より再開します。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第36号 甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定
について

○議長（宮川安明君） 日程第18、議案第36号「甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第36号について、ご説明申し上げます。

議案第36号、甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

提案理由については、省略をさせていただきます。

次のページをお願いします。

甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例。

この一部改正につきましては、福祉課で管理しております甲佐町老人いこいの家、白旗、龍野にあります介護予防拠点福祉ふれあいセンター、それと第3条で乙女にあります高齢者福祉センターまつやまの4施設について、改正をお願いするものでございます。

改正の内容としましては、これまで説明がありましたとおり、減免規定の整理、それと使用料等の改正でございます。

減免規定におきましては、福祉課で管理しております施設につきましては、すべて設置目的として高齢者の福祉の増進というようなことがありますので、標準的な減免規定の中で、減額できる場合のところに高齢者の福祉を目的として使用するときということで、減免規定を追加をさせていただいております。

まず、第1条です。第1条につきましては、老人いこいの家関係でございます。

第6条を次のように改めるということで、使用料等です。第6条、いこいの家を使用するときは、使用者は、別表に定める使用料等を納付しなければならない。

第7条を次のように改めるということで、先ほどご説明申し上げました減免規定でございます。

それと、利用料について別表がございませんでしたので、今回新たに別表を定めることとしております。

新旧対照表もあわせてご覧いただきたいと思っております。新旧対照表の1ページ目です。

これまで老人いこいの家につきましては、甲佐町に居住する者につきましては、1人1日につき100円、他の市町村に居住する者につきましては、1人1日につき200円という規定でございましたが、今回の改正で、各利用できる部屋、多目的室、研修室、ボランティア室、厨房、それぞれについて、1時間当たりの使用料、電灯代、冷暖房代ということで、規定を変えさせていただきたいということで提案をさせていただいております。

第2条におきまして、甲佐町介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、これは龍野、白旗にあります福祉ふれあいセンターの分でございます。

第9条で、減免規定がありますが、これも先ほどのいこいの家と同様に減額できる場合というところに「高齢者の福祉を目的として使用するとき」という文言を入れております。

使用料につきましては、新旧対照表をご覧いただいたほうがわかりやすいと思いますので、新旧対照表の3ページ目をお願いいたします。

今回、金額が変更となっておりますのは、龍野福祉ふれあいセンターの多目的室が「100円」から「200円」に、それと厨房が「100円」から「200円」に、それと厨房の冷暖房費が「100円」から「200円」に、白旗につきましては、多目的室が「100円」から「200円」に、厨房の使用料、部屋代が「100円」から「200円」に、エアコンの冷暖房代が「100円」から「200円」へという形で改定をお願いしたいというふうに考えております。

続きまして、第3条におきまして、甲佐町高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正ということで、乙女にあります「まつやま」でございます。

これも第8条に減免規定がありますので、減免規定は先ほどまでご説明しましたとおり、同様の改正をするならばと、それと別表で使用料を規定してありますので、これにつきましては、新旧対照表の5ページをご覧いただきたいと思います。

多目的室が「100円」から「200円」に、厨房の冷暖房費が「100円」から「200円」に、シャワー室が1人「100円」から、1人1回ですけれども「200円」という改定を考えております。

それと、使用料につきましては、町内、町外の規定を別表の次に規定するとともに、総務課長の説明の中で、営利目的の話がありましたが、福祉課で管理しております施設につきましては、営利目的で使用願が出た場合には、許可しないという規定がありますので、営利目的での5倍の料金設定というものは、記載をいたしておりません。

最後に、この条例は、令和4年4月1日から施行するというので、先ほどまでと同様、周知期間をおいて、来年の4月1日から料金改定、減免規定の適用を行いたいということで考えております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

先ほど説明の中で、減額できる場合ということで、「高齢者の福祉を目的として使用する」とありましたが、具体的には、どういうふうなことになるか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 例えば、老人会の会合で使いたいとかですね、それとか地区の方が、今、地域のつどいというのを各地区の公民館で行われておりますが、公民館が利用できないときに、これらの施設を使わせていただきたいとか、ということであれば、高齢者の福祉に合致するものだというふうに考えます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 使用料等の改定一覧の案のいこいの家の欄なんですけど、今までが1日当たり1人で100円だったのが、新しい改定後は、1時間当たりということで、設定がぜんぜん違う設定で、1時間で300円と、冷暖房を使って500円ということで、結構な値上がりなのかなというふうに思いますが、比較は横棒を引っぱってありますので、比較ができないというようなところであると思うんですけど、先ほどもフィットネスで2倍かというのはありましたけど、これを見ればちょうど3倍かみたいな感じですけど、そういったところは どうお考えなのか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） いこいの家の料金についてですが、もともといこいの家を設置して、平成12年までだったと思います、平成12年に総合保健福祉センターに隣接地に建設をされ、その時に、いこいの家についても、大規模改修を行っております。あゆみができるまでの、いこいの家の利用の仕方としましては、個人でいこいの家に行って、お風呂に入って一日ゆっくりしてという、個人単位の使用ということで、1人1日当たりという料金設定がしてあったものだというふうに思います。

大規模改修をしましたときに、お風呂もなくなりましたし、現在個人で、いこいの家を使用したいという方はありません。いろいろな団体の方、趣味の会とか、岩下が公民館がありませんので、岩下1区が総会とかに使いたいということで利用される。団体で利用されるものがほとんどでございます。

1人で借りれば、佐野議員言われたように、4倍とか5倍とかいうことになってますが、反対に10人で利用すれば、1日という単位は違いますが、例えば10人で1時間500円かかって、2時間使っても1人100円ということになります。いこいの家ができた当時の利用の仕方、町が想定していた利用形態と、現在の利用形態が変わってきておりますので、本来であれば、もう少し早めに、いこいの家については料金改定を行うべきだったかなというふうにも思いますが、今回あわせて料金改定のほうをお願いしたいということで提案をしているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第36号、甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定については、

反対の立場から討論を行います。

高齢者の福祉を目的とした施設であるというふうに思いますが、この施設は、多くの高齢者に利用されてこそ、その目的は達成されるというふうに思います。コロナウイルス禍で、高齢者の皆さん、町民の皆さんも生活が大変な中で、こういった公共施設の使用料の負担増ということについては、私としては認められません。

以上で反対討論をいたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。議案第36号、甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、今、担当課長からも説明がございましたとおり、いこいの家につきましては、私も以前からあることは存じております。

そういった中で、これを見ると昭和48年に条例が最初にできて、もう四十七、八年経つような施設、そしてまた新しい龍野福祉ふれあいセンター、白旗ふれあいセンターについても、新しい施設もできてまいりました。こういった中で、先ほどの説明にも利用形態の変化ということもお聞きし、そういった中での料金の若干の増額の改定ということでございます。

ただ、質問の中にもありましたとおり、使用料の減免等、特に高齢者の福祉を目的としたということで、説明をいただきました。こういった施設が、今後も多くできて、そして長くお年寄りの皆さんが使いやすい施設として、維持管理していただくことを希望いたしまして、賛成意見とさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第36号「甲佐町老人いこいの家設置条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第37号 甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第19、議案第37号「甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、議案第37号について、ご説明申し上げます。

議案第37号、甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名です。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を次のように改正する。

次、説明に関しましては、添付しております新旧対照表をもって説明させていただきます。まず、新旧対照表を見ていただきまして、使用料第8条のところでございます。

これにつきましては、免除、それと減額できる場合というところで、基本方針に基づいて設定をしております。ただし、農業研修センターの場合は、改正前の第8条第1号にあります「農業者の団体及び組織が農業振興のため使用するとき」というところがありますので、これを改正後の第2号のアのところ、そのまま残しておるところでございます。

新旧対照表の次のページをお願いいたします。

次のページが使用料の改正、額の改正になります。

これにつきましては、今回改正後については、使用料と電灯代というところで、以前はわけてなかった部分が今回わけております。

これを合計した部分が以前の使用料になりますので、そのこの部屋ごとの差額で説明したいと思います。

まずは、研修室につきましては、改正前が300円、開始後が450円、差額が150円でございます。冷暖房代については、変わりはありません。というところで、トータルで150円のプラスとなっております。

和室会議室につきましては、使用料については、差額はございません。冷暖房代について、部屋の大きさから逆に100円減額となっておりますので、トータルで和室会議室につきましては、マイナスの100円となっております。

調理実習室につきましては、増減ございません。多目的ホールにつきましては、使用料についてが、150円の増額となっております。冷暖房代についての差額はございません。トータルで150円の増額となっているところです。

それと、その別表の下の備考については、町外、町内の規定と、これにつきましても基本方針に基づいて記載しているところでございます。

以上、説明は終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

農業研修センターの、わかれば利用状況をちょっと教えていただきたいんですけど。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） 研修センターの利用状況でございますけれども、今、研修室につきましては、すみません、回数等について、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、ほとんど趣味の講座、公民館講座等の利用が多ございます。

それと、和室、調理実習室につきましては、昨年の緊急事態宣言以降、貸し出しについては中止をしております。

それと、多目的ホールに関しましては、青空市場運営委員会のほうで、1カ月単位で借入れをされているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第37号、甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、反対の立場から討論を行います。

今回の改正内容を見ますと、使用料の改正には、1カ所は値下げはありますが、2カ所は値上げであります。公共施設の使用状況も確認しましたが、今はコロナ禍で十分に活用はされておられません、利用されている町民の文化活動には、影響を与えるものというふうに思います。

町の施設は、多くの町民に利用されてこそ、その目的が達成されます。施設を住民が積極的に利用できる条件環境をつくっていくことは、自治体の役割だというふうに考えます。コロナウイルス禍で町民のみなさんの生活が大変な中、公共施設の使用料の負担増は認められないというふうに考えております。

以上で反対討論とします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第37号、甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部を改正する条例の制定でありますけれども、その利用料金使用料につきましては、負担の公平性ということなど、また、町のほうでは、その使用料の見直しと基本方針をしっかりと踏まえた上での使用料の改定であるというふうに理解しております。

町の施設を町民みんなが利用することも大切だと思います。そのための個人負担の使用料でありますので、この本案に賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第37号「甲佐町農業研修センターの設置、管理及び使用料に関する条例

の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第38号 甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第20、議案第38号「甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 議案第38号について、説明いたします。

議案第38号、甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名です。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例。

甲佐町隣保館設置条例の一部を次のように改正する。

説明につきましては、添付資料で説明をしたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、説明資料の新旧対照表をご覧ください。

まず、第8条第3号に「営利を目的とした展示会、即売会等に使用すると認めるとき」という項目を一つ追加をしております。

それから、使用料の減免でございますが、第11条につきましては、基本方針に従ってここに追加をしているというところでございます。

次のページをご覧ください。

別表、第10条関係でございます。使用料、電灯代、冷房代ということでここに記載しております。今までが午前の部、午後の部、夜間の部、終日の部ということで記載をしておりましたが、1時間単位ということで、ここに記載をしたところでございます。

それから、備考につきましては、基本方針に基づいての記載でございます。

一応、使用料につきましては、今まで4時間使えば530円だったというのが、今回の改正によりまして、600円になるというようなことでございます。

それと、この条例は、令和4年4月1日から施行するというところでございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

町民センターの利用状況については把握されていると思いますが、よろしいでしょうか、報告いただいて。

○議長（宮川安明君） 町民センター所長。

○町民センター所長（中林健次君） 利用状況であります、団体で利用される方たちが年間に150件程度、平均して150件程度利用されております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第38号、甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論を行います。

公共施設の使用料値上げが実行されれば、利用される町民の暮らしや文化活動に影響を与えるというふうに考えます。町の施設は、多くの町民に利用されてこそ、その目的が達成されます。

施設を住民が積極的に利用できる条件環境をつくっていくことは、必要だというふうに思います。

コロナ禍で町民の皆さんの生活が大変な中、公共施設の使用料の負担増は認めないと考えます。

以上で反対討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。議案第38号、甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定ではございますけれども、反対意見もあるようですけれども、今コロナ禍の事情で大変な時期ではありますけれども、この運営使用料に対しては仕方ないかなど、本条例の一部を改正するという事で仕方ないかなど思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第38号「甲佐町隣保館設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第39号 甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の
一部を改正する等の条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第21、議案第39号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議案第39号について、ご説明申し上げます。

議案第39号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について。

甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

こちら、議案第39号につきましては、議案書の上から三つ目にあります。

甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例。

続きまして、中段あたりになります。

町営グラウンド等の設置、管理及び使用料に関する条例。

議案書を1枚開けていただきまして、中段から少し上になります。

甲佐町立小中学校施設の開放に関する条例。1枚議案書をめくっていただきまして、上から3段目になります。

甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例。

以上、4条例の一部改正と議案書の下から4段目、5段目になります。

公立学校夜間照明施設の設置、管理に関する条例の廃止案でございます。

まず最初に述べました4条例の一部改正につきましては、使用料の改定と使用料の減免の規定が主なものになります。

すみませんが、添付しております新旧対照表をご覧くださいながら、主なところを説明させていただきます。

まず、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例につきましては、新旧対照表1枚目になります。

こちらにつきましては、第8条中「第2号」を削り、他の号を繰り上げるものでございます。

また、第14条を「運動公園を使用する者は、別表のとおり使用料を納入するものとする」に改めまして、第15条につきましては、町の基本方針に沿いました使用料の減免の規定をうたっております。

続きまして、新旧対照表の2枚目から4枚目までの三つの条例案件につきましては、使

用料の改定、また町の基本方針に沿いました使用料の減免の規定をうたっているところがあります。その中で、新旧対照表の3枚目になります。甲佐町立小中学校施設の開放に関する条例につきましては、設置目的に沿ったところで、第10条中第2号に減免ができる場合、2、ア、「児童及び生徒の健全な育成を目的として使用するとき」を追加しております。

最後に、公立学校夜間照明の施設、管理に関する条例の廃止案でございます。

こちらにつきましては、甲佐高校と甲佐中学校の夜間照明の事項を定めたものでありましたが、甲佐高校の照明施設につきましては廃止に、中学校の夜間照明の規定につきましては、甲佐町立小中学校施設の開放に関する条例の別表に追加をしておりますので、こちらの条例については、廃止をするものでございます。

以上、説明いたしました条例案件につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番です。

ただいま説明がありましたけれども、町内の小学校、中学校の部活動から、今は社会体育になって、クラブチームになっていると思うんですけど、そういった町内のスポーツクラブチームが利用する場合に料金は発生するのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） まず、使用料につきましては、議案書、条例の中に表の中に規定をしてありますとおりでございますが、今、議員が言われました町内のクラブチームにおいては、現在、減免の規定の中で免除をしているところでもございます。

今回使用料の改定を行います。その中で使用料の減免の規定がございますので、生徒指導の健全な育成なども考慮しながら、それぞれの申請があった場合には、個々に対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことで、個々に対応したいということなんですけれども、教育長にちょっとお尋ねいたしますが、青少年のスポーツを通して健全な育成化とか、そういった部分もあると思いますので、教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） それでは、お答えをいたします。

せっかく機会をいただきましたので、本町を含めます我が国の国民生活における運動とかスポーツの意義というものから、少し大きいですが、私の所見を述べさせていただきますというふうに思います。

現在も、そしてまたこれから将来もですね、子どもたちが生きていく将来においても人々が運動やスポーツに親しんでいくということは、健康や体力の保持・増進ということ

ばかりではなくて、明るく活力のある生活を支える極めて価値の高いものだというふうに考えております。

日常的に運動やスポーツに親しむ生活が、今後より多くの人に普及していくということが必要だと思います。そのことは、ひいては医療費の節約等にもつながっていくんだというふうに思います。

一方では、運動スポーツの場ですとか、そのような機会、また仲間とかプログラムサービスもそうですけれども、そういうものは、お金を出してまでするものじゃないというようなですね、無償で与えられるものだという考えを持つ人がおられますけれども、今後はですね、運動やスポーツについても受益者負担という、その考えが根づいていく、そのことがひいては運動やスポーツの価値への認識を深めることにつながり、運動やスポーツを生活の中に位置付けて親しむことで、健康で明るく活力に満ちた住民生活の広がりにつながるものだというふうに考えています。

一方で、本町を含めます熊本県におきましては、以前、小学校の運動部活動につきましては、行政の働きかけによりまして、社会体育へ移行してきたというような経緯もございます。そのことを踏まえますと、小学校運動部活の受け皿になったような、そのような団体につきましては、本町においては、これまでも部活動に準じて使用料等の免除という取り扱いを行ってきたところでございます。

今回、町有施設全般にわたる使用料等の統一的な見直しが行われましたけれども、小学校児童生徒の運動部活動の受け皿というふうになっている活動などについては、今後も使用料等への一定の配慮が望ましいと、私的には考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。この使用料の表を見ますと、1時間当たり300円、この体育館ですね、それから運動場が1時間当たり100円、これを単に計算しますと、週に幾ら、1カ月幾ら、年に幾らというふうな、ある程度の高額な金額になってきます。そういう中でですね、ここに10条の中に（2）の減額できる場合、児童及び生徒の健全な育成を目的として使用するとき、先ほど課長のほうから説明がありました。その下のウ、その他、町長が必要と認めるときとか、こういう減額できる場合のときですね、この文言が入っております。これをよく検討されて、これは私の要望でございますけれども、対応していただくならばと思いますけれども。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今、議員からありましたとおり、減免の規定に沿いながら対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 議案第39号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定については、反対の立場から討論を行います。

コロナウイルス禍で、町民の皆さんの生活が大変な中、公共施設の使用料の負担増には反対です。

以上で反対討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。

議案第39号、甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定についてでございますが、説明の中でも減免だったり減額できる規定も設けてありますし、利用料を一定量支払うことで気兼ねなく運動できるように利用する方もですね、できるようになるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第39号「甲佐町総合運動公園の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第40号 川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第22、議案第40号「川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 議案第40号について、説明を申し上げます。

議案第40号、川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、省略をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

議案第40号につきましては、議案書の上から三つ目になります。

川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例。

中段から下になります。

甲佐町生涯学習センターの設置に関する条例。

議案集を1枚めくっていただきまして、下から5段目になります。

宮内地区社会教育センターの管理及び使用料に関する条例。

以上、3条例の一括しての一部改正案でございます。

こちらにつきましても、すみませんが、新旧対照表をご覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず最初に、川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例につきましては、新旧対照表の1枚目になります。

第9条を「キャンプ場の施設及び備品を使用する者は、別表のとおり使用料を納入するものとする。ただし、町長は、次の号に掲げる場合は使用料を減免することができる」とし、第9条中第1号、2号に町の基本方針に沿いました使用料の減免の規定をうたっているところでございます。

続きまして、甲佐町生涯学習センターの設置に関する条例。

宮内地区社会教育センターの設置、管理及び使用料に関する条例の一部改正。

こちらの2件につきましては、新旧対照表の2枚目からになります。

こちらには、それぞれ基本方針に沿いました使用料の減免の規定をうたいまして、使用料の別表につきましては、わかりやすくそれぞれの部屋ごと等にまとめて表記をするものでございます。なお、町外利用者の取り扱い、営利目的の利用等につきましては、表外の備考欄に記載をしているところでございます。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） 12番です。

先ほどから使用料の値上げですね、値上げ的な使用料の改定でありますけれども、先ほどから反対意見が続いておりますけれども、反対される方がおられますけれども、やはり、そこで質問させていただきたいんですけれども、川平キャンプ場を管理委託する料金、また宮内の社会教育センターの管理、または維持に対するとか、そういった管理委託料あたりがかなり発生していると、そういった公共施設を維持するには、それなりの維持費というのがかかっていくというふうに考えております。

どうか、担当課長におかれましては、そういった料金をここで明らかにしてもらいたいと思います。委託料は幾らぐらい使っているのかということです。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時11分

再開 午後 3 時20分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） お答えいたします。

川平キャンプ場の管理委託料につきましては、30万4,000円、宮内社会教育センターの管理委託料につきましては、95万円でございます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 12番。

今、課長のほうから答弁ありました。それぞれありますけれども、特に宮内社会教育センターにおきましてはですね、これは宮内小学校、甲佐小学校と統合する際の宮内地区の拠点にするんだという町の基本的な考え方がありました。そういった中にある社会教育センターであります。あそこの利用状況、たぶん宮内の方々が中心に使っているというふうなことだろうと思います。

それであっても、それなりの維持費、管理費がかかっておりますので、やはりそれを利用するには、その基本的な料金をしっかりと負担していただいてですね、この施設を長く宮内地区の中心的な拠点施設として、今後とも大いに利用していかれることを私は希望いたします。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

議案第40号、川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、反対の立場から討論を行います。

今、本田議員からご意見もありましたが、私は、すべて無料にすればいいというようなことを言っているようなわけではございません。この総合的な料金の改定についてですね、いかなるものかということで反対を言っているところでございます。

地方自治法では、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設としております。

町の施設は、多くの町民に利用されてこそ、その目的が達成されます。施設を住民が積

極的に利用できる条件、環境をつくっていくことは自治体の役割です。そういった意味においては、料金の改定については反対ということになります。

コロナウイルス禍で、町民の皆さんの生活が大変な中、公共施設の使用料の負担増については、反対であります。

以上で討論といたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第40号、川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、先ほど私も意見を述べましたとおり、これらの施設を利用するには、それなりの維持費がかかる、運営費がかかるということであり、その利用するには応分の負担をお願いするということでもありますし、今回甲佐町が、この使用料の見直しを掲げました。これはもともと行政改革と同じほうでやってほしいという、これは町を挙げてのコンセンサスのもとに行政改革を推進したんです。そこで執行部のほうでは、そのプロジェクトの一環として、この使用料の見直しを考えられたということだと思います。利用者の、また町民の負担の公平性、これもしっかりと考えられた。私は、しっかりと使用料の見直しが行われたというふうに思っております。これを賛成するということに対して、私は何の一点の曇りもない、大いに賛成するものであります。

以上です。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第40号「川平キャンプ場の設置、管理及び使用料に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（宮川安明君） 日程第23、議案第41号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第41号について、ご説明申し上げます。

議案第41号、工事請負契約の締結について。

熊本甲佐総合運動公園管理棟新築工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

1、契約の目的、熊本甲佐総合運動公園管理棟新築工事。

2、場所、上益城郡甲佐町大字有安地内。

3、契約金額、2億5,850万円。

4、契約の相手方、熊本市東区御領2丁目28番1号、光進建設株式会社、代表取締役社長、井上弘太郎。

5、契約の方法、条件付一般競争入札。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

工事請負仮契約書の写しを添付しております。

工期につきましては、令和4年2月28日までとしております。

次のページをお願いいたします。

今回の条件付き一般競争入札の結果となります。12社の応札があり、そのうち6社が最低制限価格を割られ失格となっております。また、落札額が同額であったため、くじ引きにより決定をいたしております。落札率につきましては、92%となっております。

次のページをお願いいたします。

管理棟の位置図と立面図となります。管理棟の位置については、サッカー場の正面付近で、堤防の裏側に盛り土をしたところに建設をいたします。

管理棟の構造につきましては、RC造平屋建て、延べ床面積が407.22平米、倉庫等がRC造平屋建て、延べ床面積が105平米となっております。

また、浄化槽につきましては、130人槽の高度処理型を敷設をいたします。図面右側の立面図が建物の完成のイメージとなります。

次のページをお願いいたします。

平面詳細図で間取りを表しております。図面上段の管理棟の間取りにつきましては、中央部に管理人室を設置し、分電盤や放送設備等の整備をいたします。また、会議室、休憩室を設け、空間を広く利用し、各種イベントなどが開催されたときでも対応できるようなスペースとしております。

トイレにつきましては、男子トイレに大便器3器、小便器5器、洗面器3器。女子トイレにつきましては、大便器5器、洗面器3器、それと多目的トイレを1カ所、それと男女更衣室に、それぞれコイン式のシャワーユニット3機を設置いたします。

図面下段の倉庫につきましては、中を三つに仕切ったの使用となります。

以上で、工事の概要の説明となります。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について、議会へご提案させていただくということで、ご了解をいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

この管理棟につきましては、コロナ感染症対策の設備は設置されているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） コロナ感染用の特別な設備は設置しておりませんが、高さを広く取って上段部分に換気ができるような窓を設置して、換気対策は十分に行っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番です。

今度のコロナ感染の対策の・・・コロナ感染対策ということで、今年も閉められておりますやな場とかですね、そういったところも、そういうふうなトイレとか、パーテーションとかいうことでされてますよね。だから今からつくる、そういう建物については、そういったこともやはり管理をしてつくっていくというのが必要じゃないでしょうかね、あとからまた追加ということよりも、当初からそういったもので、整備が必要だというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） たしか、この設計の段階です、そういったコロナの感染症がはやってきましたので、もちろん整備、空調設備につきましても新しいやつを使っておりますし、それぞれに間取りを大きくしたり、換気ができるような建物の設計をしておりますので、今回特別にコロナ対策が必要ということは考えておりません。

以上でございます。

○6番（佐野安春君） 議長、最後です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） それでは、ご確認しますが、こういう建物が出来て、改めてまたコロナ対策が必要だということにはならないというふうに考えてよろしいですね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時32分

再開 午後3時33分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、建設課長が申し上げましたとおり、大体大きな部分については、換気というか、そういうのをちゃんと考えた設計をしてあるということでもありますので、問題となるのは、おそらくパーテーションの仕切りであるとか、会議室でのそういったぐいのやつだろうと思っておりますので、その点については、備品的な考えで対応は可能かと

思いますので、それをこの工事の中で対応していくのか、それとも今後、備品を整備する中で考えていくのか、それはきちんとした形で対応したいと思います。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） お尋ねしますけれども、現在、既存の管理棟がございますよね、テニスコートのほうに、今回新しい管理棟ができるということで、非常に良い施設でトイレもきれいなトイレができるということでございます。

ただ、前の管理棟のほうのトイレも今もありますけれども、それについては、古い管理棟は全部取り壊してしまうのか、それともトイレだけでも残せるような工夫が、もっていけるのかというのはお尋ねできますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 現在のグラウンドゴルフ場の管理棟につきましては、グラウンドゴルフ場を利用される方の受け付けと、あと、その方々のトイレ、またテニスコートを利用される方がトイレとして利用をされているところであります。

ただ、現在管理上ですね、夕方以降については、こちらの管理棟については施錠をされているところでございます。

今後ですね、テニスコート利用者も増えますし、当然ナイターでの利用もございまして、現在ある管理棟につきましては、トイレの増設、また夜間も利用ができるような改修をすることで考えているところでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

議案第41号、工事請負契約の締結についてでございます。

熊本甲佐総合運動公園管理棟新築工事の契約の締結につきましてですが、今後スポーツの振興、それや利用される方たちの利便性ですね、そういったところを踏まえて、町の振興のおそらく一翼を担う施設が、総合運動公園だろうというふうに大きな期待を持っているところでございますので、本件については、何ら異議なく賛成させていただきます。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第41号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第42号 工事請負契約の締結について

○議長（宮川安明君） 日程第24、議案第42号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 議案第42号について、ご説明申し上げます。

議案第42号、工事請負契約の締結について。

熊本甲佐総合運動公園ソフトボールエリア整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

- 1、契約の目的、熊本甲佐総合運動公園ソフトボールエリア整備工事。
- 2、場所、上益城郡甲佐町大字船津地内。
- 3、契約金額、6,072万円。
- 4、契約の相手方、甲佐町大字糸田1353番地1、株式会社清甲、代表取締役、奥名貴一。
- 5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由については、省略させていただきます。

次のページをお願いします。

説明資料1に、工事請負仮契約書の写しを添付しております。

今回の工期は、令和4年3月18日までとしております。

次のページをお願いいたします。

説明資料2に、今回の入札の結果を添付しております。落札率が94.8%となっております。

次のページをご覧ください。

全体計画平面図及び詳細図に基づきまして、工事の概要説明を行います。

この熊本甲佐総合運動公園につきましては、平成30年度からサッカーエリア、テニスエリア、遊歩道などの整備を行っており、今回は赤着色しておりますソフトボールエリアを整備するものでございます。

図面中央の下の部分で詳細図をご覧ください。ソフトボール場の規格は、日本ソフトボール協会のオフィシャルソフトボールルールの規格を採用しており、ホームベースからセンタースタンドまでが68.58メートルとなっております。また、学童軟式野球の利用ができる内野の広さを確保しております。

概要につきましては、詳細図の灰色の部分である内野部が黒土の混合土舗装1,372平米を行い、舗装構成は左側の断面図のとおり、路盤溝に再生クラッシュラン15ミリ、中間層として粒調碎石を150ミリ、表層につきましては、黒土50%と川砂50%の混合土150ミリで

施工をし、表面に化粧砂をまいて整備をいたします。

外野部の茶色い部分は、クレー舗装3,839平米となります。舗装構成は、路盤工の再生クラッシュラン100ミリ、表層には真砂土に土壌改良材を混合いたしまして、100ミリのクレー舗装を施工し、表面に化粧砂をまいて整備をいたします。

また、排水対策といたしまして、詳細図の青色の部分に暗渠排水管を設置いたします。

構造については、左下側の断面図のとおりで、メッシュ状の暗渠排水管701メートルを設置いたします。

それと、外野の外周につきましては、透水の側溝137メートルを施工し、レフト側後方の集水桝から横断暗渠で緑川へ排出を考えております。

また、安全対策として、ソフトボールエリアを取り囲む防球ネットを設置いたします。バックネット、バックスクリーンの高さを4メートル、一塁側、三塁側の内野部の高さを3メートル外野部は、高さ2メートルから1.2メートルとし、総延長を287メートルの施工をいたします。

防球ネットについては、図面右下側の構造図のとおりとなります。

以上が工事の概要となります。また、この工事につきましても、工事の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について、議会へご提案させていただくということで、ご了解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

今度ソフトボールをつくるエリアの関係でいいますと、ちょうどこのソフトボール場のエリアの緑川側の法面ですね、こちらの国道から見ますと、ちょうどブルーシートが貼ってあって、多分あそこは、この前の梅雨の初めの増水で表面上といえますか、えぐられているというふうに思うんですよね。それで、あそこを管理しているのは、町なのか国交省なのか。

そして、これからどういうふうにされようとしているのか。

それと、私もいつかお話をしたことがあると思うんですけど、やはりもうちょっと強固な法面にしないと、毎年同じように削られて、それをふさいでというような工事が続くような気がするんですけど、そういった点ではなんというか、改善はできないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 低水護岸のブルーシートが被せてあるところはですね、今回、町の工事で特に横断暗渠を緑川へ排出したときの暗渠排水口を設置しております。その法面の両脇に張芝工を設置して低水護岸としておりますけれども、5月の大雨のときに施工したばかりということで、そういった構造上の問題で、ちょうど芝の活着が、まだ

やったばかりですね、そこが水に洗われたということで、被害が出ておりますので、現在は土のうあたりを積んでですね、濁水地になったときに芝の施工をいたしまして、工事をするようにしております。

その低水護岸の管理につきましては、町のほうで管理をして、草刈等の維持管理はしていきますけれども、そういった災害時においてですね、今後被害が出た場合については、国と協議をしてですね、たぶん国の災害復旧でなされるものと思いますが、今現在は町の工事のほうで、そこを施工したから町のほうで手当てを行ってるということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ちょっと聞こえづらかったかもしれませんが、私としてはですね、毎年のように被害が出る恐れがあるし、実際出ているわけですから、やっぱり強固な法面にですね、やっぱり芝ぐらいだったら、水の勢いで洗われますよね。だから、去年は今の状態よりもまたひどかったわけですね、かなり200メートルぐらいにわたってえぐられて、中の石までちょっと流されるような感じだったというふうに思うんですけど、やはり、あそこは水が来る場所ですから、やっぱり強固な法面にしないと、せっかくつくった施設に被害が及ぶという可能性もありますので、やっぱり最低限の法面は強固なものにすべきではないかというふうに思うんですが。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 国交省のほうの考えもありますけれども、町の川まちづくりの協議会の中でも一部が階段護岸を計画の協議をやっていたり、国の考えとしてはですね、芝張りでも十分もつだろうという考え方を持っています。

また今後そういった対策あたりについては、国のほうともしっかり協議をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 4点、ちょっとお尋ねしますけれども、このソフトボールの利用予想といいますかね、そういった状況について、どのように考えておられるのかですね、どのように調査をされたのかですね。

また、町内のソフトボールチームは、どのくらいチームがあるのかどうかですね、そのチームが今どこで練習をされているのかということと。

それから、専決の基準が軽微な工事変更については、専決をするというふうに言われましたけれども、専決の基準をどこに置いてあるのかですね、基準ですね、その4点について、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） ソフトボールの使用される団体の想定につきましては、ソフトボールだけではなくてですね、少年野球の利用も考えているところでもございます。

ソフトボールにつきましては、町のほうでは町のソフトボール協会ということで理解を

しております。

また、利用につきましては、郡の軟式野球連盟、郡のソフトボール協会、あと少年野球の練習、あと郡の少年野球の大会等での利用を考えているところでございます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、専決の基準という点につきまして回答したいと思います。

この専決の基準は、別にこれとって定めはございませんけれども、軽微な変更について専決お願いしたいと思っております。通常、請負額の3割以内ですとか、あと金額要件といたしまして、他の自治体で設定されている例を申し上げますと、2,000万円以上とか1,000万円以上で設定をされている団体もありますけれども、町のほうでは特別基準としてはつくっておりませんが、軽微な変更について専決をお願いするものと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 軽微な事案についてもですね、範囲は非常に広いなというふうには、これまでの状況で思っているものですから、お聞きをいたしました。

そして、佐野議員がですね、法面が崩れて、それを町のほうの手当てをしたというふうに言われましたけれども、今後ですね、町が手当てをしたのは町が負担をしたのかですね、なぜ町が負担をしたのかですね、そこら付近は国交省がすべきじゃないかなというふうに思うんですけども、そういった点は、はっきり決まっているのかどうかですね、その点について確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 今回の法面が崩れたところの原因といたしましては、うちの工事で暗渠排水を設置したために、法面が崩れたということですので、それは町の施工責任において、町で行うということでございます。

普通の自然災害とは、また別だと考えております。今回の工事に対しての、たまたま増水がそこに重なって、法面が崩れたということで、町の工事において対応をいたしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。

この計画の平面図ですかね、詳細図を見てちょっとお尋ねいたします。

着色してあります、この大きなグラウンドの絵なんですけれども、一塁側と三塁側に赤で囲んだところが二つ、これベンチだと思います。それとバックネットの裏、ここには何も示してございませんけれども、ベンチについては選手の皆さんが椅子かなんかで腰掛けておられる所、バックネット裏につきましては、当然審判員の人たちも試合にはおられま

すので、審判員の方たちも普通のグラウンドであればバックネットの裏へんで交代しながら休憩を取られるというような施設だろうと思います、こういった施設は。

となると、特に夏場の大会とか急な降雨、雨が降ってきた場合に避難する場所といえますか、屋根へんがないと、道具は濡れるし人は濡れるしということになりかねませんので、このベンチとかバックネット裏へんに屋根へんの設置については、検討されているのか、今回に入っているのか、そこも踏まえて説明をいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今申されましたベンチ、またバックネット裏の屋根等ですが、こちらにつきましては、洪水等の際の移動等もありますので、こちらについては、簡易のベンチ等での備品購入ということで考えてもおります。

バックネット裏につきましては、ワンタッチ式の簡易テント、または移動式の椅子等を備品と購入して随時随時対応していこうと考えているところでございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） わかりました。

あと1点ほど、お願いします。今度は、その上にある全体が見えるような平面図で、ちょっとお願いしたいと思います。

今度のソフトボールエリアはピンクで図示してありますけれども、その左のほうに野球エリアが現在つくられております。

先ほど、私トイレの話をしましたけれども、管理棟は、もうちょっとサッカーコートの方に新しいトイレができます。古い管理棟は、テニスコートの所に残されるというような話がありました。そこで話をするんですけども、野球、特にソフトボールを選手の方たちがされるときに、トイレに行きたくなったときですね、特に小でもいいですよ、そうしたときに、これ距離的に新しい管理棟のトイレを利用する場合に、距離的にいくなら片道で150メートル近くぐらいあると思うんですよ。そこを行って、用を済ませて戻って来る。その時間については、イングまたぎでトイレしたくなったときは、走って行って、そのあそこでトイレして、また走って戻って来て、もうすぐ守備につくとか、としたときに、果たしてその時間的なものが間に合うかということと、新しい管理棟のトイレのさっきの図面を見ましたが、おそらくコンクリート張りかタイル張りの床になると思うんで、野球の選手が使う場合は、金属のスパイクを履いています。特に、ソフトボールについても県大以上の大会を、もし持ってくるとしたときは、金属スパイクを利用することもできるんで、そうした場合に急いで行って、コンクリートとかタイルの上を走りでもしたら転倒とか、そういった危険性もあると思うんで、できれば、このソフトボールと野球コートの間ぐらいにトイレを一つぐらい何か造れんかだろうかなという思いがありますので、その辺の検討はされたことはございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 総合運動公園のトイレにつきましてですが、全体的にですね、グラウンドゴルフ場には先ほど申し上げましたトイレ、サッカー場のほうには、今

度新設されます管理棟のトイレと、野球、サッカー場と、あと多目的広場、駐車場ということで、今後予定がされております。

全体を見回したところでですね、当然野球、ソフトボール場には、トイレの設置が現在予定されていませんので、そこについては現在検討をしているところでございます。使用者が利便性がいのような形での配置を考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○4番（鳴瀬美善君） ぜひともお願いいたします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番、ちょっと教えてください。

このソフトボール場の三塁側の便器が二つあります。それからバックネットがあります、このバックネットとベンチの間に赤ですね、ちょっと線があるんですけども、これは何でしょうか。水道かなんかですかね、何ですかね。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後3時58分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） これはですね、スコアボードとなります。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 総合運動公園におけるソフトボールエリア整備事業については、現状そのニーズが本当に高いのか、その確信が得られません。今、野球場の整備工事も進んでいますけれども、果たして6,000万円の予算を受けて改めてソフトボール場を整備する必要があるのか、大いに疑問とするところです。

その予算は、よく耳にします子どもの広場、憩いの広場公園整備などの予算拡充に充てるべきだと考えますので、この第42号議案については反対をします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田です。

議案第42号、熊本甲佐総合運動公園ソフトボールエリア整備工事の契約の締結についてでございますけれども、ここのエリアについては、現在いろんな見方がありますけれども、かなり地域の方々も、地域の方々というか、中学生が特にですけれども、早くできんかなというような楽しみに待っておられる方が結構いらっしゃいます。

全体的に見ましても、来年度まで待てないなとかいうような声も聞きます。そういった意識の高いところから考えますと、ぜひともですね、工事のほうの整備を実施していただき、早く使用できるように進めていただきたいというふうに思います。

そういう観点から、工事請負契約の締結については賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第42号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第43号 財産の取得について

○議長（宮川安明君） 日程第25、議案第43号「財産の取得について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは、議案第43号について、ご説明申し上げます。

議案第43号、財産の取得について、消防団活動服新基準の購入について、下記の通り財産を取得することとする。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

記、1、契約の目的、甲佐町消防団活動服新基準の購入。

2、場所、甲佐町大字豊内719番地4。

3、取得予定金額、901万9,601円。

4、契約の相手方、熊本市中央区菅原町1番25号、三輝物産株式会社、代表取締役、西銘生治。

5、契約の方法、指名競争入札。

提案理由は、省略させていただきます。

次のページから3枚が仮契約書になります。ちょうど3枚目に数量内訳書ということで書いてございますけれども、購入物品は上着とズボンとアポロキャップで、それぞれサイズは団員のもの当たっております。全部で397着分ということになります。

最後のページについては、現在の活動服と新たな新基準の活動服を示しております。

内容については、下に変更点ということで書いております。

オレンジ色の配色を増加し、視認性を向上、これで避難誘導や火災等、夜間活動時の安全確保を図ります。それと難燃素材の採用ということで、火災活動時の安全性の向上、生

地や裁断方法の見直し、運動性能、ストレッチの向上ということでございます。

これにつきましては、財源は、繰越予算のところでご説明しましたように、令和2年度からの繰越予算の執行ということで、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の防災活動支援事業ということで、100%補助という形になります。

整備理由につきましては、コロナ禍における感染対策として、これから起きる災害発生時に行政区公民館等への分散避難を促すため、大雨や夜間中に実施する消防団員の活動において視認性の高い新基準の団員活動服を整備することによって、活動中における団員の安全確保を図るということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） これ私わからないんでお尋ねですけど、この新旧のユニフォームの絵を見てちょっと質問ですけど、新しいほうで購入されるのはキャップと上着とズボンだったですかね、下は何ですかね、長靴ですか、安全靴ですか、これは支給されるんですか、何を履（は）かれますかね、それだけです。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 今回整備するのは、アポロキャップと上着とズボンということです。写真に写ってありますように、ベルトとですね、この半長靴（はんちょうか）というか、安全靴については、整備しないということで、既存の長靴を履いて活動することになります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 6番、佐野です。

財産の取得についてということで、契約の方法については、指名競争入札ということで書いてございますが、先ほどの総合運動公園整備工事については、入札の結果が載せられておりますが、こちらのほうには載せてありませんけど、何か理由でもあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 理由はございませんけど、ちょっと資料として添付してなかったということでございます。

入札の結果については、6社指名しまして、うち4社が入札に応じられて、この1社が落札されたというところで、その応札者の中には町内業者が1社おられたというところでございます。ちなみに、入札率につきましては、96.18%ということでございます。

よろしいでしょうか。失礼します。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 出して構わないものであれば、ぜひそういった入札結果も教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後 4 時05分

再開 午後 4 時09分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。

これにですね、旧と新ということで、新しく右側のほうに載ってるんですけども、この下のほうを見ますと、運動性能の向上ということで、これを着て操法とかするわけでございます。そういう中において、今回、甲佐広報でも新しい団長さん、副団長さん、それから指導員の方がのっておられましたけれども、そういう人たちの意見というのも取り入れられたんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） この活動服の更新につきましては、消防団の本部会議で意見は交わしております。

ちなみに、新基準の活動服ということで、左のほうは旧基準の活動服ということでございますけれども、ほかの自治体も順次更新されている状況でございます。郡内で申し上げますと、嘉島町と御船町が、もう既に更新済みということになっております。山都町が本年度、本町と同時期に導入予定という状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。

議案第43号、財産の取得についてでございます。

今回消防団の活動服を買い換えるということでございます。説明がありましたとおり、運動性能というか、夜間での安全確保やストレッチ性能の向上といったものが盛り込まれております。消防団員の安全を確保しながら、今後の消防団員のさらなる活躍を祈念いた

しまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第43号「財産の取得について」を採決します。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第44号 財産の無償譲渡について

○議長（宮川安明君） 日程第26、議案第44号「財産の無償譲渡について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第44号について、ご説明申し上げます。

議案第44号、財産の無償譲渡について、下記の建物を無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めることとする。

記、1、主な内容、所在地、上益城郡甲佐町大字糸田84番地3、種類、集会用施設、構造、木造スレート葺平屋建て、床面積76.18平方メートル、建築年月日、令和3年3月1日。

2、無償譲渡の相手方、上益城郡甲佐町大字■■■■■■、中早川区認可地縁団体、代表者、藤本敏江。

3、無償譲渡の目的、当行政区が集会用施設として、管理、利用するため。

4、無償譲渡の理由、当該建物は中早川区認可地縁団体から集会用施設として管理したい旨の普通財産譲受申請があったため。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

この議案につきましては、町道大町塔の木線の道路改良工事に伴い、既存の集会所が移転対象となったため、移転新築後の施設を認可地縁団体の中早川区が集会用施設として管理、利用するため、無償により譲渡するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） 議案第44号、財産の無償譲渡でありますけれども、これは相手先が、認可地縁団体の代表者の藤本さんでありますけれども、集会所として利用されるということでありますので、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第44号「財産の無償譲渡について」を採決いたします。

本案は、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決されました。しばらく休憩します。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時25分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

会議規則第8条第2項の規定により、あらかじめ会議時間の延長をします。

令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）を終わりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

日程第27 議案第45号 令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第27、議案第45号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 議案第45号について、ご説明申し上げます。

議案第45号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）。

次のページをお願いします。

令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,901万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,427万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年6月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款16、国庫支出金に1億1,231万4,000円を追加し、14億9,282万1,000円としております。

2の国庫補助金です。款17、県支出金に3,818万4,000円を追加し、5億9,984万8,000円としております。

2の県補助金です。款19、寄附金に2,000万円を追加し、1億1,000円としております。

1の寄附金です。款20、繰入金に2,041万2,000円を追加し、4億8,668万4,000円としております。

1の基金繰入金です。款22、諸収入に120万円を追加し、4,826万4,000円としております。

5の雑入です。款23、町債に2,690万円を追加し、9億9,180万円としております。

1の町債です。歳入合計、補正前の額71億2,526万9,000円に、2億1,901万円を追加し、73億4,427万9,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。款2、総務費に2,129万1,000円を追加し、10億3,947万8,000円としております。1の総務管理費です。

款3、民生費に1,632万8,000円を追加し、19億1,790万8,000円としております。

1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4、衛生費に953万6,000円を追加し、6億2,214万円としております。

1の保健衛生費です。

款5、農林水産業費に3,577万9,000円を追加し、3億2,435万8,000円としております。

1の農業費です。

款6、商工費に8,616万円を追加し、2億1,765万8,000円としております。

1の商工費です。

款7、土木費は財源内訳変更のため、0円としております。

款8、消防費に514万3,000円を追加し、3億294万9,000円としております。

1の消防費です。

款9、教育費に1,677万3,000円を追加し、7億8,195万3,000円としております。

1の教育総務費から5の保健体育費までです。

款10、災害復旧費に2,800万円を追加し、7,350万3,000円としております。

1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額71億2,526万9,000円に、2億1,901万円を追加し、73億4,427万9,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、債務負担行為補正です。1の追加です。

事項が避難行動要支援者管理システム使用料、期間が令和4年度から令和7年度まで、限度額が196万8,000円です。事項が総合保健福祉センターシロアリ対策事業、期間が令和4年度から令和7年度まで、限度額が51万2,000円です。

次のページをお願いいたします。

第3表、地方債補正、1の変更です。

起債の目的、補正額、補正後の限度額を説明いたします。

まず、起債の目的が公営住宅建設事業債に、2,690万円を追加し、1億4,450万円としております。

起債の方法、利率、償還の方法については、いずれも変更はございません。

今回の補正の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、3次補正に関する事業等を計上しております。別紙資料に一覧表を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部について、お願いいたします。

本予算全部についての質疑を行います。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 2番です。

説明資料のほうでですね、No.3、プレミアム付き商品券発行事業ということで、今回予算計上されております。このプレミアム商品券発行事業につきましては、前回の国の2次補正のときも、同様にプレミアム商品券発行事業のほうを行われておられます。

その際の販売の実績であったりとか、あとは消費者の使われた換金率、そういった実績、それから前回のプレミアム商品券発行事業のときは、各プレミアム商品券の取り扱い店舗に、この事業が終わったあと、このプレミアム商品券発行事業で成果があったかとか、そういったアンケート調査のほうを行われておられますので、その取りまとめ等の結果がわかっているならば、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） お答えいたします。

まず、昨年度行いましたプレミアム付き商品券の実績ですけれども、発行いたしました分につきましては、一般、飲食等とも全部完売をいたしております。

換金率につきましては、一般のほうは99.54%、飲食店のほうは98.21%で、合わせますと99.4%の換金率で、ほぼ100に近い換金になっているところでございます。

また、議員言われます商工会のほうにですね、ちょっとお願いをしまして、プレミアム商品券の効果等のアンケートを取っていただきました。この中にプレミアム商品券を実際に扱われたところと、使われてないところの建設業だったりとかいう部分も取っておりますので、抽出して説明をさせていただければと思いますが、まず、小売業、飲食店等につきましては、「効果があった」と言われている部分については42.9%、「効果がなかった」という部分については25.7%、「どちらともいえない」という部分が31.4%という形になってます。実際、効果がなかった部分もありますけれども、実際プレミアム商品券があったか、なかったからということで、実際に効果が、売上げが減少したのか、増加したのかという部分は、はっきりわからないという回答もあっています。業者の中には、再発行ですかね、「再度取り組んでほしい」という声もありますし、ただ、買い物が固定客の

方々が現金が、ただプレミアム商品券に変わったという部分で換金にちょっと手間がかかるので、という部分のちょっと厳しいご意見等もいただいているところです。

今後につきましては、こういうアンケートもありますので、補正予算議決後につきましては、商工会に、また委託をしたいというふうに考えておりますので、この反省等も生かしながら、商工会と協議しながら、進めていければなというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 今、担当課長の説明のほうで、アンケート調査の結果については、ご説明がありました。意見については、いろいろかと思えます。そういった中で、このプレミアム商品券といいますのは、例えば経済が低迷している時とか、そういった時に消費を喚起するために行う場合のプレミアム商品券につきましては、消費者に使っていただいて換金率が、ほぼ100%ということであれば、それなりの消費喚起が行われたということで、成果があったのではないかというふうに判断できると思えますけれども、このコロナ禍において、このプレミアム商品券発行事業をするということは、消費喚起とあわせてですね、あとは当然この飲食店関係のプレミアム商品券等も行われておりますけれども、趣旨といたしましては、今回のコロナ禍において、そういった飲食店等が売上げが下がっていると、そういった中で、どうにか飲食店をサポートしたいという意味でのプレミアム商品券の発行事業だと思えます。

そういったことを踏まえてですね、アンケート結果を見ると、先ほどの結果を見ますと、「成果があった」と答えてあるのが42%、あと半数ぐらいは「成果はなかった」、または「どちらともいえない」という意見もあったということで、それから私なりに考えますと、プレミアム商品券というのがですね、偏ったところの店舗に使われているというのも十分考えられると思えます。

そういったことでですね、今回また新たにプレミアム商品券の発行事業をされる際は、その辺が広く使われるような工夫というのも必要かとは思いますが、ただ、これにつきましては、消費者の消費の自由ということですので、どこの店舗で使われてもいいわけがございますけれども、なかなかそれが広く平等に行き渡れば、いちばんベストなんですけど、そこが難しいというのは重々私もわかります。

そういったことで、今、担当課長のほうもご説明されましたけれども、今後そのあたりについては、検討していただくということではございますけれども、この点に関しまして、今度また3次補正でプレミアム商品券発行事業をされるに当たっての町長の考え、思いというものをお聞かせ願えればと思えます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） おっしゃる意味は十分わかるんですけども、現実どうかという、なかなかいろんな問題があるかと思えます。

おっしゃるとおり、事業者に対する売上げが下がったことに対する町の支援という意味

合いが一番強いんですけども、それに対象を絞った場合とどうか、要はスーパーあたりの大手、大手といいますか、三者が一番多いかなという気がしますけれども、そういったところに集中してしまっ、小売店等になかなか利用していただけないという、そういう悩みだろうと思います。おっしゃる意味はですね。

だからといって、その大きなところ三者を外してできるかとなったときに、商工会のほうで事務作業もされますし、そういったところの制限はかけづらい。ただし、飲食店と区別することによって、飲食店分を買われた人は、おそらく地元のところで消費をされるわけだから、その点の効果は確かに上がってくるんだろうと思います。

先ほどの話のように、40数パーセントがあった、あと半分はなかったというようなお話ですけども、どちらとも言えないというようなことは、半分は効果があったという意味合いも、おそらく含まれているんだろうと、そういうふうに自分として良いほうに理解してしまいますけれども、そういうのが現状かなというふうに思います。

あとの内容の中で、そういった工夫ができるかどうかについては、担当課のほうとも協議しなくちゃなりませんけれども、大手資本をはずしたところとというようなことについては、なかなか厳しいのかなという思いがいたしております。特定のところに偏らないやり方が一番ベストなんでしょうけど、やっぱり町内に進出してきておられるわけですから、それなりのやっぱり町に、それから甲佐住民、町民に対する貢献度というのは、やっぱりあるかと思しますので、おっしゃる意味についてはですね、十分理解しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） 町長の考え、理解したところでございます。誤解のないようにもう一度言いますと、私も決して大手をはずしてほしいという意味ではなくて、広くですね、一番広く平等にプレミアム商品券が行き渡ればベストなんですけど、そういうやり方は、なかなか難しいと思うんですけど、今後そういったのを工夫しながら考慮していく必要があるんじゃないかということで、考えをお尋ねしたところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） ぜひ議員のほうからもですね、いいアイデアがあったら、ご提案をいただければ大変助かると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 私も同じプレミアムのことで、ひと言質問させていただきたいんですけど、今、甲斐議員と町長のお話を聞いていたら、もう重々、内容は十分わかりました。

私が、ちょっと隣町の方にお話を聞いた中でですね、ヒントになるかわからないんですけど、私も甲佐のプレミアム一般と飲食のを同時にとどうか、両方買いました。

やっぱり、一番にはけていくのは一般のほうが一番使い勝手がいいんで、そっこのほう優先して使いよったら、飲食のほうがとうとう残ってしまっ、最後は、誰か使わんといい

うと失礼かですけど、うちの家内とか誰かに残っとるけん、どっかで何かとかいうように後回しになってしまって、そういう話をちょっとよその町の近隣の町村の人としたら、「いやいや、うちは最初に飲食のほうば」、なんか名前が、さくら何とかだったということで売り出しして、まずそっちのほう売れてしまって、利用されてたあとぐらいに、ちょっと追っかけて、期間は、ダブったかダブらんか知らんですけど、また今度は違う名前で一般のほうを出されたということで、そうしたら両方とも全部売れてしまったというか、利用されてしまったというような、なんか非常に前向きというか、効果の出たような話ばちょっと隣のほうから、あっちのほうの隣のほうから聞きましたので、あとは販売の仕方等、ちょっと期間は長くなってしまいかもしれんですけど、そういったようなことで、最初は飲食なら飲食を早く販売して利用していただいて、そのあとに追いかけるような形で、一般のを出して、わかりやすく、両方が一緒にやると非常にわかりにくいので、片方がなくなったぐらいに片方が出てくると最後まで使ってしまうような気がしてですね。ちょっとそういったアイデアじゃないですけど、非常に早く売れたよ、使ったよという意見がありましたので、おつなぎしておきたいと思いました。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 要するに、時間差で発行するというような意味合いですよ。その件も含めて、担当課のほうで協議をしたいと思います。

よろしくをお願いします。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 交付金事業については、それぞれ12項目ありますけれども、それぞれにお聞きしたいところは、事業内容がわからないところは、いっぱいあるわけですが、一つちょっと、交付金活用とも相まってですね、関連してですね、今コロナ禍で新聞等の報道を見ましてもですね、小口資金の融資が増えて、その返済の問題とかですね、それから多重債務といいますか、そういった方たちが増えているという問題とか、新聞とかを見ますけれども、そういった点で小口資金というか、社協のほうで取り組んでおられますけれども、窓口になっていますけれども、甲佐町での町民の皆さんの暮らしを考える上で、どういった状況になっているのかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、いいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 緊急小口資金の件ということでございますが、緊急小口資金につきましては、20万円、10万円、それと総合支援資金で60万円、45万円というのがありますので、そちら緊急小口資金と総合支援資金、合わせたところで答弁をさせていただきます。

5月末現在で、申請件数が128件で、そのうち貸付実行に至ったものが116件、承認されなかったものもあるということでございます。

3カ月前、3月定例会前に調べました数字と比較してみますと、申請件数で3カ月で26

件、貸付実績としましては、24件の貸し付けがされているというようなことで、3カ月間で26件ですので、週に1から2件、平均したらですね、というような相談があっているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 臨時交付金事業について、質問いたします。

一つは、1番の防災活動支援事業で、福祉避難所7カ所に配置する物品を防災倉庫で備蓄するということですね。

これは、甲佐広報にも載せてありましたけど、新たに福祉避難所を6カ所設置いただくということで、協定が結ばれたということで、大変いいことだというふうに思いますが、当初から福祉避難所に設置するのは、難しいんですかね。やっぱり備蓄、2段階しないといけないのかなということが一つですね。

それと、やな場の改修については、前年度も合わせて今回2回目だと思うんですけど、改修を充実させるということで、ここにもトイレとパーテーションと書いてありますけど、具体的にどういうふうになっていくのかなということで、お尋ねしたいということですね。

もう一つは、6番の学校再開に伴う支援事業ということで、小中学校に電子黒板2台ということで、甲佐小学校、龍野小学校にということですけど、ほかの学校はどうなるのかなということですよ。この文書は小中学校と書いてありますから、中学校もこれから予定されるのかなというようなところで3点ほどお尋ねしたいということです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず、いちばん最初の防災活動支援事業で、避難所備品等の購入費ということで、福祉課のほうで予算をお願いしております。

消耗品費と備品購入費、合わせて493万6,000円ということで、まず購入を予定しております物品名としまして、段ボールベッドであったり、折りたたみ式のアルミマット、また段ボールベッドじゃない本格的な折りたたみベッド、簡易間仕切りスペース、いろいろ想定をして予算はお願いしているところです。

当初から福祉避難所のほうに物品を置いてあったほうが手が要らないんじゃないかというようにご質問だと思いますが、協定を結んでいただいております各施設の物品を置くスペース、そこら辺の都合もありますので、現時点では一括して管理をして、実際開設のときに必要な物品を持っていくと。すべての施設で福祉避難所を一気に開設するということは、あり得ないと思いますので、均等に置いておきますと、その施設から、今度は実際開設したところに持ってくるという手間もかかりますので、実際災害のときにそういう活動ができるかというのは、これから検証をしなければなりませんけれども、一応集中管理をした上で福祉避難所のほうには物品を運搬するという予定で考えているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、やな場の改修について、ご説明申し上げます。

今回、やな場につきましては、まずトイレを改修を今考えております。それにつきましては、洋式トイレでですね、今、便座等が人が行けば上がる部分、触らなくても便座が上がったりとか、そういう部分もありますので、極力感染が広がらないような形の改修を計画を今しているところです。

また、物品といたしまして、計画をしております。

それについては、先ほど議員言われましたように、パーテーション、遮断防止シート等も整備をしながら、また来場者の体温等もサーマルカメラ等で計っていただくとか、あと部屋が結構ありますので、その部屋に各部屋にですね、空気清浄機等の備品をそろえて、2年間ですね、営業を行いませんので、来年度営業したときに来られた方が安心して来れるような形の整備をして、利用者増につなげていきたいというふうに考えておりますので、その整備費として計上をさせていただいております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 学校再開に伴う感染症の学習保障で、電子黒板の購入の件でございますけれども、これにつきましては、甲佐小学校と龍野小につきましては、特別支援学級の増設に伴う備品の購入ということでございます。

したがいまして、中学校については、今のところはないということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 最後に1点だけ、事業の中ですね、9番ですけれども、町の総合運動公園内のトイレの密集、密接を避けるためにトイレの整備、設計をするということにありますけれども、どういった工事になるのか、その点をちょっとお尋ねをします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） こちらにつきましては、先ほど議案第41号のところの説明いたしましたとおり、現在の管理棟の所にですね、トイレの増設と、あと夜間利用ができるような形での改修ということで、考えているところでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

本田議員。

○12番（本田 新君） すみません。質問の資料から2点ほど質問させてください。

まずは、8番の修学旅行のキャンセル料、これは確認ですけれども、これは全額なのかですね、全額軽減されるのかどうなのか、その点と、11番にコロナ終息後のことで陣ノ内城跡のことが、ここにいろんな事業をするということで書かれておりますけれども、ここをするにあたっては、今後そこに行くまでの道路整備についてまで考えられるのかどうなのか、その2点を質問させていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 修学旅行の解約の負担金でございますけれども、これは

全額ということでございます。

バスとかガイドとか、ホテルの解約の負担金ということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（後藤喜治君） 今回の事業につきましては、国指定ということで、近いうちに国のほうから答申があるということでお聞きをしております。

また、官報告示のほうで正式に国指定ということで、それに対しましてのPR事業等での費用の計上をしているところです。

議員がおっしゃいました道路整備等については、現在のところは考えてはおりません。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 社会教育課長の答弁は、そこまでだろうと私は思うんですよ。どっちかというのは、こちらのほうに引っかけたんですけれども、やはり、そこをPRしてやるんだっただけですよ、将来的に、そこはコロナ後の終息後の我が町の観光の一つということで、陣ノ内城が選ばれたらと思うんですよ。そこでPR動画をして、さあというときになって、以前あそこに道路計画をしたけれども、道路計画ができなかった、地権者の了解を得られなかったのかどうなのか。それとも、そういった事業が採択されなかったのかどうなのか、ちょっと今は記憶がありませんけれども、そこから先のことは、今後どういうふうにご考慮されるのか、どうなのか、ひとつ町長はじめ企画とか、総務課のほうでですね、ここはひとつ考えてもらいたいなという思いで質問させていただきました。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今、社会教育課長が答弁申し上げましたけれども、今、町としては国の指定を受けられるようにということで、ずっと今まで運動を展開してきました。

そういう中であってですね、今回の予算もありますけれども、今後の展開については、やはりそれが国の指定が得られるのか得られてないのか、この辺を見極めてからじゃないとなかなか動きにくいような環境にあらうかと思いますので、まずは、そちらのほうの状況をきちんと把握するということが、いちばん大事なかなと思っています。

前々から新たな観光資源の開発でありますとか、要は、やなを中心に考えたときに、その点と点を結んで、新たな町としての観光をどうつなげていくのかというようなことの研究、検討もなされておりましたので、この陣ノ内城跡がどうなるかによって、また町としての考え方も、さらに発展した考え方もできるのかなと思います。

いずれにしても、何回も申し上げますけれども、その辺の状況を見極めながら、あと道路については、いろいろ考え方はあるんでしょうけど、それが必要なかどうなのか、あと、どういうふうな開発が必要なのか、その辺を含めてですね、やっぱり関係各課寄ったところで、企画会議等も通したところの中で、今後どう進めていくのかについては、さらに検討を加えたいと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 私は、兼ねてから思っていたのは、観光の目玉に我が町には、やながあって、鶉の瀬堰があって、そしてその先にですね、私は、この堤防をつくった清正公さんというのが私はあるだろうなと思ってますよ、この町の、もちろん細川さんもあるけれども、まず堤防をつくった清正公さんというのがあります。あそこはですね、神社なんですよ、清正公さんは、だからいわゆる政教分離ということで、なかなか行政は、あそこに向かっていろいろできないというのは、ようわかります。

でも、清正公さんというのは、我が町の誇りだと、清正公さんがあそこの堤防をつくって我が町の農業振興から町の成り立ちから、大きな痕跡の一つじゃないかなと私は思ってるんですよ。

だから、その観光の一つの点と線の中の点にですね、ひとつ清正公さんというのが一つ入ってきたら、私は、また違った見方が我が町にできる、観光にできるんじゃないかなという思いがありますので、その点を今後、政教分離という一つの壁はありますけれども、考えていただけないだろうかということの一つだけご提案させていただきたいというふうに思っております。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 甲佐の名所のときに、甲佐神社もたんぶんPRに使ってますんで、議員おっしゃるようなところの深い考えまで持っていかななくても、何かその辺はできそうな感じはしますので、いろいろご意見いただいておりますので、参考にさせていただきます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

福田議員。

○9番（福田謙二君） 9番。

3番のプレミアム付き商品券発行でございます。これ2点ほど、ちょっと質問させていただきます。

まず、今現在がまん延防止が熊本県においては、13日までということで、その後解除ということでございますけれども、甲佐町において、いつ頃発行されて、いつ頃利用されるのか。

それから、前回のプレミアム商品券でございます。一般、飲食店限定とありますけれども、前回の例えば飲食店の場合は、利用されました金額を商工会のほうで換金されると思うんですけども、1カ月単位で持って行って、2回分でもそうやって行ったら商工会のほうで換金されるのですかね、そのところをよろしいでしょうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） では、今回のプレミアム商品券の販売時期と期間等につきましては、今段階、この議会通りましたあとに協議、また事務を進めていきたいと考えております。

担当課といたしましては、早ければ7月の中頃、末にかけて販売したいと思いますが、遅くとも8月の当初には販売開始をしたいというふうには考えているところになります。

このプレミアム商品券につきましては、いろんな議員の方々からもご意見いただきますので、ちょっと協議をさせていただきたい部分もありますので、8月上旬を最低でも目指して事務を進めていきたいというふうに考えております。

使用期間につきましては、これについては、臨時交付金を使いますので、その清算等の部分もありますので、前回と同様に年度末、年末等に意外と商品等も動きますので、1月の下旬ぐらいまで使用期間という部分では考えていきたいというふうに考えているところになります。

あと換金につきましては、前回につきましては、商工会が曜日を設けられて換金を行われておりますので、その時に持っていくと2枚でも換金はされるということになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を主とする今回の令和3年度一般会計補正予算については、反対をします。

臨時交付金の目的は、感染拡大を防止し、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を行い、地方の活性化創生を図ることがその中心であり、今回の補正での臨時交付金の活用の中には、陣ノ内城跡の魅力発信をする事業としての幟（のぼり）など、啓発用物品購入、またPR動画の作成費用があげられております。もちろん、この事業そのものは、非常に大事な事業ですけれども、ここで使うべきかというふうに考えます。

今、社協に問い合わせましても、そしてまた、答弁がありましたように、コロナ禍による仕事の減少等による収入減で生活資金に困っている方の相談が相次いでいるというふうに聞いております。

また、熊日報道によりますと多重債務については、2020年度に受け付けた県の相談が前年度比1.7倍の過去最多だったというふうに報じています。

私は、町民の暮らしに、もっと目を向けた臨時交付金の活用を求めたいというふうに思います。また、感染拡大防止のためにもPCR検査や抗原検査等への助成も必要であるというふうに考えます。

今回の事業計画は、私は見直しが必要であると考え、第45号議案については、反対をいたします。

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
宮本議員。

○8番（宮本修治君） 8番。

議案第45号、令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）でありますけれども、2億1,900万ばかりの追加ということで、これは、そもそもの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の一環であるということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第45号「令和3年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案どおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮川安明君） 起立多数。よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（宮川安明君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明日12日及び13日は休会、14日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後5時06分

6月14日（月曜日）

令和3年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 令和3年6月11日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 6月14日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 6月14日 午後2時56分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
総務課長 北野太	企画課長 古閑敦
地域振興課長 荒田慎一	くらし安全推進室長 佐々木善平
税務課長 奥名雄吉	環境衛生課長 橋本良一
住民生活課長 宮崎貴美代	健康推進課長 福島明広
福祉課長 岡本幹春	農政課長 井上幸介
建設課長 志戸岡弘	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 後藤喜治	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	

1. 開議 6月14日 午前10時00分

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

2番 甲斐高士 4番 鳴瀬美善

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議員派遣について

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員は、マスクを着用することとしております。傍聴者におかれましても、マスク着用の上、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。今期定例会の文書による一般質問の通告は5名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間を概ね1時間として議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、4番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

4番、鳴瀬美善議員。

○4番（鳴瀬美善君） じゃ、おはようございます。4番、鳴瀬でございます。一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。なるべく大きな声で質問するようにいたしますのでお願いいたします。

それでは、質問事項の第1項、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。はじめに、1番といたしまして、65歳以上の方のコロナワクチン接種の進捗についてでございます。

5月より65歳以上の方、高齢者施設等の従事者の方への接種が始まっておりますが、現

在までの接種状況として、接種対象者における実接種者数と接種率について。集団接種と医療機関についてとしておりますけれども、町では医療機関については個別接種とされておりますので、それらについて接種別に進度、進み具合について説明を求めます。

なお、資料の提供もいただいておりますので、資料と合わせての説明を求めます。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） それでは、まず接種状況ということでご説明いたします。

提出資料の中で、資料1としてご説明いたします。なお、資料につきましては、5月31日現在での作成を行っておりますけれども、昨日の6月13日現在での説明でさせていただきたいと思います。

まず、65歳以上の接種対象者の人数におきましては、4,210人ということで、6月13日現在の接種希望人数、これが集団接種と個別接種を合わせた人数になりますけれども、よろしくお願ひします。まず、その人数が3,484人ということになっております。申込み率に直しますと、82.8%というふうになっております。1回目の接種を受けた人数ですけれども、3,264人。接種率にしますと93.7%。2回目の接種者数におきましては、1,716人。率にしますと49.3%という状況になっております。

今後の接種におきましても、医療機関、関係者の協力を仰ぎ、また調整を行いながら集団接種及び個別接種を進めていきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今、担当課長のほうから説明がありましたとおり、この件につきましては、町長の提案理由の説明の中でも進捗については報告があったところがございます。

今お聞きいたしました、私の資料はちょっと前で、今説明を伺いましたけど、1回接種が93.7、2回についても49.3ということで、ものすごい進み具合で進んでいるなという思いをいたしております。わかりました。

それでは、続きまして2番の質問に移らせていただきます。2番のワクチン接種対象者でも、何らかの理由により今回申込みされなかった方の中にもですね、何らかの不安を持たれている方もおられるのではないかと思うところであります。質問に当たってはですね、前のこのいただいた資料を見ますけれども、これで65歳の接種対象者数が4,210人の接種希望者数が、前回のいただいております中で3,455人で、となると、申込みをされていなかった人が755人で、率にしますと17.9%の方は申込みをされていないということで、私は前回もらった資料でちょっと話をしますけれども、で、そういった方がおられるということ。

それとまた、7月以降から65歳未満の方並びに基礎疾患を有する方へのワクチン接種も始まると聞いておりますことから、共通の課題ではないかというところを私は持っております。ですから、申込みをされなかった方たちも、その中の不安の中で、行政として何らかのアプローチっていいですかね、そういったことは今後されていかれる思いがあるのか

をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 一応、現在も高齢者の申込みにつきましては、町のコールセンターにおきまして随時受付を行っているところであります。行っておりますけども、今、高齢者の接種の終了の見込みとしては、7月末を見込んでおまして、7月末時点での65歳以上の未接種者の方につきましては、その人数を把握し、個別通知等により再度接種勧奨を行う予定としております。

なお、この接種につきましては、強制ではなく、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方をご理解の上、自らの意思で受けていただくものとなっておりますので、今後も接種を希望される方につきましては、かかりつけがおられる方につきましては、かかりつけの先生に相談されて接種をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今課長が言われましたとおりでと思います。私も100%の方がワクチンを接種していただくことは一番いいと思いますけども、やっぱり何らかの理由でどうしても接種できない方たちがおられると思います。ただ、そういう方たちについても、行政として温かく最後までやっぱりサポートしていただくというふうなことをお願いしたいと思います。

それでは、続きまして3番の質問に移らせていただきます。熊本地震を教訓とした緊急時等への対応について。その教訓が今回の感染症対策にも生かされたのかという質問でございます。

本町においても、熊本地震時の対応について、罹災証明の速やかな発行をはじめ、災害仮設住宅の建設や被災家屋等の調査において迅速な対応が行われてきたと私は認識しております。

町長におかれましても、震災からの創造的復興を掲げ、全町、全職員を挙げて取り組まれ、他町にも劣らぬ復興を成すことができたことに対し、本町の行政力の高さを実感として感じるところでございます。

今回の新型コロナウイルス対策にも生かされたと思える事案として、接種をされた複数の高齢者の方より、接種の予約から接種会場内の案内等について、高い評価の声を私もいただきました。

国においても、コロナ対策については機動的な対応をとる旨の発信がされてまいりましたけれども、本町の今回の対応こそ機動的かつ迅速な対応があったものであると推測できることから、ワクチン接種に至るまでの対応の要旨について、特に熊本地震で得た経験、私は危機管理能力と考えますけれども、それが生かされた点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、甲佐町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づきまして、町長を長とする新型コロナウ

イルス感染症対策推進会議及び対策本部会議により感染症対策を進めています。

新型コロナウイルスワクチン接種業務につきましては、過去の災害発生時等における緊急時の迅速な対応経験を生かし、集団接種を開始するとともに、順次個別接種の実施に至っています。

接種開始等に向けての準備や接種業務体制につきましては、町内医療機関をはじめ、全町職員及び役場OBなどの町民の方々のご支援、ご協力を得て確保できておりますし、接種を受けられる方々の感染防止対策への協力もあって、順調な接種ができていると思っております。

接種会場における配置人員の確保ができたことで、接種業務に従事する職員や補助員、また、医療機関の方々には、各持ち場において適切に対応していただいているところであります。

今後も関係者皆様のご協力を仰ぎながら、適正で迅速な接種業務が進められるよう取り組んでいきたいと思っております。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種は、12歳以上の全住民の接種対象となる、これまでに経験したことがない事業であるとともに、接種の実施に当たっては、国からのワクチン配送後、速やかに開始できるように準備をしておくことが国から示され、接種体制を早急に確保、構築することが必要となりました。

本町では、第1段階として65歳以上の高齢者を対象に、総合保健福祉センターでの集団接種及び医療機関での個別接種について、接種の希望の申込みを確認するとともに、安全に安心して接種を受けていただけるような集団接種会場の設置、運営に向け、町長の全職員で対応するという指示のもと、接種会場の運営や救急救命についての職員研修を実施、さらには、医療機関等の協力を得て、本番さながらのシミュレーションを行い、会場設営の課題、改善点について職員からの意見を整理した上で検討を重ね、5月5日に集団接種の初日を迎えております。

今回の新型コロナワクチン接種につきましては、前例のない緊急的な対応となっておりますけれども、町内医療機関、関係者並びに職員の全面的な協力により、接種機会の提供が実現し、現在のところ順調にワクチン接種が進んでいると思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） ここで私が最後のほうに言いましたが、危機管理能力ということを出させていただきましたけれども、今、課長から、町長を長として取り組んだということでございます。熊本地震を教訓ということで質問させていただきましたけど、その時のことも思い起こすこともあるんですけども、そういったのが生かされとるということは十分にわかりました。

ということで、ここをトップとして、この対応の長として取り組まれた町長の考え、お気持ちについては、何か町長のほうから述べることはございませんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の新型コロナの対応等について、接種に至るまでのいろん

な経緯等についてはですね、ただいまの課長のほうから説明していただいたとおりですけど、やはり今回の件についても、熊本地震同様ですね、緊急事態、そういった認識をやはり三役、そして課長以下全職員が、そういう認識をやはり持つということが非常に大事だろうというふうに思います。

課を横断したところでの接種のそういった接種会場での役割分担でありますとか、そういったことも、割かたスムーズにできているのかなと思います。また、今回の接種については、やはりなんといっても町内の医療機関の本当に温かいご支援とご協力があったものだと思いますし、地震の際同様、職員OBの皆さん方にもずいぶんと応援をいただいている状況であります。

そういった事柄からいたしましても、やはり震災の時の経験が生かされたというふうに思いますし、今後、ワクチンの供給次第じゃありますけれども、国、我々が求めるワクチンの配分がですね、できる場合には、少しでも前倒しして接種ができるような心構えと準備は持っていきたいというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） あの、これは議長に、関連でちょっと聞きたいんですけども、先ほど担当課長からも町長からもちょっと、今お話がありましたけど、役場職員のOBの協力も得たということをお聞きいたしました。で、熊本地震からもう5年が過ぎましたけれども、もし、数字的にわかるのであればですね、どのくらいの職員の方が5年間で退職されていかれたのか。というのは、その方たちは、あの当時に震災に対応されました。で、そこから5年経って、何人か何十人かが辞めていって、定年だったりいろんな理由で辞められたと思いますけれども、その方たちが今回何らかの形で応援ばされていただいたんじゃないかという思いが今の話の中で伝わってきますので、蛇足的ではございますけれども、もし、おおよそ大体こんぐらいが退職されたというのがわかれば教えていただけますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは、熊本地震が起きた平成28年度からこれまでに退職された方の人数ということでございますけれども、退職者がその期間中で全部で33人です。うち定年退職者が8人、それと中途退職者が25人という状況でございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） すいません、急な質問で振ってしまって。ありがとうございました。

ということは、役場職員の定数というのは決まっております。その中で5年間の中で33名の方が退職されていかれたということでございます。そういった経験された方が退職された後に、新しい方たちがまた入ってきて、残ってる職員の皆さん方のご苦労は大変だったと思います。それと、やはりOBの人の力を生かして利用していただいたということは、非常に柔軟な対応ができたのかなと私は考えます。やっぱりそういったところが、住民の

高齢者の方とお話をした中で、非常に対応がよかったというようなことをお聞きいたしましたので、あえてこの質問をいたしたところでございます。

じゃ、続きまして最後になりますけど、本項目の最後の質問です。4番目、今後のワクチン接種のスケジュールについてでございます。

65歳未満並びに基礎疾患を有する方へのワクチンの接種については、3月のこれは全員協議会だったと思いますけども、7月からの接種開始とする旨の説明を受けておりますけれども、改めて今後の接種のスケジュールについて説明を求めます。

○議長（宮川安明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（福島明広君） 前回の3月の全員協議会において、一応60歳、64歳、基礎疾患におきましては7月からの予定というふうに、その3月の時点では上げとったところではございます。ワクチン供給関係もですね、大変影響をしているところでもありまして、高齢者及び高齢者施設の従事者におきましてが7月いっぱい接種がかかるという見込みであります。

そういうところも受けましてですね、一応提出資料を提出しておりますけども、この提出資料におきまして、ここが6月1日時点でのスケジュールとして提出してはいたしましたが、その後もスケジュールの検討も重ねながら、現時点での予定として説明させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

まず、町のコールセンターの設置については変更はございませんが、3月22日からあゆみの事務所内におきましてコールセンターを開設して、ワクチン接種に関する問い合わせや接種予約の受付、変更などを行っております。

次に、接種券の送付時期になりますけども、これにおきましては、64歳以下の対象者全員の方に、6月下旬の発送を予定しているところです。

接種の開始時期になりますけども、高齢者の次に60から64歳及び基礎疾患を有する方におきましては、7月下旬の開始を予定しております、それ以外の方につきましては、その後順次進めていきたいというふうに考えております。

やっぱりですね、先ほどから申しておりますけども、この予定スケジュールも、国からのワクチン供給が希望数に応じた安定的な配分をされることが一番の課題というふうに思っております。今後も国や県からの関連情報やワクチン供給の配分状況などによっては、また見直しが必要になることも考えられますので、町としても、情勢に応じて柔軟に対応し進めていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今の説明で十分わかりました。課長のほうも、この体制を敷きながら、柔軟に、ワクチンがきたら柔軟に対応していくということでございます。今回高齢者の皆さんたちからの高い評価、それと今の説明の中でも、やっぱり柔軟な対応についてもある程度のシミュレーションができていたようなイメージを受けましたので、なお一層頑張っていっていただきたいと思っております。ありがとうございます。

じゃ、次の質問項目に移らせていただきたいと思っております。質問項目2番の自主防災組織

の設立状況と活動内容についてでございます。

災害発生の頻度が高まる中、高齢化が進む地域にあっては、自主防災組織の重要性がますます高まってきていると感じておるところでございます。そのようなことを踏まえて質問をいたします。

まずはじめに1番といたしまして、現在までの自主防災組織の設立の組織数について、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　それでは、お答えをいたします。町の自主防災組織につきましては、平成20年ごろから本格的に設立がされてきたところでありまして、昨年12月末、これで町内の全行政区に設立をしていただきました。今後は、これらの自主防災組織が災害時に自主的に活動ができるように、町としましても一緒になって研修や訓練などの支援を行っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 　鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 　すべての行政区で組織ができたということでございますね。であれば、2番目なんですけれども、質問の2番です。現在、コロナ禍における自主防災組織の活動状況ということでお尋ねいたしますけれども、コロナ禍においてですね、様々な地域活動も中止だったり自粛の中でですね、自主防災組織の活動については、現在どのようになっているのかお聞きいたします。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　はい、お答えいたします。コロナ禍にありましては、ご存じのとおり、感染リスク拡大の懸念があるため、従来のような訓練や研修などができない状況も多いと思われまます。実際に町主催の防災訓練も、昨年は中止をさせていただきました。また、町の自主防災組織にありましても、訓練のやり方については非常にご苦勞をされております。しかしながら、その中でも人数を制限したり、マスクの着用、あるいは消毒の徹底、換気やソーシャルディスタンスなど、感染防止対策をしっかりとなさって、研修や訓練を実施されている自主防災組織も現実でございます。

町でも昨年は人数を自主防災組織から2名に制限をしまして、2回に分けて避難所開設及び運営方法の研修を実施をさせていただきました。コロナ禍でなかなか防災訓練を行うことが難しい状況ではありますけれども、災害はいつ起こるかわかりません。だからこそ、コロナ禍でもできる防災訓練をそれぞれが進めていくことが大切であるかと思っております。

全国を見ても、オンラインで研修等を実施している、あるいは訓練等を実施している所もありますので、そのような訓練の方法も研究をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 　鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 　じゃ、続きまして3番です。なかなかちょっとこの質問が抽象的かもしれませんが、自主防災組織が理想とする姿、私、形と書いてますけど、姿形とはどのようなものかということで、組織によっては、特色ある活動をされている組織も私

も知っております。ただ、なかなかその組織ごとに、なんていいますかね、温度差っていうと失礼かもしれませんが、なかなか特色はあるんですけど、ちょっといろいろあります。

行政が思う組織の形ですね、行政はそういった組織を作られて指導されていきますので、行政のほうがある程度の形についてはもっておられると思うんですよ。その行政が地域の防災組織に求めるというか、その形、姿というのはどういったものかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮川安明君）　　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君）　はい、お答えをさせていただきます。町が地域の自主防災組織へ望む理想の組織体制ということでございます。若干抽象的になるかもしれませんが、平成7年の阪神淡路大震災では、家屋の倒壊などによる生き埋め、あるいは閉じ込め、こういう人たちを助けたのは消防等の公的機関によるものは僅か2%です。多くは自力または家族や隣人など、地域住民によって救出をされました。災害発生直後は、公的機関による被災者支援の緊急対応には限界があります。また、被害を最小限に抑えるためには、発生後早い段階での救助が必要になるかと思えます。そのような状況の中では、自分たちの地域は自分たちで守るという共助、自助の取組みが大変重要です。そのためには、初期消火、あるいは災害情報の収集、伝達、避難誘導等の地域単位の自主的な防災活動が求められます。これらの役割を担う組織が自主防災組織であります。

しかしながら、議員先ほども言われましたとおり、活発に活動し、地域の安全安心なまちづくりに貢献をしている組織と、そうでない組織はございます。活動が活発でない所は、いわゆる形式的な自主防災組織や、会長等が短期間で交代することから、腰を据えた活動ができないというものと私は思うわけであります。

つまり、組織に真のリーダーがいないということではないかと思うのです。私個人の思いとしては、現在の自主防災組織の会長は、ほとんどが区長さんでありますし、区長さんも数年で交代をされます。ですから、自主防災組織の中に、組織の活動を支えてくれるリーダー、専門家といえますか、リーダーの必要性を強く感じております。いわゆる参謀といえますか、会長を支える人が必要ではないかと思うのであります。

そして、その方たちは数年で交代ではなく、常に組織にいて、訓練や研修などを進めていくというものであります。そこに地域の埋もれた人材を生かしていただきたいというふうに思うわけであります。先ほどもOBという話が出ました。例えば、具体的には警察、あるいは消防、役所、企業のOBなど、様々な知識、経験、技術を持った人たちが、地域にはたくさんいらっしゃると思います。そういった方々に防災のリーダーとなっていただきまして、自主防災組織の活性化にお力を貸していただけたらばというふうに思います。

また、自主防災組織の活性化には、向こう三軒両隣、この精神が非常に大事ではないかというふうに思います。みんなで協力し合う、これが原点ではないかというふうに思います。ですから、町では今年から自主防災組織の方々の防災リーダーとなる防災士資格の取得につきまして、講習代全額を町で負担するというふうにしております。町内の自主防災

組織の中に、最低でも防災士の資格を持ったリーダーが、リーダーを育成するのがねらいであります。それぞれの防災組織に1人でもこういうリーダーがおれば、活性化してくだらうと考えております。

そして、防災だけではなくて、地域の防災力向上と同時に、地域の安全安心にもつながっていくのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今説明をいただきまして、行政が描くその地域の防災組織の姿が、私なりにちょっと理解できたようなところでございます。いろんな行政区にちょっと足を運ばせていただくこともございますけども、そういった町の指導方針のもとですね、予算も今、立案されたということでございますので、そこも注視して見ていきたいと考えております。

それでは、この質問の最後でございます。自主防災組織と行政との連携についてでございます。今の室長の回答とも少しダブるかもしれませんが、私が思いますに、住民の生命、財産を災害からいかに守るか。行政と地域が緊密に連携することが最大の危機管理体制と。そうなるかと私は考えております。町としてはどのような考えを持っておられるのか、再度伺わせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどからの話にもあっておりますとおり、災害への対応、つまりはそういった危機管理といったことにつきましては、これは当然、行政だけでできるものではありませんで、災害からの復旧ということも含めまして、地域全体との連携協力体制が不可欠であるということは言うまでもないことかなというふうに思います。

そういう中で、課題としておりました地域防災の中心的役割を担う自主防災組織、これ私の一つの目標でもありましたけれども、これが先ほどのお話のとおり、町内全域に設置されたということは大変喜ばしいことだと思っております。

今後、こういったことをさらにステップアップして、防災士の話もあっておりますとおり、そういった地域リーダーの育成に今後は力を注ぎながら、また、町としても新たな支援策のほうも今、担当部局のほうで検討してもらっております。そのへんも含めたところで、各行政区等に組織された自主防災組織との連携を強化していきたいというふうに思います。

また、現在まで多くの民間事業者でありますとか団体、さらには災害時の物資の供給と応急工事の応援協定、そういったことをですね、結んでいる団体も非常に多いわけでありまして。そういった所との連携強化も大切なことだというふうに思っています。

執行部におきましては、5月の下旬に私を含め建設課長、それからくらし安全推進室長とともに、町の河川の重要水防箇所、これ16カ所ですけども、これを現状を視察点検をしてまいりました。

そういう中で、先日はですね、災害時の応援協定を結んでおります甲佐町の建設協会、こちらのほうで自主的にボランティアで土嚢2,300袋を製作していただいて、町内に越水

が想定される河川周辺等に配備をしていただいたところであります。そういった活動に対しては、本当に執行部といたしましても大変感謝を申し上げるところです。

それと、新たな動きといたしましては、先ほど申し上げたのは大体土木業、土木建設業中心の団体のほうでやってもらったんですけれども、建築業の事業所のほうからもですね、若干問い合わせ等もあっておりますし、そういった甲佐町全域において、各種団体の防災意識が広がりを見せるということは、大変好ましい傾向だと思っております。

このように、行政や自主防災組織及び協定を締結している組織、さらには町民の皆さんが、お互いにできることを連携あるいは協力しながら行って、災害に対応していくことが重要だと改めて感じるところであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 今町長が説明された中で、非常に危機管理体制の拡充、充実が図られてきているということが実感として読み取ることができました。今後もなお一層の自主防災組織との行政との連携を深めていただくように、よろしく願いたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次の質問が私の最後の質問となります。

質問事項3番目の河川浚渫の実施状況についてでございます。熊本地方も例年よりも早く5月15日に梅雨入りし、災害の発生する時期を迎えました。5月17日未明には、山都町において1時間に90.5ミリ、本町においても65.5ミリを記録する雨が降りました。本町には、今町長のお言葉の中にもありましたが、1級河川緑川をはじめとし、中小数多くの河川を有することから、当初予算にも計上されておりました緊急しゅんせつ推進事業の執行状況について質問をいたします。

1番といたしまして、現在までの実施状況について、実施箇所並びに進捗率について伺います。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは緊急しゅんせつ推進事業についてご説明を申し上げます。

この事業につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間の事業となっております。実施予定箇所は、町が管理する河川のうち、過去に越水している河川や氾濫のおそれがある河川など19河川を実施する予定でございます。令和2年度におきましては、5河川を実施しており、令和3年3月の現在までの進捗率は26%となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 5カ年計画ということだったんですね。私は単年度の予算だったのかなとちょっと思いまして申し訳ありませんでした。

それでは、今、進捗率が26%ということでございます。ただ、今年度に申したいと、令和3年度ですね、もう6月でございます。特に河川のしゅんせつでございますので、雨が降る前にですね、しゅんせつについてはある程度の進捗をされておくべきということで質問をいたしました。現在までの進捗率、令和3年度の進捗率ですね。それと、残って

いる箇所については、何らかの理由でしゅんせつがまだできてないと思うんですけど、その理由について合わせて質問を求めます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それでは、未実施地区と今後の予定と令和3年度どれだけやったかということなんですけれども、未実施箇所につきましては、令和3年度に入って二つの河川を実施しております。大体年間ですね、5から6河川をしゅんせつする予定としております。実施の時期につきましては、非出水期の10月秋ぐらいから5月いっぱいの間で行う予定としております。

この5カ年計画では、変更もできますので、土砂の堆積状況を見てですね、同じ河川を2度する場合もありますし、現在計画に入っていない河川についてもですね、しゅんせつが必要な場合にはですね、計画を変更してしゅんせつをするようにしております。

必要な時期にですね、効果があるしゅんせつを今後も考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） あの、令和3年度はどここの河川とどここの河川ですか、それ教えていただけないですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 豊内にあります南谷川と内田川の一部でございます。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） これで私の質問は終わりとなるんですけども、質問の最後に当たりですね、災害の発生する時期を迎えましたけれども、安心安全で住みよいまちづくり実現に向けてですね、なお一層の努力をお願いしたいと思います。これが私の願いですので、私のこれで一般質問を終わりとさせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで4番鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時55分から再開いたします。もとい、10時55分から再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時55分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐野安春君の質問を許します。

6番、佐野安春議員。

○6番（佐野安春君） 改めましておはようございます。6番、佐野でございます。一般質問通告書に従いまして質問を行います。

先ほど、4番議員から防災についての質問がありましたが、私も防災についての質問を行う予定にしておりますので、質問については予定どおり進ませさせていただきたいというふう

に考えてますのでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

質問事項、防災対策についてであります。町指定避難所兼緊急避難場所について、町ハザードマップの緑川浸水想定からすれば、新たな避難場所を設置すべきではないかと考えます。昨年9月の定例会において、避難所について質問を行っております。その内容は緑川堤防などの決壊で5メートル程度の浸水が予想されています。甲佐地区の甲佐高校を緊急の場合の避難所にできないかという質問に対しまして、佐々木くらし安全室長は答弁において、熊本地震の際に数日間避難所として利用した。毎年横田地区と合同で避難訓練を実施、緊急時には避難所になると考えているとありましたが、町として甲佐高校は避難所になると考えていることについて、高校または県と協議されたのでしょうか。指定避難場所にはならないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） はい、それではお答えいたします。以前も質問をお受けしましたがけれども、甲佐高校につきましては、現在、災害等が発生し、避難施設を開設する必要が生じた場合に、学校施設を指定避難所及び指定緊急避難所として利用することで協議、検討を進めておりまして、今後、災害発生時における学校施設の避難所等利用に関する協定、仮称でありますけれども、これを締結し、住民の方にもお知らせする予定で進めております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。昨年の人吉球磨地方の水害被害を見れば、球磨川水系は人吉、球磨村、芦北町、八代等の13カ所で氾濫、決壊し、約1,600ヘクタールが浸水をしております。球磨村の特別養護老人ホーム千寿園では、水没した施設で入所者14名が亡くなっております。地区の浸水の深さは、最大9メートルに達したと見られています。

熊本県警が発表した県内の死者64人の死因と発見場所によると、疑いを含んだ溺死が52名で、うち33人が屋内で発見されております。9月定例会後に作成されました町総合防災マップによれば、甲佐町の緑川兩岸の地域において、広くまた深く浸水することが想定をされております。1メートルから10メートル以上まで浸水が想定されております。防災マップには大規模水害発生時の広域避難地図も載せられていますが、避難する場合に安全な近い場所が避難先としては一番いいのではないのでしょうか。そうした意味で、甲佐地区においても、サンコーボラスや子育て支援住宅など、3階以上の建物が数カ所ありますが、甲佐高校は3階部分が広くあり、避難所として必要な場所であると考えます。

先ほどくらし安全推進室長から答弁がありましたが、避難所としてできるように進ませていくというお話がありました。そういった意味では、早期に避難所として開設できるようによろしくお願ひをしたいというふうに考えます。

地区の中で指定緊急避難場所は、大規模水害発生時には甲佐小学校、総合保健福祉センター、ろくじ館、地区防災公園がすべて浸水する可能性があります。そういう状況が想定されている時に、浸水の可能性がないか少ない場所を、避難所として事前に確保しておく

ことは必要なことだというふうに考えます。

次の質問に進ませていただきます。公民館等自主避難所について、もっと活用を図る必要があるのではないかということです。町総合防災マップには、57カ所の自主避難所が載せられております。自主避難所の活用をすれば、多くの町民を避難させることができます。遠くの指定避難所へ行くよりも近くの自主避難所が安全と考えられることもあると思います。57カ所あるので、多くの町民が避難することができると思います。

課題として思うところがいくつか考えられます。公民館、自主避難所を開設し、地域の避難者が避難した場合には、地区の民生委員や行政区の役員など、複数の世話役を設ける必要があると思います。そこには、町総合防災マップにも載せてありますが、緊急時の自主活動が機能する必要があります。自主防災組織の活動がスムーズに機能することだと思います。先ほどの答弁でもありましたが、自主防災組織の組織化は100%ということで、大変素晴らしいことだと思いますが、災害時の機能として即時対応ができる組織になることが必要だというふうに考えますが、その点では現在の自主防災組織の活動ができる状況ということでは、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　はい、お答えをいたします。議員仰いますとおり、甲佐町、昨年度作成しました総合防災マップ、57の公民館などを自主避難所として掲載してございます。昨年度までに、先ほど申しましたけれども、全行政区に自主防災組織も設立をされました。また、昨年、新型コロナウイルス感染症臨時対策の臨時交付金をすべての防災組織の機能強化、あるいは活動拠点となる公民館等の機能強化を目的に支援をさせていただきました。それぞれの組織が活動に必要な機材の購入、あるいは公民館等の修理、備品及び衛生用品等を購入されました。

また、地域によっては、早速、感染症対策を実施しながら、避難所の開設、運営訓練を実施された所もございます。町民の皆さんの防災意識は格段に向上していると感じておるところであります。せっかく町内に自主防災組織が設立されました。議員お考えのとおり、総合マップにも記載しておりますが、緊急時の自主活動が機能するように、行政と地域が一緒になって、繰り返しの防災訓練、あるいは防災教育、専門的知識と実践を経験した防災士の活用をして、防災力の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 　佐野議員。

○6番（佐野安春君） 　質問を進めさせていただきます。公民館等の自主避難所が建物の耐震性や浸水想定区域や土石流や急傾斜地崩壊危険箇所の範囲内である所も一部にはあるというふうに思いますが、そうした所は改善も必要になる場合もあるかと思いますが、そういった点では、調査等把握されていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 　くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） 　公民館等につきましては、57掲載しておりますけれども、行政区で管理されているもの、あるいは町で管理しているもの等が混在して

いると思われま。また、1981年以前に造られた公民館であれば、耐震機能にも問題があるのかなというふうに考えておりますし、行政のほうでそれをすべて把握しているわけではございません。

しかしながら、昨年のコロナ対策の臨時交付金で公民館を避難所として機能強化させるために、いろいろ修理をされた所もござい。あるいはトイレ等のリフォーム工事も行われた所もござい。ですから、今後は行政区と連携しながらですね、そういう公民館を避難所として機能が強化するように努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 公民館等の自主避難所が身近な避難所としてもっと活用できるようにですね、整備されることを、整備をよろしくお願いたいというふうに思いま。

次の質問に進みます。3番に福祉避難所は特別養護老人ホーム、桜の丘1カ所だということになっておりますけど、これは実際は7カ所に増えてるということではありますが、福祉避難所はまだ増やす必要があるのではないかとということで質問を行います。

福祉避難所は3月22日に福祉避難所の設置運営に関する協定というのが町内外の福祉施設と結ばれて、合計7施設への協力依頼が可能になったと広報甲佐5月号で報じられております。町では、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の把握に努めており、4月現在で250人を登録していると同じく報じられています。これまで1カ所の福祉避難所を多く増やすことができ、大変な前進であるというふうに思いま。

町長は調印式で、本町でも昨年7月豪雨のような災害が発生する可能性があり、広域避難所の確保が急務ですと述べられております。避難行動要支援者の方が250名とありますが、福祉避難所の増加でどれだけの、どれくらいの高齢者や障がい者の方が避難可能となるのでしょうか。また、これまで特別養護老人ホーム桜の丘1カ所が福祉避難所でしたが、福祉避難所として開設されたことはあったのでしょうか。開設されていれば、福祉避難所としての運営はスムーズに進行したのでしょうか。問題点等はなかったのでしょうか。答弁をお願いします。

もう一点ですが、避難行動要支援者の高齢者や障がい者などの内訳を教えてください。以上です。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） はい、それではお答えいたします。まず、福祉避難所の増加でどれくらいの高齢者や障がい者の方が避難可能になったのかということでござい。以前は議員のほうからもありましたとおり、桜の丘1施設、10名だったものが、7施設で最大59名ということになっております。

それと、2番目としまして、福祉避難所として開設されたこと、実績はあるのかということですが、桜の丘とは平成26年に協定を結んでおりますが、28年の熊本地震も含め、これまで町として福祉避難所を開設した実際はございません。

それと、開設しておりませんが、福祉避難所としての運営はスムーズに行われたのかと

いうことですが、これまで町に福祉避難所の運営マニュアルというものを作成しておりませんでしたので、本年の5月、運営マニュアルを作成いたしまして、平常時から
の取組み、また、災害が発生した場合の開設、運営、開所までの流れについてマニュアル
化しているものがございます。

このマニュアルにつきましては、まだ実際に運用をしておりませんので、問題点、もし
あれば随時改訂をして、より完璧なマニュアルにしていきたいというふうに考えておりま
す。

それと、最後に、避難行動要支援者名簿に登載されている方の状況について内訳をとい
うことですが、4月現在で250名でしたが、その後に2名追加をしておりますの
で、現在、252名の方を名簿のほうに、名簿登載者ということになっております。

町の要件としております要介護3から5、身体障害者の1、2級、知的のA、精神の1
級、2級、それと難病の方、というのが161名。それと、各行政区でそういう町の要件に
は該当しないけども、避難するときにはやっぱり周りの手助けが必要ですよということ
で登載をされている方が91名ということになります。

介護状態とか手帳所持については、重複している方もおられますが、要介護3から要介
護5の方が26名。身体が139名、知的が26名、精神が2名、難病が3名と。特に介護も障
がいもないという独居老人等の方ですけど、高齢者という方では26名、これは重複して
る方もありますので、足し算をすると252名になりませんが、そういうような内訳となっ
ております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めます。今、避難行動要支援者ということで、各個別
にですね、上げられました。あと、なんか避難行動要支援者の範囲はですね、幼児とか妊
婦とか外国人とかいうのも含めるというのがありますが、そういったことはまだこれから
ということで、またその小さい子どもさんとか妊婦さんというのがですね、一時的なもの
というようなところもあるから把握はなかなか難しいと思いますが、できるだけ正確に
ですね、把握に努めていただきたいというふうに思います。

避難行動要支援者の方が、今、252名おられるということで、家族の方まで含めれば、
もっと人数は多くなります。福祉避難所の受入対象となられる方は、かなり多数になると
考えられます。先ほど、受入体制で施設を増やしたけど、総数としては今のところ59名と
いうお話がありましたので、そういった意味では、施設のご都合もあるかと思いますが、
福祉避難所を増やす必要性はあるというふうに思います。そういった点でどういうふう
にお考えかということですね。

また、昨年9月の定例会一般質問の中で、避難行動要支援者の方の個別避難計画の作成
率については、60%ということで約4割が未作成と答弁されています。個別避難計画も
避難時に必要なものと考えますが、進捗状況ということはどうなっているでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 福祉避難所の増設、多くの施設と協定を結んだらどうかと

いうことですが、まず、避難行動要支援者名簿について若干ご説明を申し上げます。避難行動要支援者名簿につきましては、議員ご存じのとおり、災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする方をあらかじめ登録しておくという名簿でございます。

災害の種類、被害の程度によっても異なるかとは思いますが、避難行動要支援者名簿登載者全員が福祉避難所に避難をするということでは、町のほうでは想定をいたしておりません。当然、一般の避難所も同様でございますが、親戚のお宅、ご近所でも近くでより安全な所というようなこともありますので、全員ということでは想定はいたしておりません。

また、現在の避難行動要支援者名簿登載者の個別計画におきまして、福祉避難所、前回の名簿時点では、新たな施設がありませんでしたので、桜の丘を避難先として個別計画を策定している方は3名にとどまっております。

しかしながら、今回の協定で施設も増えておりますので、避難行動要支援者名簿登載者の個別計画の見直し時点で、避難先の選定につきましては、ご本人、ご家族の意向を踏まえた上ですね、個別計画のほうは策定したいというふうに考えております。

また、町内で受入可能と考えられる福祉施設につきましては、すべての施設と協定を結ばせていただいております。竜野、白旗、乙女につきましては、ふれあいセンター、高齢者センター等がありますので、その各施設を福祉避難所として想定、利用するというところは想定をしているところでございます。

それと、個別避難計画の作成率の話ですが、前回答否しました時に60.4%ということで答弁申し上げておりますが、現時点で個別計画の策定率は100%ということとなっております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 個別避難計画がですね、かなり進んで100%になったということですので、実際の避難行動の際にですね、きちんと役に立つようにですね、よろしくお願いしたいというふうに思います。

近隣自治体の状況を見ればですね、福祉避難所の設置については、自治体によって違いがあります。各自自治体のホームページ上では、上益城郡内では山都町は14カ所、益城町が16カ所、一方で嘉島町や御船町は1カ所というふうになってます。町では7施設へとですね、福祉避難所を増やすことができ大変な前進がありますが、先ほど質問した内容で、やはりこう、必要な数はまた今課長のほうから答弁がありましたが、対象になる施設も考えているというようなことでありましたので、やはり高齢者の方や障がい者の方ですね、避難ができないというようなことがないようにですね、よろしくお願いしたいというふうに思います。

質問、次、続けていきますが、町の第6期障がい者福祉計画、今年の3月に作成されたものでありますが、の作成時の避難や防災などの緊急避難時対応について、障がい者の方や家族の皆さんに対するお尋ねで、火事や地震などの災害時に困ることは何でしょうかという問いに対して、答えとして、1、避難場所の設置、トイレなどや生活環境が不安とい

うのが34.8%。二つ目に、安全な所まで迅速に避難することができないということが30.7%。3番に投薬や治療が受けられない、26.9%というふうになっています。こうした皆さんの不安や困難を町として解決していくということが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 福祉避難所の数につきましてですが、各町村で差があるということで、町外の福祉施設におきまして、ご協力いただける施設があるのであればですね、当然、町のほうからご相談申し上げて、ご協力いただける施設があるのであれば、協定のほうは積極的に結んでいきたいというふうに考えております。

それと、障がい者、町外福祉計画の中での心配ごと、困りごとということでご質問がっておりますが、1番目の設備、トイレなどということですが、たしかに一般の避難所ですと、多目的トイレがない施設等もございます。これらの施設につきましては、施設管理者によって順次改修が進むものというふうに考えております。

2番目の安全な所まで迅速に避難することができないということにつきましては、個別計画の中で近隣住民、また地元の自主防災組織、消防団等のご協力によって避難をするよというような個別計画を作成しておりますので、地区で、各地区でされる防災訓練の折にですね、その計画を生かしていただきたいというふうに考えております。

それと、3番目の薬や治療が受けられないということですが、薬につきましてはですね、処方するというのは町のほうではもう困難だと考えられます。で、非常持ち出し袋の中に、いつでも持っていけるように自分が必要な薬というものは用意していただく。これはもう、福祉避難所に関係なく、一般住民の方が避難所に避難されるときには、自分が使う薬というものは、やっぱり間違わずに持って行っていただくということが大変重要だというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 福祉避難所としてですね、ご協力いただいている施設は、介護や高齢者福祉施設であるというふうに思いますが、それぞれの施設の入居者の皆さんのお世話をされる中で、災害時の福祉避難所として施設を提供いただいているわけで、大変ありがたいことであるというふうに考えます。

また、町は今後も福祉避難所の充実のためにご尽力をいただきたいというふうに考えております。質問を進ませさせていただきます。

質問事項4番の避難時の携行品について、最小限にすべきではないかということで質問を行います。

防災無線での避難所への案内で、携行品についての注意が行われております。携行品の中に寝具ということが言われてますが、避難する場合に寝具は大きなものになりますし、徒歩での避難では携行することに無理があるとの町民の声もあります。寝具まで持参するのは無理だから、避難できないと考える町民もおられると思います。避難時の携行品に寝具は外せないのでしょうか。また、毛布類を避難所に用意することはできないのでしょうか。

か。

もう一点、昨年9月定例会一般質問の中で、広域避難についてくらし安全室長から説明がありましたが、具体的な協議や検討についてはおられてなかったというふうに思います。また、町内外の福祉施設との福祉避難所の協定締結の調印式において、町長は、昨年7月豪雨のような災害が発生する可能性があり、広域避難所の確保が急務ですと述べられています。広域避難についての近隣自治体等との検討は進んでいるのでしょうか。以上2点について答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長（佐々木善平君） はい、お答えをいたします。避難時の携行品についてでありますけれども、町では避難所開設の際に、避難時には寝具を携行するようにご協力をお願いをしているところです。これは他町でも同じような放送をしている所がございます。これは、自分でできる方、自家用車などをお持ちで寝具を準備できる方や、知人等に頼める方につきましては、できるだけ自分たちで準備をしていただくことをお願いしているわけでありまして、高齢で徒歩での避難といった方々にまで、無理にお願いをしているわけではございません。あくまでご協力をお願いしているところです。どうしても寝具などの持参が困難な方につきましては、避難時にお申し出ください。町のほうで準備をいたします。

それと、広域避難についてでございますが、これにつきましては、国交省、気象庁、県、及び白川と緑川流域の各自治体で構成しております白川緑川水防災意識社会再構築協議会というのがございます。これにおいて、平成29年からこれまで連携協力をいたしまして、減災のための三つの目標を掲げ、これにつきましては三つの目標は情報発信、あるいは防災教育、それと広域避難でございます。この三つを掲げ、ハード及びソフト対策を一体的、計画的に推進することに取り組んでおります。

広域避難につきましては、最大規模降雨のハザードマップの作成をいたしました。また、広域避難情報の追加もいたしました。町の総合防災マップにも、大規模水害発生時の広域避難地図を掲載しております。これにつきましては、周辺自治体と避難の受入について協議を進めておりますけれども、具体的な場所についてはまだ特定できておりません。避難場所を確保できたとしても、収容にはそれぞれ限界があります。これが現状でございます。今後も引き続き、隣接する各市町で協力しながらですね、住民に安全で円滑な避難行動を促すことができるように、検討を重ねてまいります。

具体的に、町では緑川が氾濫した場合に、浸水の危険性が少ない美里町、ここと広域避難を含め、災害時の包括応援協定について検討を進めているところでもございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 避難時の携行品につきましては、くらし安全室長から答弁がありましたが、持ち出し品の有無で避難しないとか、避難できないということがないようにというふうに考えます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、広域避難についてはですね、検討を重ねておられるということで、早くですね、具体的な避難路というようなこと、場所とかですね、そういうことがはっきりわかるようにというふうに思います。次の質問に進ませていただきます。

質問事項の2番目の学童保育、放課後児童クラブでのコロナ感染症対策について質問をさせていただきます。

まず第一に、コロナ感染症対策について、町からの指導はどうされているのでしょうか。ご存じのように、御船町において、学童クラブ施設内で新型コロナウイルス感染の陽性者が集団で発生しております。もともと学童クラブ施設は、児童の施設占有面積基準が、子ども一人当たり1.65平方メートル以上という確かなゆとりがない広さで決められております。そうしたスペースの拡充をこの機会にできないものかと思いますが、そういった点、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 新型コロナウイルス感染症対策について、学童保育施設に対する町からの指導についてお答えいたします。

資料にもありますけども、町には三つの放課後児童クラブ、学童保育施設があります。感染症対策については、国、県からの通知をもとに町からも指導しておりますが、具体的には、職員及び児童のマスクの着用、こまめな手洗い、共有箇所や備品の消毒の徹底、定期的な換気などです。また、施設を利用する前に発熱や咳などの症状がないか、職員及び児童に対して体調の確認をしていただき、体調不良の場合は利用を控えていただく。職員については、他の職員と交代するなどして対応をお願いしております。

次に、施設の面積基準についてですが、面積基準については、児童一人につき概ね1.65平方メートル以上であり、各クラブ、利用定員に対しての面積基準は満たしております。また、利用児童数は日によって違うことがありますが、登録者全員が利用した場合、施設によっては密になることが心配されますが、現在使用している保育専用施設のほかに、トイレ、流し台のスペースぐらいしかない施設もあり、感染しないように各クラブそれぞれに工夫して対策をとられているところです。

ただ、感染対策として、ゆとりあるスペースの確保ということでは、例えばくるみクラブを例にして、ほかの代替施設等を考えますと、面積要件や職員の配置基準、また月曜から土曜日までの利用が可能かどうかなどをクリアしなければならず、現在のところ、保育施設の変更や拡充は考えておりません。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） やっぱり提出いただいた資料を見てもですね、特にこのくるみクラブの施設がですね、ちょっとほかの施設に比べたら狭過ぎるような感じがします。私も実際見に行ったこともありますけど、やはりあの、そういった点ではですね、かなりこのコロナ感染症対策についてもですね、ご苦労されてるのかなというふうに思いました。

あとですね、この資料の提供で一つだけ、この元気クラブが会員さんが6名ということで、ほかの施設に比べたら少ないんですけど、これはもともとこういうふうに少なかった

んですかね。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） はい、元気クラブの利用児童数についてお答えします。例年ですと20名前後ぐらいの利用数がありましたけども、昨年度については、新型コロナウイルス感染症の関係で、保護者の利用控えといいますか、感染予防的な意味合いもありまして、利用を控えというところで、少しずつ人数が減ってきております。

あと、白旗小学校のほうで下校時間がですね、上級生との帰りが一緒になったということもありまして、そういうところで低学年の保護者の方がですね、上学年と一緒に帰れるというのもあったかと思えますけど、そういう理由もあって少しずつ減ってきております。

また、今年度については、白旗小学校、乙女小学校、それぞれ10人未満の入学生だったかと思えますので、新規の利用者というのが少なくなっております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問のもう最後のほうになりますが、質問事項1の防災対策と関連しますけども、災害時のですね、避難をどうされるのか。訓練等は実施されてるのか、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 学童保育施設で水害や地震などが発生した場合の避難についてお答えします。クラブの運営については、非常災害に対する具体的計画を立てて、これに対する普段の注意と訓練をするように努めなければならないとされており、各クラブに対しては、地震、火災など緊急時の対応についてマニュアルを整備し、少なくとも年2回以上の避難訓練や、関係機関との連携など、児童の安全確保に努めるように指導しております。

特に、洪水につきましては、昨年7月に各クラブとも社会福祉施設避難確保計画を立てておられ、緊急連絡先や連絡の方法、あと避難場所としては近くの小学校などを決めておられます。また、台風時、失礼しました。ただ、洪水時の避難訓練については、実施できたクラブとできなかったクラブがありました。また、台風時などのクラブの休所については、小学校の休校に準じて休所とすることがありますが、夏休みなどの小学校の休業日に大雨などの悪天候が予想される場合は、開所時間前に警報などの発令状況を確認し、早めの対応として臨時休所とすることもあります。

今年度は、大雨に関する避難情報が、避難勧告から避難指示に変更されたこともあり、昨年立てられました避難確保計画の再確認と、洪水を含めた非常災害時を想定した避難訓練の実施及び利用者への避難場所等の周知などを再度指導しております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、以上で、予定しておりました質問項目について一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮川安明君） これで6番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐良二議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。本日、私はですね、人口減に対する問題と、それから地元購買力の向上について強い危機感を持っての質問となります。一般質問通告書に沿って順次質問を進めてまいりますので、担当課、もしくは町長のご答弁よろしくお願ひいたします。質問に入らせていただきます前に、午前中、鳴瀬議員の質問でもございました、本町においても新型コロナウイルスのワクチン接種、非常にスムーズに進んでおると聞いております。あゆみにおいて接種業務に当たっていらっしゃる医療従事者の皆さん、それから健康推進課はもちろん、すべての業務に携わっていらっしゃる職員の皆さんに心から敬意を表したいと思ひます。一日も早いワクチンの接種の完了と、それから新型コロナウイルスの終息、これを願っております。

さて、私はですね、本日、このまち・ひと・しごと創生甲佐町人口ビジョン、それから第2期のまち・ひと・しごと創生甲佐町総合戦略、この2つの関連するところについてお尋ねをいたします。この2つに関しては本年3月議会におきまして、担当課の古閑課長、企画のですね、古閑課長のほうより概要の説明がございました。今日は絞っての質問となりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、この人口ビジョンのほうにはですね、国立社会保障・人口問題研究所、以後、社人研とお呼びしますが、この社人研によります本町の人口の推計値というものが示されております。44年後、2065年まで示されておきまして、44年後の2065年には何と613人まで減少するというふうに推計値が示されております。ざっくりではございますけど、現在今、1万人弱、町の人口いますけど、これがだんだん、そちらから見て右肩下がりに下がってきまして、6,000人ぐらいまで下がるというふうに推計値が出ておりますが、10年ごとに1,000人ずつ減少していくというふうな推計値になっております。10年後には1,000人減、20年後には2,000人減、30年後には3,000人減といった推計値になっております。あくまでもこれは推計値ではございまして、私はこの推計値、ただ単に少子化だからしょうなかっていう思いではなく、決して思っておりません。危機的状況だと思っております。1万人割れすら私は危機的状況だと考えておりますが、まずはこの社人研の推計値を町はどう捉えているのかということで、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。社人研からの推計値、危機的状況だと考えるが町としてはどう考えているかっていうことですけれども、議員言われますように本町の人口におきましては、昭和55年の国勢調査以降減少を続けておきまして、平成27年までの25年間

で約2,200人、17%の減少ということになっております。平成27年の国勢調査の人口で1万717人となっております。平成22年の1万1,181人に対して464人減少にもなっております。当初、社人研の推計では1万670、当初の社人研の人口推計ですね。それよりも若干ではありますけれども、47人ではありますけれども、人口減少のほうには一定の歯止めがかかっている状況にはあります。しかし、社人研のほうで再度推計された人口推計によりますと、本町の人口は先ほど言われました2065年、これは令和47年になりますけれども、人口のほうで6,113人で生産年齢人口15歳から64歳までの人口が2,964人、高齢人口も2,228人、年少人口も920人というところで、今、推計をされているところです。このまま社人研の推測のように人口減少、また、少子高齢化が進んでいきますと日々の暮らしや経済、行政などの様々な場面で影響を与えることも考えられます。そのためにも移住定住の施策推進により転出者を減らして転入者を増やす取り組み、また、自然増減数が人口減少に与える影響も大きくなりますので、出生数を増やす取り組み等も重要であり、結婚、出産、子育てまでの切れ目のない包括的な支援、教育、環境の充実など、安心して生活できる環境を整備する必要があるのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。ただいま答弁いただきましたとおり、行政といたしましても日々の暮らしや経済、それからいろんな場面で影響が出てくるというふうなことでございました。答弁の中にも若干ではございますが2010年からの5年間、これに関しましては社人研の推計値を上回っている時期もございました。これは本町が進めてまいりました移住定住政策の推進、こういった、の結果だと思っております。評価に値することだと思っております。隣の町と比べるわけでございますけど、嘉島町においては、もう1万人超えが射程圏内に入っております。そして美里町におきましては合併、今年が11周年です。11年前、美里町は1万2,300人台の人口が、現在、9,500人、2,800人ほど、美里町に関しては減少が11年で減少しております。人口減少が進むとですね、この総合戦略に示してあります持続可能なまちづくり、地方創生SDGsの実現等にも影響するであろうし、人口ビジョンにも示してあります、この様々な影響というのが出てまいります。15項目、この人口ビジョンにはどういった影響が出るかっていうのが示されております。抜粋して6項目読み上げますと、まずは行財政への影響ということで税収が減少すると。それから子育て、教育の分野といたしまして保育園、学校の統廃合が出てくる。それから地域の問題といたしまして空家、土地の荒廃が進み地域の伝統芸能、伝統行事、生活文化が衰退する。そして、産業面への影響といたしまして農業や地元中小企業、そういったところの担い手不足、後継者不足が進む。そして最後に、身近な商店の閉鎖による中山間地域での買い物弱者の増加と、こういうことが起こってくるというふうに明記されております。しかしどうでしょう、最後に読み上げました身近な商店の閉鎖や買い物弱者の増加といったことは、もう既にご承知のとおり、起こっております。私は商店街に身を置いておりますが、身近な商店というのは商店街に限らず各地区、各地区にございます。残念なことに、昨年、私

の商店街におきまして、いくつかのお店が静かに店じまいをされました。いくつかだと思われませんか。3店舗、そのお店をですね、昨年度、静かに閉店をされました。こういった身近な商店というのは別になくても困りませんって方が私はほとんどだと思います。車があります。コンビニがあります。隣町まで行けば大型ショッピングセンター、大型商業施設があります。別に何も困りませんっていう人がほとんどだと思いますが、実際、困ってらっしゃる方もたくさんいらっしゃいます。そういった方が高齢者であったり、買い物弱者と呼ばれる方たちではないでしょうか。こういった身近な商店の必要性、なんで必要かといえますと、ただ単に日用品や食料品、こういったものを販売するだけではありません。高齢者の、じいちゃん、ばあちゃんのコミュニティーの場になってます。それから日々の安否確認、あたげんしゃは元気しとらすかいたとか、いろんな、そういった安否確認の場にもなっておりますし、また、村の公民館の鍵を預かってくれたり、災害時はもちろん自助・公助・共助、この共助の部分において非常に大切な役割を果たしているのが、こういった小さな商店だと私は思っております。そういった様々な影響がですね、今後更に出てくる、出てこないように、今から対策を打っていかねばいけないと思いますが、まずは人口減をくい止め、いくつかの施策といたしまして転入を促し、転出をくい止めるということが一つ挙げられると思います。人口ビジョンにも示されてますとおり、20代、30代、若い世代の転出先、これで圧倒的に多いのが熊本市でございます。転入もでございます。熊本市から。転入は転入としておいといてですね、転出で圧倒的に多いのが熊本市でございます。熊本市においては通勤通学圏内でございます。進学就労しても本町からですね、通勤通学ができるため、どんな定住施策があり、これをどう今後進めていくかお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。本町から熊本市への転入転出につきましては、平成29年の10月から令和2年の9月までの3カ年間で転入が280人、転出が336人で56人の転出超過というような状況になっております。転出に関しましては、県内転出の約45%が熊本市っていうことになっております。熊本市は本町から約20キロ、車で40分の通勤また通学の圏内であること。また、近隣市町におきまして企業や商業施設など集積し、雇用の拡大が進んでいるような状況で、地域の特性として人を呼び込む好条件も揃ってきております。進学、就職、結婚、住まい探しなどの機会に転出しなくてもよい環境づくり。また、定住を図る施策や教育環境の充実を図ることとしているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。では、うちの地域振興課から定住施策の取り組みについてご説明をしたいと思います。まず、現状の取り組みにつきましてご説明いたします。若者、子育て世帯の定住を促進するため、甲佐町定住促進助成金交付要綱に基づき、新築または建売取得される方に助成をしております。助成額につきましては、要件等で変わってはきますけども、甲佐町開発行為等指導要綱により承認を受けた定住促進指定団地

に新築された、または建売を取得された方には100万円というふうになっております。合わせて未就学児におられる世帯につきましては、未就学児1人当たり10万円の助成を行っております。甲佐町定住促進事業の収支等につきましては、町のホームページや移住定住パンフレット、甲佐の暮らしというのを作成しておりますので、その配布を行っております。また、熊本移住定住促進戦略推進協議会等々の関係機関とも連携を図りながら、県内外に周知を行っているところです。また、議員ご心配の今後の取り組みにつきましては、議員言われますように20代、30代世代の転出者が熊本市や近隣町が多いことの結果になっていることから、なぜ転出されるのか、原因等の調査、研究や定住促進事業等の周知をどう甲佐町のよさを知ってもらうかなど、転出者を防ぎ転入者を増やすために空家バンク制度の充実や、新たな情報発信の手法などを今、課内のほうで協議を行っているところになります。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。是非とも、その若い世代、20代、30代が熊本市や近隣の市町になぜ転出されるかの原因の調査、研究を行っていただき、転出を防ぎ転入を増やす取り組みを今後も行っていたきたいと思っております。同様に転入を促す取り組みといたしまして首都圏や県外からのUターン、それから県外、首都圏からのIターン、Jターン等の移住促進に向けた取り組みといったのはどういったものがございませうか。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。今、言われました首都圏や県外からのUターン、Iターン、Jターンの取り組みについてということで、移住促進に向けた取り組みについてお答えいたします。東京一極集中の助成及び地方の担い手不足、担い手不足対策のためにU、I、Jターンによる就業者を創設する移住支援金制度を活用しております。移住支援金として最大100万円の支援を行っているところです。令和2年度に1件の申請実績が今あっております。3年度には1件の今、予定という部分で、申請の予定がっております。また、令和2年度は移住支援金の対象条件を緩和する見直しや、コロナ禍においてZoomやYouTube等を活用したオンラインによります移住相談会を行うなど、PR活動や移住希望者との交流を通じて東京圏内をはじめとする他地域からのU、I、Jターンの移住者を増やす取り組みを行っております。今後関係機関との連携を図りながら令和2年度の取り組みの充実を図るとともに、東京圏内のみならずU、I、Jターンによります移住者を増やしていけるような取り組みを検討していきたいというふうに思っております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。是非とも、そちらのU、I、Jターンによる移住者を増やしていける取り組みのほうにも取り組んでいただきたいと思っております。人口ビジョンによりますと、2018年度まではずっと転出超過でございましたが、2019年度のみですね、

転入超過になってる時期もあります。この理由っていうのは何だったんでしょうか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。2019年、これ平成31年、令和元年になりますけれども、転入超過の理由ということですが、詳しい分析は行ってないところなんですけれども、この年、2019年には子育て支援住宅等の完成もしておりますので、そういったもの、施設の完成によるものも転出超過って部分の一因ではないかというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。2019年は災害公営住宅やヴェルデ甲佐の完成が一因とのごさいました。こういった受け皿があればですね、おのずと転入も増えてくるのではないかというふうに思います。本町の遊休地等を活用して、更なる定住促進指定団地の開発等にも力を入れていただきたいと思っております。

次に、人口の自然減に対する取り組みといたしまして、結婚、そして出産、子育てに関するお尋ねでございます。自然減をくい止めるにはやはり出生率、そして出生数の向上が鍵となってくるわけですが、人口ビジョンによりますと、本町の合計特殊出生率を見ますと、昭和58年から平成19年、これまでずっと下がっております。1.81から1.39まで減少しておりますが、平成25年から平成30年のこの5年間においては1.87と、国、県の水準を大きく上回ってる、この要因は何なのかというのと、また、総合戦略においては合計特殊出生率の目標値というものが明記されております。令和7年度の目標値が1.96と、かなり高めに設定されておまして、高めに設定されるのは大いに結構なことではございますが、そのためには令和7年度まで、だいたいどれくらいの出生数が必要となるかお答えください。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。合計特殊出生率についてお答えいたします。この合計特殊出生率につきましては、簡単に説明いたしますと、一人の女性が一生の間に産む子どもの数の指標ということになります。本町の合計特殊出生率は、先ほど議員も言われましたけれども、1998年、平成10年から平成19年までの間で1.39まで減少しておりました。しかし、2013年、平成25年から2018年、平成30年の時点では、1.87ということで、国、県を上回る水準まで上がっております。増加の原因についてですが、この率の計算のもととなる分子と分母を分けてみますと、分子である出生数ですが、出生数に関しましては、ここ数年60人程度の一定数で推移しているんですけども、分母である15歳から49歳の女性の人口、こちらについては減少しております。結果として、合計特殊出生率が高率に推移しているっていうこともあります。本町の場合は、合計特殊出生率の上昇だけに目を奪われることなく、さらに若い女性の人口減少も著しいということに注意をしていく必要があるかと思っております。また令和7年度の目標値として1.96というのを掲げておりますけれども、どれくらいの出生数が必要になるかっていうことですが、先に説明いたし

ました合計特殊出生率の算定で、これが15歳から49歳までの年齢ごとの女性の人口、また出生数によって計算されるものでありますので、それぞれ出生率により変化しますので、一概に何人出生すればこの数値になるかっていうところまでは言えないところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。15歳から49歳の女性の人口が分母、それから出生数が分子であり、一概には言えないということではありますが、できるだけ（4文字削除）には産んでいただけるような環境づくりを整えていただきたいというふうに思います。出産、子育ての一貫した支援につきましては、延長保育事業の実施や一般不妊治療費の助成制度の実施、早産予防対策費事業の実施、また、子育て中の保護者の医療費負担軽減を目的とした中学生までの医療費助成等々ございますので、引き続きそちらには取り組まれていただきたいと思っております。

続いて、結婚についてのお尋ねをいたします。出生数、出生数を向上させる第一段階、やはり結婚をしていただくことだと思います。総合戦略におきましては、現在実施している婚活事業、これは検証し、さらに充実、拡充し、新たな出会いの場を創出しますというふうに明記されておりますが、現在、婚活事業のほうはどうなっているか、そして、これまで累計での結婚された方、成婚された方の数というのはわかりますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。それではお答えいたします。婚活事業につきましては、町が甲佐町産業後継者育成対策協議会に委託を行い事業実施をしております。本格的に婚活事業を開始したのは平成21年度からで、臨時職員1名を専属として雇用しております。平成27年度、地震の前の年になります。まで活動を行っており、その間の実績としましては4組の結婚が成立したところです。その後、熊本地震の発生により活動を休止し、令和元年度から活動を再開しております。新たな事業構築をするため先進地研修などを行いイベントを開催し、その結果として新たに1組の結婚が成立したところです。そのようなさなか、新型コロナウイルスのまん延拡大により令和2年度、そして現在まで活動ができていないような状況となっております。今後、新型コロナウイルスの状況を注視しながらイベントの開催や個別のマッチング、または全国の優良事例を取り入れた事業構築を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時24分

再開 午後1時25分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。先ほど、企画課長の答弁のあと、私がですね、15歳から49歳の方で■■■■には産んでいただきたいという発言をいたしました。これは不適切かと思えます。訂正してお詫びし、出産を希望される方というふうに訂正いたします。お詫びいたします。申し訳ございません。

引き続き続けますが、実は私もですね、10年前に商工会の青年部長をいたしておりました。このご縁で、この婚活の甲佐町産業後継者育成対策協議会の一員でございました。そのとき確か3組だったと思うんですが、10年ちょっと、10年以前だったですか、それから要は21年度から現在までっていうことは12年前、12年間。12年間で累計5組っていうことは私は非常に少ない数字だと思うんですが、抜本的な見直し、検証等が必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい。事業の抜本的な見直しということでございますけれども、平成21年から27年までの間に4組ということで、これ、そのあと地震等々で活動休止しております。令和元年に再開したときに、この協議会の中で何回も話し合いを行いました。その中で、今までのそのイベントを中心としたやり方っていうのはいかがなものかっていう意見がやっぱり出ております。そんな中、協議会の中で幾度も議論をし、今度は個別のマッチング、そういうのを中心に進めていきたいと、そしてイベントも開催して、それは集客っていいですか、人を集める効果がある。イベントを開催し、その中で今度は個別のマッチングを中心に行っていこうと、っていうところで先進地視察等も行っているところでございます。で、まだその内容についての具体的なところがまだ決まっておられませんけれども、今後そのようなところを柱として進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。婚活に限らずですね、先の様々な定住施策、移住施策、それから出産、子育ての施策等についても総合戦略には必要に応じて検証結果を見直すというふうになっております。是非、5年ごとの見直しではなく、ことあるごとに検証、見直しを行っていただき、必要に応じて事業内容の変更を行うなど、状況に応じた施策の展開を図っていただきたいというふうに思います。そういった定住施策や結婚、出産、子育ての施策をいかにして周知していくかというのが大切だと思いますが、そのPR方法はどうされますか。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい。各施策のPRをどうしていくかっていうことですが、昨今、昨年、営業開始をしております井戸江峡交流拠点施設、また古民家交流拠点施設、熊本甲佐総合運動公園など地域資源との連携を図り、交流人口拡大のための仕組みづくり、そういったものを行いながら交流人口や関係人口の創出を行いながら、甲佐町をよく知っていただいて移住希望者への移住体験に関する事業の企画や、民間事業者へのPR活動な

ど、新たな情報発信の手法など、本町のウェブサイトやSNS等を活用しながら、今後更にPRを積極的に行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。昨今のですね、キャンプブームの追い風を受けまして、本町においても乙女河原自然公園、それから井戸江峡の交流拠点施設、大変賑わっております。また、熊本甲佐総合運動公園と本町に、本当に交流人口増に大きく貢献している施設がございます。野球場、ソフトボール場が完成すれば、そして築場がですね、再開すればもっともっと、この甲佐に訪れてくれる人が増えるというふうに思います。そういった各種施設にですね、確実に手に取ってもらえるようなパンフレット等を設置したり、先ほど言われましたSNS等をですね、活用して、アナログ的なところとデジタル的なところを上手く活用してPRを図っていただきたいというふうに思います。

次に、最後の質問ですが、地場企業への支援、地元購買力の向上への取り組みについてでございます。総合戦略に明記されております地元での購買を優位にするシステムを活用した町内消費の啓発活動を通じて地元の購買力の向上を図るというふうに明記されておりますが、このシステムというのはどういったシステムなのか。またですね、コロナ後、アフターコロナを見据えた地元購買力の向上の支援策等があればお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。では、購買を優位にするシステム及びアフターコロナを見据えた地元購買力の向上の支援についてお答えをしたいと思います。購買を優位にするシステムっていうことは、ろくじ館をはじめ甲佐グラウンド、こうさんもんなどの甲佐町の特産品をインターネット販売を行っていただいていることも優位なシステムの一つかなというふうに考えております。また、昨年から取り組んでおります移動販売事業の整備事業もですね、実施をいただいているところでございます。合わせてコロナ禍において、今、キャッシュレスの決済の普及、また、スマートフォンの決済が推進されている中で、今、スマートフォンでのですね、決済増加傾向になってきております。そのスマホ決済業界内では利用者の獲得のためのお得なキャンペーンなど開催をされております。町内の商店でもスマホ決済ができるような取り組みができればコロナ感染対策や購買力向上につながっていくのではないかと考えてもおります。ただ、スマホ決済をしていただけるように促しただけでは賛同していただけないこともあると思っております。そこで、今後コロナ終息後の経済回復を見据えた国の地方創生臨時交付金等の支援をいただいた場合につきましては、スマホ決済、キャッシュレス決済での地元限定の還元キャンペーンの取り組みなどを行うことで町内の商店がスマホ決済、キャッシュレス決済の導入のきっかけになり、購買力の向上につながっていくのではないかとというふうには考えています。また、昨日、補正でご決議いただきました商品券もですね、その一つの事業だというふうには考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。この地元購買力の向上に関しましては、先日、本議会の議案第45号、一般会計補正予算の中で国の第3次補正による新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業の説明がございました。その中でプレミアム付商品券についても審議がなされました。これがアフターコロナの一つの地域経済活性化の起爆剤になると私は期待しておるわけでございます。発行に関しましても、ただ単に前年度投資するのではなく、2番、甲斐高士議員が発言されましたとおり商工会、こちらでもアンケートを取られておられます。そういったアンケートをですね、十分参考になされまして、広く、大小すべての町内の行政、いきわたるよう工夫をしていただきたいというふうに思っております。

最後にですね、町長へ、このプレミアム付商品券の発行事業、とりわけ壊滅的な影響を受けた飲食店支援への取り組む思いをお聞きしたいと思いますが、実は私、この同じ質問をですね、同じ1年前のこの6月議会ですしております。ただ、若干、1年前は大打撃を受けたと表現しておりましたが、今回は壊滅的というふうに表現をさせていただきます。1年前に比べて特にお酒を提供される飲食店、ほんと苦境にさらされております。私もことあるごとに店主の方たちとお話をさせていただきますが、平日でもゼロが当たり前とお客さん、週末1組、2組って、こんな感じに今なっております。冒頭に申しました閉店を検討されてるお店があるっていう中には、この飲食店も、飲食店の方もいらっしゃいます。そういった飲食店支援に向けた町長の取り組む思いというものを最後お聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 取り組む事業内容については、先ほどまでですね、それぞれの担当課の課長のほうで説明がなされたとおりでろうというふうに思います。やはりこの、コロナの対応としてやっぱりワクチンがですね、これをやっぱり早く接種を完了させるということが、そのアフターコロナに向けての、まずは第1段階の対応だろうというふうに私は思っております。で、その上で、これまでも企業の持続化給付金に対する町の更なる上乘せもやっておりますし、あとはまた借入時の利子補給であったり、また今回、新たに一般会計の補正予算のときも出ましたとおり、営業時間の短縮要請に対する協力支援事業ということで、町のほうではその事業費の10%を負担するというので、金額からすると、町の負担は145万じゃありますけれども、全体のあれから考えたらその10倍というような事業費にもなります。そういったいろんな手立てをやりながら何とかこの、収まるまでの期間、それから、それ収まってからの経済回復に向けてのことを考えていかなくちゃなりません。その一つの手段がさっきから言うようにプレミアム商品券の発行だろうというふうに思います。また前回並みの事業費も組んでおりますし、対応の仕方についてはいろんな、そういう考え方があるとすれば是非そのへんをですね、我々にもお示しいただければ参考にさせていただきたいと思っておりますし、商工会と協議する余地があれば、またその中でもよりよい方向をですね、その予算の範囲の中でも対応できると思っておりますので、研究していきたいと思っております。それと、先ほどから、やはり地元の商店街に対する思いをとくと甲

斐議員述べられました。で、町としてもですね、この提案についてはもう常々から考えていることでありまして、この商店街の生き残り、どうやって町としても支援していくのか、それで、このコロナのとき以外においても経済対策としてのプレミアム商品券も発行したことも度々ありましたし、それに、安津橋の総合運動公園についても交流人口、関係人口増やすことによって、これが甲佐町のほうに流入していただく、それがひいては商店街の活性化にもつながっていく。また、子育て支援住宅、それから復興住宅をこの役場周辺のほうに建設させていただいておりますので、合わせて50世帯の購買力が今度は更に加算されるというようなこととなりますので、そういう、いろんな施策をですね、組み合わせることによって、これは少なくとも、その商店街、地元に対する支援にはつながっているんだろうなって私は思っております。即効性がある施策、あるいは間接的な施策等にもつながるかもしれませんが、そういったことをやらさせていただいていることはですね、是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。今後発行される、このプレミアム付商品券、非常に昨年同様、期待しておりますので、売れ行き等は注視していきたいというふうに思っております。

最後に人口減に関する問題は、未来の子どもたち、そしてその、また、その子どもたちのために、それからプレミアム商品券については地元企業の発展のために私も郷土愛と使命感を持ってがんばっていきますので、是非、一緒に取り組んでいきましょう。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（宮川安明君） これで、1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、田中孝義議員の質問を許します。

3番、田中孝義議員。

○3番（田中孝義君） はい、こんにちは。3番、田中でございます。一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。では、早速質問のほうに移らせていただきます。今年度、新過疎法の見直しがされ、甲佐町も過疎地域の指定から卒業の可能性がありますでしたが、町長たちのご尽力のお陰で過疎地域の指定から外れることもなく、今後10年は指定を受けることができますが、今まで町の過疎対策事業、事業債借入れ状況を見ますと令和1年6億7,560万、令和2年5億9,950万となっています。事業として集落支援事業、道路橋梁整備事業、総合運動公園整備事業など年間約30件ほどの事業が行われています。そこで、

令和3年度に過疎対策事業債を活用する事業にどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは、新たな過疎対策についてのお尋ねということでございますけども、答弁に入ります前に、まずは新たな過疎対策事業について若干内容を説明させていただきます。ご存知のとおり、これまでは過疎地域活性化自立促進特別措置法ということで平成12年から2度の延長により、21年間続き、令和2年度末で有効期限を終えております。これに代わりまして、新たに本年度から過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法が施行されております。その内容は人口減少率及び財政状況が特に厳しい地域を過疎地域とし、当該過疎地域が持続的発展に関する目標を掲げた計画を作成し、その計画に基づき達成状況を評価しながら過疎対策に取り組む場合に10年間に限り過疎債をはじめとする特別措置を講じるというふうにされております。このようなことから、町ではまず、甲佐町過疎地域持続的発展計画というのを作成する必要が生じております。この計画につきましては、現在企画課において計画策定を進めている段階で、9月議会において議案の提出を行いご審議をいただく予定としております。この計画をもとに過疎対策事業債の継続や国庫補助率のかさ上げ、また、地方税の減収補填措置などの各特別措置を受けられることとなります。

それでは、ご質問の本年度におけるの予定事業についてお答えいたします。本年度においては、主に道路橋梁や橋梁の補修事業、総合運動公園整備などのほか、農政、観光、消防施設などのハード事業、また、行政区運営交付金、保育料負担軽減事業、子ども医療費助成事業のソフト事業への充当などを予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、今、課長の説明で令和3年度の過疎債を利用する事業については理解いたしました。9月の定例会において甲佐町過疎地域特別持続発展計画について提出されるということなので、次の質問に移ります。

令和3年度当初予算の主な事業の中で、交際費が10億3,064万円になっていますが、その中で提出いただいた今後の過疎対策事業債元利償還金の見込みを見てみますと、その中で過疎対策事業債元利償還金は令和3年度4億9,111万7,000円。と、そのあと令和7年度から約4億円の償還金となっていますが、あくまでも借入れがない場合の計上であり、今後借入れを行った場合、10年後、過疎地域の指定から外れることを考えると、計画的な運営が必要と思いますので、今後10年間の過疎対策事業の活用計画及び過疎対策事業償還金についてお聞きします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。令和3年度予算中の交際費の約10億円の内訳につきましては、過疎対策事業債、これが交付税措置が70%となっておりますけども、これが約4億1,000万円と全体の41%。それと、災害復旧事業債、これが交付税措置のほうで65%

から95%の間ということになっておりますけれども、これが約2億6,000万円で全体の26%。それと、臨時財政対策債、これについては交付税措置は100%ということになりますけれども、これが約2億円で全体の20%ということで、この3つの事業債を合わせて87%となっております。そのほか12種類の事業債を現在活用している状況でございます。それと10年後に過疎指定から外れることとなることを想定すれば、今、過疎債自体が3年間の据え置き期間を含めて12年間という償還期間や、また、激変緩和措置等を考慮した上で現状や将来を見据えながら効率的な運営を検討していく必要があるとは考えております。過疎債の活用につきましては、7割の交付税措置という有利な制度でございます。新たな過疎法によると、持続的発展を通じ人口減少の緩和や税源の涵養につながるような事業に重点的に活用していくこととなっております。償還金につきましては、現在、別添資料に5年間の見込みを表示しております。これについては令和2年度時点で借入が決定している範囲での数値となっておりますけれども、令和6年度の約4億5,000万円をピークとして、おおむね4億円弱から4億5,000万円の間で推移している状況でございます。ちなみに、この元利償還金の7割はのちほど交付税措置されるということとなります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。今、課長の答弁で、町として現状や将来を見据えながら効率的な活用を検討していく考えがあるということですので、次の質問に移らせていただきます。

今後、過疎地域の指定から外れた場合、事業への影響はということで、現在ソフト事業として集落主要事業として行政区運営交付金、保育料負担軽減事業、子ども医療費助成事業に、私がいただいた資料では平成30年6,950万、令和元年6,340万、令和2年5,120万が過疎債として使われていますが、このような事業はなくすべきものではないと考えます。この事業費は今後どこから捻出するのか、その他の事業について、事業についての影響についてちょっとお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） 過疎債におけるソフト事業部につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。この3つの事業に対し、過疎債をどの程度充てているのか、令和元年度で申し上げますと、まず行政区運営交付金は総事業費が1,561万円、そのうち過疎債の充当が1,500万円ということで、率にすると96%を充当しているという状況です。それと保育料負担軽減事業につきましては、これは保育料を町独自で抑えていると、保育料の金額を抑えている費用に充てているものですが、これが3,641万円、そのうち2,200万円、約60%を過疎債充当しております。それと子ども医療費助成事業、これについては4,131万円のうち2,640万円、率にすると64%を充当しとるという状況です。合わせますと総事業費が9,336万円のうち過疎債充当が6,340万円で68%を過疎債で賄っているということになります。また、この過疎債のうち7割が交付税措置ということになりますので、この68%の7割ということで、総額の約48%になりますけれども、4,438万円がのちほど交付

税措置となることとなります。過疎債ソフト事業分の財源措置ができなくなったときの事業の存続につきましては、行政区運営交付金事業、保育料負担軽減事業、子ども医療費助成事業につきましては、このような過疎債措置をする前から実際行ってきた事業でございます。10年後も状況が変わらない限り、現在掲げております第7次町総合計画に掲げる住民との共同や次世代育成という面でも存続させていく必要があると考えております。存続させていく場合の財源措置という面でございますけれども、これは新たな歳入の確保、または行財政改革による財源確保を図る必要が生じてくると思われまます。ほかの事業への影響ということでは、このソフト事業分のみで考えた場合は費用的にはハード事業分よりも少額ですが、過疎債自体がもう使えない状況となると影響は大きいものとなり、これまでのような事業への取り組みが困難となる面も想定されると思ひます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。今、答弁の中で過疎債が使えなくなった場合の影響は大きく、これまでの事業への取り組みも困難になるとの答弁をいただきましたが、町としては今後、甲佐町過疎地域持続的発展計画を策定し、過疎対策事業債の継続を目指すと理解しました。最後にですね、町長のお考えをちょっとお聞かせいただければ、お願いします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 繰り返しのお話になりますけれども、この新過疎法の制定に伴って、先ほど議員おっしゃるとおり、この甲佐町がその指定団体から卒業するんじゃないか、外れるんじゃないかという懸念があったわけですが、結果として激変緩和措置の適応をいただいて、過疎指定団体に残れるということになったところです。その際、正副議長にはですね、上京していただいて、県選出の国会議員の先生方にもその要望、活動に携わっていただきましたし、もう執行部といたしましても議員各位、皆様方に心からお礼と感謝を申し上げたいと思ひます。本当にお世話になりました。本来、この過疎の指定団体から卒業するということは自立した自治体という評価にもなりましようし、大変好ましいこととは思ひますけれども、ただ、現実的にはいろんな事業を実施する上で過疎債の発行ができて、しかも70%の交付税措置があるということでもありますので、そうした恩恵に与るわけでありまして、甲佐町といたしましても、言うならば貴重な財源を得ると、そういう意味合いのほうが大きいと思ひます。また、国庫補助事業についても補助率のかき上げもありますし、また、先ほどお話にも出ましたとおり、現在ソフト事業もですね、この過疎債の対象になるという大変利活用がしやすい内容となっております。仮に10年後、卒業団体となって、こうした有利な起債が活用できないとなりますと、町が計画する多くの事業にも多大の影響が出てくることは容易に想定されるわけでありまして、場合によっては事業仕分け的な集中と選択に迫られる場合もあろうかと思ひます。ただ、何とかですね、知恵を絞りながら、この過疎債に代わる代替財源を捻出したり、また同時に、これは行財政改革も更に進めていかななくちゃならないというふうにも思っております。それと、ちょっと角度を変えれば、この過疎の指定団体をいただいている期間中に町の大きな懸案

事項、例えば企業誘致に向けた環境の整備でありますとか、そういったことについては今の段階からやはり進めておく必要があるんじゃないかと思います。一旦その指定を受けた場合には、ほかの事業に投下する事業費というものもありますんで、なかなか簡単にはいかないような状況になるということは容易に想像が付くわけでありまして。そういった中でですね、今日、財源確保といった点において、多くの自治体において、非常にこのふるさと納税をうまく活用されている実例があります。また、いろんな取り組みも紹介される場所でもありますけれども、甲佐町におきましては、昨年度、もうご承知のとおり、このふるさと寄付金の額が、これまでのと比較しますと格段の数字を伸ばした経緯もありますんで、また、大変意味合いからすると即効性があることも期待できますので、そのことに期待を寄せながら、さらにこの事業を強化拡充をしていきたいと考えています。そうしたですね、取り組みを複合的に行うことによりまして、特に町が、町の活力につながっていく事業等については極力予算の重点配分ができるように総合計画で目指すまちづくりに向けて引き続きがんばっていききたいというふうに考えてます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。国の過疎法によるものであって、今後ですね、過疎債に頼らない町になるということは必ず必要になってくると思います。だけん、そういうときのためですね、今後やっぱ計画どおりに取り組んでいただくようお願いして私の質問を終わります。

○議長（宮川安明君） これで3番、田中孝義議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時09分

再開 午後2時09分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に5番、森田精子議員の質問を許します。

5番、森田精子議員。

○5番（森田精子君） 5番、森田でございます。それでは、一般質問通告書に従いまして質問をさせていただきます。まず、1番目の津志田河川自然公園ほかの管理についてでございますけれども、津志田河川自然公園は九州でも珍しく広大な土地と、いつ来てもいつでも使える、また、無料であるということからアウトドア志向のグループやファミリーの方々、また、近年はソロキャンプで人気高い公園として大変多くの方々から知られております。土日ともなると県内外から川遊びやバーベキューを楽しむ人々で4~500人の方々がテントなどを張り巡らせ、さくらづつみ前の道路までテントを張られ、車での通行ができないこともあると地元の方からお聞きすることもあり、先ほども言いましたけれども、かなりの賑わいを増しているということになります。検索サイトでは無料キャンプ場と検

索すると津志田河川自然公園が1番にきて、200件近くの口コミもあります。自然公園の利用という観点から見ると原始的な自然の地域はより深い自然とのふれあい、そして体験が得られる場として貴重なものであると私も感じております。そこで、入込客数の把握状況、また、ごみ対策などを含め管理状況はどうなっているのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。では、津志田河川自然公園の入込客数についてお答えをさせていただきたいと思っております。資料を呈しておりますけれども、入込客数の推移といたしましては平成30年度から令和2年度までをお示しをしております。平成30年度が3万3,591人、令和元年度が3万9,826人、令和2年度が5万3,225人と平成30年度から比べましても令和2年度につきましては1万9,634人の増加をしております。増加の理由といたしましては、今、議員言われましたように口コミですね、そういう無料で調べますアウトドアの施設としては1番に出てくる部分もあると思っておりますが、そういうかたちでアウトドアのブームと合わせて、今、新型コロナウイルス感染症の拡大によります野外施設の利用者が増えたことと考えてもおります。

次に、ごみ対策を含めた管理状況についてお答えいたします。ごみ対策につきましては、津志田河川自然公園のパトロールを週1回以上、清掃を月2回以上として緑川漁協に委託をしております。ただ、ごみにつきましては必ず持ち帰るように周知していますので、以前より減少傾向にはありましたが、ここ近年のコロナ禍で利用者も増えてきますので、最近ではごみを置いて帰られる方も出ているのが現状ということになっております。その他の管理といたしましてはトイレの清掃、トイレトペーパーの補給、トイレの周辺清掃を週3回以上としてシルバー人材に委託をしております。また、建設課に依頼し道路維持作業員による公園内の除草作業を年2回、通路等の補修作業を年1回程度実施をしております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） 今、ただいま課長のほうから年間の入込客数、それから管理状況についてお話がありました。これは以前とそう変わってはいないのかなというような認識はしております。現在ですね、津志田地区の有志3名の方々が土日の夕方6時から7時までぐらいの間で自主的に消防車でパトロールを実施されておられることをご承知のことと思います。そういう中で有志の方々がごみの持ち帰りや除草作業などを実施されておられます。5月の連休には2日が98組、3日が97組、29日が96組とテントが100張以上にも及ぶことも多々ありました。そのときもグループの人たちやソロで来られている人たちに炭やごみの持ち帰り、それから火の始末などのお願いで巡回されておられますが、利用者のモラルが問われ、炭がそのまま、ごみが散乱していた。それからボヤ騒ぎ騒動などもあるとお聞きしております。また、水辺の近くには水難事故のとき使用できる水難救命格納庫が2カ所設置されておりますけれども、中には救命用具としてロープ付の浮き輪、それから別にロープが1本入れてありますけれども、そのうちの1カ所には、この前私がちょ

っと確認しに行ったんですけれども、ロープが入っていませんし、また、その周辺は私の背丈よりも高い草が生い茂り、救命格納庫が設置してあるということさえ分からない状態にありました。そこで、公園管理を行っていく上で、町は住民と行政の共同による公園の整備や管理運営を進めると示されておりますけれども、基準をはっきり明示し、町や地元住民、利用者などの参画、それから緑川漁協などの連絡と連携等です。また、口コミでは利用者の率直な感想意見も投稿されておりますので、今後の管理運営の在り方などについての考え方はないのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。議員言われましたとおり、地元津志田区の有志の方に定期的にパトロールや除草作業をしていただいております。その中で直火によるボヤ騒ぎやモラルに反した行為をされる方がいることも報告を受けています。地元有志の方々の行為には深く町としては感謝をしているところでございます。実際、管理をしていく上で、町だけではどうしても行き届かないところが多々ありますので、議員言われますように地元区長や利用者らの声を聞きながら管理体制につきましましては水難救命機具格納庫のですね、確認も含めたところで国土交通省熊本河川国道事務所をはじめ、地元利用者、緑川漁協関係機関との行政でどうかたちでの連携体制がいいのか、協議・検討させていただければというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。管理体制の中で地域振興課としての管理っていうのは委託だけではないと思うんですけれども、先ほど申しました格納庫ですね。それを探するのに3人で行って探したんですけど、1カ所はポールがきちんと立ててあるのが分かって、あと1カ所が、全然その、どこにあるんだろうってか、焦りながら探したような結果がありました。そういうその、何て言いますか、環境をですね、その、だいたい見れば、その格納庫あたりが見えてないので、そこはどやんかしとかないかんていうような気持ちもあると思うんですけれども、課としてですね、そのパトロールっていいですか、そういうのは現在されておられますでしょうか。お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。課としまして、定期的についていうことではありませんけれども、出席前にはですね、現地の確認等は必ず行うようになります。そのとき、議員言われました格納庫については、ポール等も立ってですね、そのときは見えてたんですが、今、すいませんが、この梅雨時期があって、急に草等が伸びた部分で、自分もこの前見に行きましたけども、1カ所がやっぱり分かりにくいと、部分もありますので、そのへんについては町も確認を行いながらその作業等にですね、努めていきたいというふうには考えておりますので、以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。管理体制については今後協議し、検討していくっていう

ことですが、現在、町は自然豊かな緑川を活かした交流人口を図るために公園のデイキャンプなどによる利用促進や利活用を検討しますというふうに基本計画の中でも示されておられます。現在、利用者の発案でクリーンキャンプと題し、動画配信サイトやSNSで発信しキャンパーなどを集めて、昨年の10月、12月、そしてまた今年の3月、5月に清掃活動や直火禁止看板設置などを、その集まった方たち全員で手分けして看板の設置などをされ交流を図られております。津志田河川自然公園は先ほども申しましたけれども、多くの人たちが集まり、目を見張るようになってきています。以前の議会の中でも利用料の問題が問いただされたことも数回あります。町では、今までに使用料徴収や整備について検討をされたこともあると、もちろん自分も担当をしたこともありますので承知しておりますけれども、実際、実施するまでにはなかなか厳しい状況で整備の予定までには至っていないのが現状です。しかし、何らかの手段を講じることは必要かと思えます。そこで、現在、実施しているふるさと納税で返礼品なしの津志田河川自然公園に特化した寄付設定であらかじめ項目などの設定をして、用途の目的を限定するなどの取り組みは考えられないのかをお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。では、今、ふるさと納税の用途についてお答えをさせていただきたいと思えます。町では、ふるさと甲佐応援寄付金としてふるさと納税制度を活用しています。そこで、応援寄付金を申込みいただく際に、寄付金の活用についてどういう目的で使っていただきたいのか希望を伺っており、その項目にふるさと環境、景観保全というものがあります。そこに寄付していただいた寄付金、令和2年度でいきますと件数では約1,900件で、寄付金額につきましては、約3,200万になります。その一部を河川公園等の維持管理に充てております。また、議員言われます津志田河川自然公園に特化した返礼品なしの寄付の設定でございますけれども、今のふるさと甲佐応援寄付金とは別に考えないといけないというふうには思っております。例えば、津志田河川自然公園にキャンプに来ていただいている方に津志田河川自然公園の環境整備の協力金として寄付をしていただけるような仕組み作りが必要ではないかというふうに考えております。その中で、他自治体など取り組みを参考にしながら検討していきたいというふうには思っております。以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。ただいまの担当課長のほうから協力金あたりの考え方と言われましたけれども、以前、私も担当していた時期に、あそこの管理をどうしていくのかという検討があったときにですね、入口、自動販売機があるところから降り、下ったところの看板が一つ立ててあって、少し広がっている土地がありますけれども、そこに津志田地区の青空グループの方たち、当時で12、3名はいらっしゃったかと思えますけれども、その方たちにお願ひに行きまして、その、自分たちで作られた野菜をそこで販売していただいて、そのときに、入って来られる方たちに協力金でかたちで100円以上お願ひしますっていうかですね、できる方はお願ひしますっていうようなかたちで行ったこと

もあります。しかしながら、なかなかその、当時はですね、ここも今のような感じで賑わいも、まあまああったんですけども、今のような賑わいかたではありませんでした。それで、津志田地区の方たちも毎週、その土日行くのは、人も来ないし、なかなか自分たちの時間も制限されてしまうのでっていうようなかたちで、惜しくもその、辞められたっていうような経緯もあります。現在はですね、その賑わい方がその当時とは全然違いますけれども、今後もさらなる応援寄付の増加を目指すということの意味を含めて、返礼品なしの津志田河川自然公園に特化した寄付としてユーチューバーやSNSなどの投稿者の分にも情報を発信していただいて、あらゆる面から取り組みを実現することを願ひまして、次のコロナ禍対策における感染防止対策についてお聞きいたします。

昨日13日で熊本のまん延防止措置と重点措置も終了しました。そういう中でもキャンプをしている方々を見ますと、コロナ禍の影響で少人数のグループや一人ソロキャンパーですね、によるバーベキューなどが人気となっております。御船町では若い方8名のグループの中で7名の方がコロナに感染されたという報道もあっておりました。そういう中で利用者に対する「新しい生活を心がけて公園を使おう！4つのポイント」の公園利用注意看板などの設置は考えていないのか。また、当たり前のことができなければ利用規制も検討しなければならなくなると思いますが、現在までにどういうことを対策としてされたのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。では、コロナ禍における感染対策についてお答えいたします。津志田河川自然公園におきましては、町のホームページに新型コロナウイルス感染症に伴う公園の利用についてという欄を作成し、利用者には「新しい生活様式を心がけて公園を使おう！4つのポイント」等を掲載してコロナ感染対策を周知しております。また、熊本県独自の緊急事態が発令されたときには閉鎖をさせていただいた経緯はありますけれども、現在、熊本県がまん延防止等重点措置が昨日まで指定を受けておりましたけれども、国、県からの通知等により公園利用については封鎖ではなく、先ほど答弁いたしました「新しい生活様式を心がけて公園を使おう！4つのポイント」を順守していただくことで利用可能ということとさせていただいてるところです。なお、看板の設置につきましては、今、設置してある看板がありますので、その看板を利用して、その「心がけて公園を使おう！4つのポイント」の周知を図りながら今後のコロナ感染状況を確認し、新設する必要がある場合につきましては予算も必要となりますので、財源確保を務めるとともに設置場所等も含め国土交通省熊本河川国道事務所と協議をしていきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。新しい生活様式を心がけて公園を使おうっていう4つのポイントっていうのは、こういったかたちに、掲載をされております。この看板はですね、是非ともですね、園内には必要ではないのかなっていうふうに思います。コロナ対策だけ

ではなくて普通に使用されるときもですね、体調が悪いときは利用を控えるとか、時間、場所、遊び、譲り合う、それと、人と人との間をあげよう、こまめに手洗いをしましょうっていうふうにしてあります。こういったことはですね、是非とも目立つところに立てていただければっていうふうに思います。

次の、河川敷の竹林・雑木及び中州等の伐採についての質問に入ります。緊急事態宣言の発令時には町により公園の出入口利用禁止看板のバリケードが設置されました。しかし、感染予防や治安維持の観点から、そういうことを含めて津志田地区の方たちが28日間毎日ですね、公園にいる人たちに声かけをされて、そして今4日目にはゼロになったという経緯もあります。美しい、緑川の美しい自然と魅力ある景観を提供するために河川敷に生えている竹林・雑木及び中州などの処理について国土交通省により竹林の伐採、雑木、それから中州の処理など適時に実施され、上揚地区から白旗地域までの数カ所にわたり環境に配慮した伐採や中州の土砂除去など整備されたことは、町の要望活動の成果だと確信しております。また、美しい自然とともに育む緑川の景観に心和んだ人も数多くおられます。しかし、整備当時の河川敷はまた以前の姿に戻りつつあり、麻生原付近から津志田地区においては有害駆除の住処となり、イノシシやシカなどが農作物に被害を与えています。地元から駆除隊に依頼されたそうなんですけれども、河川敷での鉄砲による駆除はできないと言われ、これから先、田植えのほうの時期に入るのに頭が痛いというふうに言われています。このような状況を踏まえて、その河川敷の雑木、竹林、中州などの処理を今後どうしていくのか町としての見解をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。では、河川敷等の竹林、雑木及び中州などの処理についてでございますけれども、地域振興課といたしましては、地域振興課で管理してる河川公園の環境整備についてお答えをさせていただきたいと思っております。地域振興課としましては、中甲橋グリーンパーク、竜野川環境施設、津志田河川自然公園、白旗地区環境整備広場を管理をしております。各公園等の管理整備につきましては、地元区や地元での管理組合、JA上益城に除草等の管理委託を行っております。議員言われます竹林や雑木等の処理につきましては、河川の全体的な環境整備になりますので、建設課と協議を行いながら国土交通省や関係機関等に要望していきたいというふうに考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。それでは、建設課のほうからですね、国が管理をされる一級河川緑川の河川浚渫樹木の伐採については、毎年、先ほどもありましたとおり国土交通省熊本河川国道事務所に要望を行っております。国のほうでも、そういった要望をですね、叶えていただきまして、町の要望する箇所や国のほうで点検・監視が行われ、危険な箇所から実施をされておられます。で、また津志田河川自然公園の対岸の伐採は令和元年に実施をしていただき、田口橋や乙女橋周辺の伐採の要望も現在行っているところでございます。国のほうでも毎年2、3カ所の伐採・浚渫が行われ、今後も国に対して要

望活動を続けていきたいと考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。町が歩んできた長い歴史の中には、いつも緑川が流れていました。この自然環境の財産をよりよく育てていくためにも国に対しての要望活動を継続していただくようお願いしまして、2番目の法定外公共物における町の支援についてということでお尋ねをいたします。

現在、里道や一般農道以外については地域に密着したかたちで地域住民の公共のよう供しているため、地域で管理を行うようになっております。農道については多面的機能支払交付金事業により農業・農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動により支援されております。里道についても町で定めてある整備要項には行政区での整備が困難なものについて、町が整備を行うために必要な事項も定められております。そういう中ではあるんですけども、整備対象事業の第2条にあります1号から5号まで、すべて該当しないと町のほうでは整備できないというふうになっております。しかし、生活道路として利用している里道の側溝など、一部箇所を地域住民で整備するには高齢化も進み限界があります。そこで、地域住民の安心安全を図る意味でも今後の方針として何らかの支援ができないのかお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。里道についての今後の方針及び何らかの支援はできないかということですが、現在、法定外公共物の維持管理につきましては、先ほど議員のほうからもありましたけども、地域に密着した里道・水路であるため草切りや修繕などの通常の維持管理は原則地域の方をお願いをしております。現状での町の支援といたしましては、維持管理に必要な原材料の支給、建設機械の借上げ費用、そして通行に支障があった場合、緊急的な陥没等の補修作業などを行っております。区での対応が難しい工事などについては、これまで区のほうから建設業者などに工事を依頼され、町から支給する原材料とか重機借上げを組み合わせる形で実施をされておりますが、どうしても経費が不足するという区での負担で行われております。区によってはですね、先ほど議員のほうからもありました、他の交付金を利用して、そういった不足分について充てられて事業を実施されている区もあると聞いております。町でもですね、行政区での整備が困難なものにつきましては平成28年度に甲佐町法定外公共物整備要項を策定し、要件を満たせば町のほうで整備を実施することができるようになっておりますので、行政区と整備の方法などを一緒になって考えていきたいと思っております。今度の方針支援につきましては、現状での制度を活用して事業の組合せや整備の方法などについて行政区の負担軽減ができるようですね、方法を協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい。ただいま課長のほうから説明があったのは承知しており

ますけれども、なかなかですね、その地域によっては、何ていいますか、その、どうしてもその、5項目の中に該当しない部分があって、でも、そこをすると、その地域の何軒かは水も水害の被害に遭わないとか、そういう問題も抱えておられるところも多々あります。里道についての管理は地域でという趣旨はもちろん承知はしておりますけれども、町へ相談しに行ったときに、これはあるとこの区長さんなんですけれども、ただ、言葉で地元管理ですからできませんというような受答えもあっているとお聞きしております。せっかく、そういう、その要項も定めてあるのであれば、そういう地元管理であるのでできませんというような言い方ではなくて、やはり現場をちょっと見ていただいて、その5項目に該当しなくてもですね、町として、ここはどうしても機械代は出さないとかなんかろうかっていうような案ていうのはですね、その状況に応じてあると思いますので、是非ともですね、そこは、少しでもその地域住民の安心安全な生活が送れるよう、現状の制度を活用してですね、地域に寄り添った支援ができることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川安明君） はい。これで、5番、森田精子議員の質問は終わりました。
以上をもちまして、一般質問の通告者すべての質問は終わりました。
しばらく休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後2時50分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議員派遣について

日程第2「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については議長に一任することに決定しました。

日程第3 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第4 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第3「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第4「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題といたします。

お手元に配布のとおり、総務文教・産業厚生の2つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第5 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第5「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、会議を閉じます。

閉会前に当たり、奥名町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、6月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月11日から本日までの4日間にわたり、提案をいたしました議案等の各案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました令和3年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、政策の推進を図ることができるとともに、ご指摘をいただきましたことを踏まえまして、なおいっそうの住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいります。

今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11日に開会、本日14日までの4日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し無事閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなる尽力を賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

最後に、これからますます暑い時期に向かいます折から皆様には切にご自愛いただきますようお願い申し上げます、令和3年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時56分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 3 年 第 2 回 定 例 会

令 和 3 年 6 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電 話 (096) 234-1198